

水産政策審議会第58回漁港漁場分科会会議次第

日時：令和8年6月23日（火）13時30分～15時30分

場所：農林水産省 本館8階 中央会議室

（東京都千代田区霞が関1-2-1）

1 開 会

2 水産庁漁港漁場整備部長挨拶

3 議 事

（諮問事項）

諮問第515号 漁港漁場整備基本方針の変更及び漁港漁場整備長期計画の
策定について

（報告事項）

海業の取組と現状について

（その他）

4 閉 会

水産政策審議会第 58 回漁港漁場分科会資料一覧

- 資料 1 水産政策審議会漁港漁場分科会委員等名簿
- 資料 2 － 1 現行の漁港漁場整備基本方針及び漁港漁場整備長期
 計画の概要
- 資料 2 － 2 漁港漁場整備基本方針の変更及び次期漁港漁場整備
 長期計画の策定に関する現状と課題、検討の視点
- 資料 2 － 3 地方ニーズの概要
- 資料 3 海業の取組と現状について
- 資料 4 「漁港漁場整備事業の推進に関する技術開発の方向」
 の改訂について
- 参考資料 1 漁港漁場整備基本方針の変更及び漁港漁場整備長期
 計画の検討スケジュール（案）
- 参考資料 2 漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針
- 参考資料 3 漁港漁場整備長期計画
- 参考資料 4 漁港漁場整備事業の推進に関する技術開発の方向
- 参考資料 5 水産をめぐる状況について

水産政策審議会漁港漁場分科会委員等名簿

資料 1

漁港漁場分科会委員

氏 名		備考
あ お き けんじ 青木 健治	北部太平洋まき網漁業協同組合連合会理事	
あ べ くに お 阿部 国雄	北海道漁業協同組合連合会代表理事会長	
く どう たかふみ 工藤 貴史	東京海洋大学海洋生命科学部海洋政策文化学科教授	分科会長
く ぼ かわ とし はる 窪川 敏治	有限会社金城水産代表取締役	
さ さ き じゅん 佐々木 淳	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授	分科会長代理
ね も と きょうこ 根本 経子	全国漁協女性部連絡協議会理事	
ま つ お ゆうこ 松尾 優子	苫小牧工業高等専門学校創造工学科准教授	

(委員数 7 名 : 五十音順、敬称略)

漁港漁場分科会特別委員

氏 名	現 職	備考
な かが わ めぐみ 中川 めぐみ	株式会社ウオ一代表取締役	

(特別委員数 1 名 : 敬称略)

(委員・特別委員数 合計 8 名)

現行の漁港漁場整備基本方針及び 漁港漁場整備長期計画の概要

令和 8 年 6 月 23 日
水産庁

1. 漁港漁場整備基本方針について

漁港及び漁場の整備等に関する法律における規定

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年五月二日法律第百三十七号）抜粋

第二章の二 漁港漁場整備基本方針

第六条の二 農林水産大臣は、漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針（以下「漁港漁場整備基本方針」という。）を定めなければならない。

2 漁港漁場整備基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向
- 二 漁港漁場整備事業の効率的な実施に関する事項
- 三 漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項
- 四 漁港漁場整備事業の推進に際し配慮すべき環境との調和に関する事項
- 五 その他漁港漁場整備事業の推進に関する重要事項

3 農林水産大臣は、漁港漁場整備基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。

4 略

5 農林水産大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、漁港漁場整備基本方針を変更するものとする。

（以下、略）

漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針の概要(H14.3策定、H19.6、H24.3、H29.3、R4.3、R5.12変更)

I 漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向

漁港漁場整備事業の推進に関し、今後重点的に取り組む課題について、事業推進のあるべき方向を規定

- ①産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化
- ②海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保
- ③「海業」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上

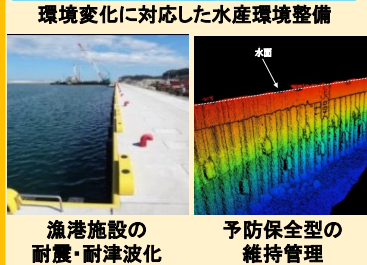
社会情勢の変化への対応

- ・グリーン化の推進
- ・デジタル社会の形成
- ・生活スタイルの変化への対応

水産業の成長産業化



持続可能な漁業生産の確保



漁村の魅力と所得の向上



社会情勢の変化への対応



II 漁港漁場整備事業の効率的な実施に関する事項

漁港漁場整備事業を効率的に実施し、適切に効果を発現させるために考慮すべき事項について規定

1. 整備の連携に関する事項
2. 漁港の役割分担を踏まえた事業の実施に関する事項
3. 国と地方の役割分担に関する事項
4. 工事の効率性の向上に関する事項
5. 技術の開発に関する事項
6. 国民に開かれた事業制度に関する事項
7. 民間活力の導入に関する事項

III 漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項

漁港漁場整備事業の施行上必要とされる、設計、工法等に関する技術的な指針を規定

1. 漁港・漁場施設などの設計に関する事項
2. 漁港・漁場整備事業に係る工事の実施の順序と工法に関する事項

IV 漁港漁場整備事業の推進に際し配慮すべき環境との調和に関する事項

漁港漁場整備事業の推進にあたり、自然環境や社会環境との調和に関する配慮すべき事項について規定

1. 漁港・漁場を取り巻く自然環境の整備に関する事項
2. 漁港・漁場を取り巻く社会環境の整備に関する事項
3. 環境との調和の推進に関する事項

V その他漁港漁場整備事業の推進に関する重要事項

その他、交流促進や様々な利用者、地域特性に関する配慮事項について規定

1. 都市と漁村の交流及び「海業」の振興の促進に関する事項
2. 漁港・漁村における多様な人材に配慮した整備に関する事項
3. 地域特性を踏まえた整備に関する事項

2. 漁港漁場整備長期計画について

漁港及び漁場の整備等に関する法律における規定

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年五月二日法律第百三十七号）抜粋

第二章の三 漁港漁場整備長期計画

第六条の三 農林水産大臣は、漁港漁場整備事業の総合的かつ計画的な実施に資するため、政令で定めるところにより、漁港漁場整備基本方針に即して、漁港漁場整備事業に関する長期の計画（以下「漁港漁場整備長期計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 漁港漁場整備長期計画においては、我が国の水産業の基盤の整備における課題に的確に対応する観点から、計画期間に係る漁港漁場整備事業の実施の目標及び事業量を定めるものとする。

3 漁港漁場整備長期計画は、水産物の加工及び流通の改善の動向並びに水産動植物の増殖及び養殖の推進の動向に配慮して定めるものとする。

4 農林水産大臣は、第一項の規定により漁港漁場整備長期計画の案を作成しようとするときは、関係都道府県知事及び水産政策審議会の意見を聴かななければならない。

（以下、略）

漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令（昭和二十五年七月二十八日政令第百三十九号）抜粋

（漁港漁場整備長期計画）

第一条の三 法第六条の三第一項の漁港漁場整備長期計画は、五年を一期として定めるものとし、その変更は、当該計画期間の範囲内においてするものとする。

現行の漁港漁場整備長期計画（令和4～8年度）のポイント

重点課題

産地の生産力強化と輸出促進による
水産業の成長産業化

海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による
持続可能な漁業生産の確保

うみぎょう
「海業※」振興と多様な人材の活躍による
漁村の魅力と所得の向上

実施の目標と目指す姿

ア 拠点漁港等の生産・流通機能の強化

- ◆ 漁港機能を再編・強化し、低コストで高付加価値の水産物を国内・海外に供給する拠点をつくる。



EU輸出が可能な市場 大型漁船対応の岸壁 超低温冷蔵施設

イ 養殖生産拠点の形成

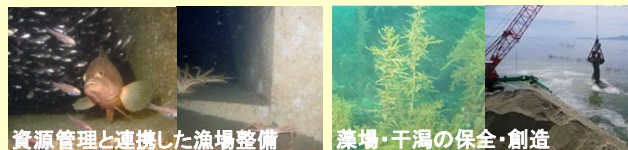
- ◆ 国内・海外の需要に応じた安定的な養殖生産を行う拠点をつくる。



養殖場と漁港の一体的整備

ア 環境変化に適応した漁場生産力の強化

- ◆ 海洋環境を的確に把握し、その変化に適応した持続的な漁業生産力を持つ漁場・生産体制をつくる。



資源管理と連携した漁場整備 藻場・干潟の保全・創造

イ 災害リスクへの対応力強化

- ◆ 災害に対して、しなやかで強い漁港・漁村の体制をつくる。将来にわたり漁港機能を持続的に発揮する。



地震・津波・波浪対策 避難対策 ICTの活用

ア「海業（うみぎょう）」による漁村の活性化

- ◆ 海業等を漁港・漁村で展開し、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出す。



漁港を活用した増養殖 水産物直販施設 漁村の特性を活かした体験（渚泊）

イ 地域の水産業を支える多様な人材の活躍

- ◆ 年齢、性別や国籍等によらず多様な人材が生き生きと活躍できる漁港・漁村の環境を整備する。



就労環境改善 生活環境改善 藻場造成 増養殖水面の確保

（共通課題）社会情勢の変化への対応（グリーン化の推進、デジタル社会の形成、生活スタイルの変化への対応）

成果目標

- 流通拠点漁港において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合
45% (R3) ⇒ おおむね70% (R8)
- 輸出拠点漁港において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合
31% (R3) ⇒ おおむね60% (R8)
- 漁港・漁場整備や漁港の活用を図る養殖生産拠点地域において、生産の維持・拡大により確保する養殖生産量
おおむね100万トン

- 水産資源の回復や生産力の向上のための漁場整備による水産物の増産量
5年間でおおむね6.5万トン
- 藻場の保全・創造の取組を実施する全ての海域において、取組実施箇所の藻場面積を維持・回復させる
- 流通拠点漁港における、被災後の水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合
27% (R3) ⇒ おおむね70% (R8)
- 最大クラスの津波に対する安全な避難が可能となった漁村人口の割合
70% (R3) ⇒ おおむね85% (R8)
- 予防保全型の老朽化対策に転換し、機能の保全及び安全な利用が確保された漁港の割合
46% (R3) ⇒ おおむね70% (R8)

- 漁村の活性化により都市漁村交流人口を増加
5年間でおおむね200万人
- 漁港における新たな「海業」等の取組件数
5年間でおおむね500件

※ 海業（うみぎょう）：海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業であって、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるもの

漁港漁場整備長期計画の成果目標①

重点課題	NO	項目	基準値 (R3年度)	R6年度 実績値	目標値 (R8年度)	進捗状況に関する評価及び分析	【参考】関連する取組
産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化	1-1	水産物の流通拠点となる漁港において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合	45%	55%	70%	概ね進捗が図られている。 荷さばき所の整備等のハード対策が概ね順調に進捗している一方、記録保持等のソフト対策への理解が一定水準に留まるため。	水産物の流通拠点となる漁港等において、水産物の流通機能の強化を図る。
	1-2	水産物の輸出拠点となる漁港において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる輸出対象水産物の取扱量の割合	31%	49%	60%	十分に進捗が図られている。 荷さばき所の整備等のハード対策が概ね順調に進捗していることに加え、記録保持等のソフト対策への理解も進んでいるため。	水産物の流通拠点となる漁港等において、水産物の流通機能の強化を図る。
	1-3	漁港・漁場の整備や漁港の活用促進を図る養殖生産拠点地域において、養殖生産の維持・拡大	—	97万トン (暫定値)	100万トン	十分に進捗が図られている。 養殖生産の維持・増産に係る施設の整備・利用等が計画通り進んでいるため。	養殖生産拠点地域において、養殖場や漁港等の養殖生産機能の強化を図る。
海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保	2-1	水産資源の回復や生産力の向上のための漁場整備により、おおむね6.5万トンの水産物を増産	(0万トン)	3.2万トン	6.5万トン	概ね進捗が図られている。 魚礁や増殖場の整備等が着実に図られている一方、海洋環境変化により、水産資源の回復等に影響を与えている可能性があるため。	- 魚礁や増殖場の整備する。 - 漁場の効用回復に資する堆積物除去等を実施する。 - 藻場及び干潟の保全・創造に向けたハード・ソフト一体的な対策を実施する。
	2-2	藻場の保全・創造の取組を実施する全ての海域において、取組実施箇所の藻場面積を維持・回復	—	98%	100%	十分に進捗が図られている。 藻場ビジョンに基づき、効果的な取組が着実に進められているため。	藻場及び干潟の保全・創造に向けたハード・ソフト一体的な対策を実施する。

漁港漁場整備長期計画の成果目標②

重点課題	N0	項目	基準値 (R3年度)	R6年度 実績値	目標値 (R8年度)	進捗状況に関する評価及び分析	【参考】関連する取組
海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保	2-3	水産物の流通拠点となる漁港において、地震・津波災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合	27%	36%	70%	令和6年度時点では一定程度の水準に留まる。 BCPといったソフト対策は一定の進捗が図られる一方、岸壁の整備等のハード対策に時間を要しているため。	・ 漁港の主要施設の耐震・耐津波化を図る。
	2-4	最大クラスの津波に対する安全な避難が可能となった漁村人口の割合	70%	78%	85%	概ね進捗が図られている。 近年の防災意識の高まりにより、津波からの避難確保に向けた取り組みが進んでいるため。	・ 漁村の防災機能の強化を図る施設整備を実施する。
	2-5	予防保全型の老朽化対策に転換し、機能の保全及び安全な利用が確保された漁港の割合	46%	58%	70%	概ね進捗が図られている。 機能保全計画に基づく予防保全型の老朽化対策が一定程度進捗する一方、市町村を中心に技術者不足等の課題が生じているため。	・ 漁港で予防保全型の老朽化対策を実施する。
海業振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上	3-1	漁村の活性化により都市漁村交流人口を、おおむね200万人増加	(0万人)	439万人	200万人	十分に進捗が図られている。 新型コロナウイルス感染症に係る外出自粛の解除等により想定以上に増加しているため。	・ 漁村への訪問者の増加に資する施設を整備する。
	3-2	漁港における新たな海業等の取組をおおむね500件展開	(0件)	254件	500件	概ね進捗が図られている。 「海業の推進に取り組む地区」等のこれまでの取組による後押しが進んでおり、初年度の立ち上がりの遅れを取り戻しつつある状況のため。	・ 漁港の活用促進に資する施設を整備する。

漁港漁場整備基本方針の変更及び 次期漁港漁場整備長期計画の策定に関する 現状と課題、検討の視点

令和 8 年 6 月 23 日
水産庁

テーマ別の検討について

- ✓ 現行の長期計画では、以下の3つの重点課題を設定。
 - 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化
 - 海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保
 - 「海業」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上
- ✓ これらの重点課題を構成する「1. 拠点漁港等の整備」、「2. 養殖」、「3. 漁場整備」、「4. 防災・減災対策」、「5. インフラマネジメント」、「6. 漁村の活性化・海業振興」の6つのテーマについて現状、課題、検討の視点を整理。

現行計画(令和4～8年度)		検討テーマ	
重点課題	産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化		1. 拠点漁港等の整備
	ア 拠点漁港等の生産・流通機能の強化 イ 養殖生産拠点の形成		2. 養殖
	海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保		3. 漁場整備
	ア 環境変化に適応した漁場生産力の強化 イ 災害リスクへの対応力強化		4. 防災・減災対策
	「海業」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上		5. インフラマネジメント
	ア 「海業」による漁村の活性化 イ 地域の水産業を支える多様な人材の活躍		6. 漁村の活性化・海業振興

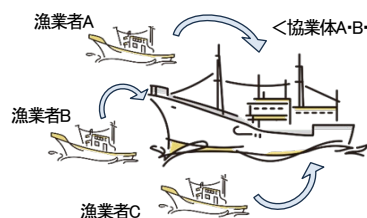
1. 拠点漁港等の整備

現状と課題

- ✓ 漁港については、水産物の生産・流通に一体性を有する範囲における漁港の役割分担等を踏まえた「圏域計画」に基づき漁港機能の再編・集約を進めるとともに、流通拠点における陸揚げから出荷までの一貫した衛生管理体制の構築や水産物の保存・出荷調整機能の強化等を推進してきたところ。
- ✓ 一方、地域漁業の協業化・法人化、漁船の大型化や海洋環境の変化に伴う漁獲魚種の変化に合わせた陸側での受入れ体制の変化等への対応が必要。
- ✓ また、国内消費の減少する中でも、世界的な水産物需要の高まり等を捉え、輸出の促進に向けた衛生管理を更に促進するとともに、その水準を維持していくことが必要。
- ✓ このほか、生産・流通に携わる人手不足や輸送力不足、燃料費の高騰等を踏まえ、デジタル技術の導入や省力化、省エネ等が必要。

協業化・法人化、漁船の大型化

○地域漁業の協業化(イメージ)



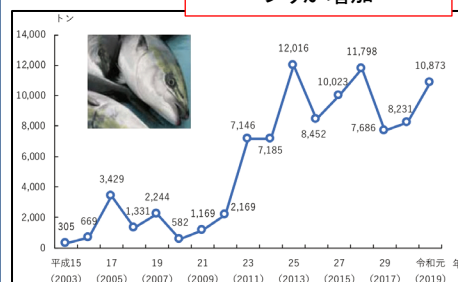
○漁船の大型化への対応(例)



魚種変化、魚種・漁法の複合化

○北海道におけるブリの漁獲の増加

サケが減少する一方で、ブリが増加



資料:北海道「北海道水産現勢」

○漁獲魚種の複数化(イメージ)



○例:サンマ船のアカイカ兼業船への改造



検討の視点

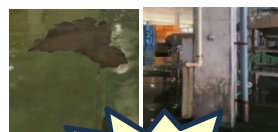
- 地域漁業の協業化・法人化、漁船の大型化等を踏まえた「圏域計画」に基づく生産・流通・加工機能の再編・強化
- 海洋環境の変化に伴う漁獲魚種の変化、魚種・漁法の複合化に対応した陸揚げから加工・流通までの一貫した対応
- 輸出促進等に向けた持続可能なハード・ソフト一体となった衛生管理体制の構築
- 水産物の安定供給に資する冷凍・冷蔵施設等による出荷調整機能の再編・強化
- 漁港機能の再編・強化にも資する遠隔入札等デジタル技術の導入による新たな水産物流通モデルの構築
- 人手不足への対応や生産の効率化の観点からの省力化・省人化、就労環境の改善
- 漁港等における再エネ、省エネの推進

衛生管理型施設の老朽化・機能低下



高度衛生化

老朽化の進行

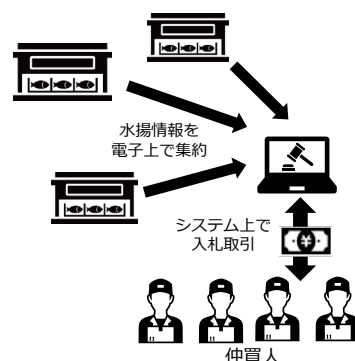


輸出促進に向け、衛生管理を更に促進

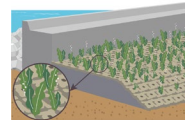
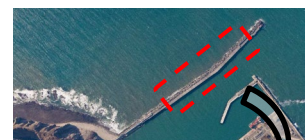
衛生管理水準の維持が必要

社会課題への対応

○デジタル技術の導入(イメージ)



○漁港におけるカーボンニュートラルの取組(例)



防波堤の背後に浚渫土砂を有効活用し盛土を行い藻場造成を図る。

2. 養殖

現状と課題

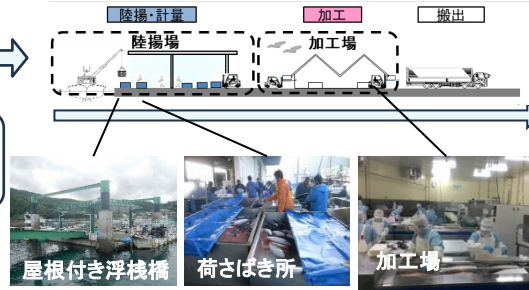
- ✓ 養殖については、マーケットイン型養殖業に対応し、国内・海外の需要に応じた安定的な養殖水産物の供給体制を構築するため、種苗の確保から加工・流通に至る一体的な施設整備等により、養殖生産拠点の形成を推進してきたところ。
- ✓ 一方、水産資源の漁獲が不安定な中で、比較的、計画的かつ安定的に生産可能な養殖業においては、養殖従事者数の減少等に対応しつつ、国内外からの期待・関心に応えることの可能な生産力の強化等が必要。
- ✓ また、近年の漁獲魚種の不漁や漁業者の減少・高齢化に伴い、大規模でなくとも低コストかつ短期間に取り組に着手できる養殖が求められており、機能再編等により活用可能な水域、用地や用水を確保しやすい漁港内での養殖の推進が必要。
- ✓ さらに、赤潮被害の軽減、漁場環境への負荷低減等に向け、陸上や沖合域を含む養殖適地の確保や観測体制の構築が必要。

養殖生産力の強化



種苗の生産
生産拡大に向けた
種苗の確保

養殖



養殖場から陸揚げ（荷さばき）、加工までの一貫した施設整備により、単価の高水準化、輸出量の増大に寄与。

沖合・大規模養殖

○養殖適地の確保にも資する基盤整備



検討の視点

- 需要に応じた安定的な供給体制の構築するための養殖生産拠点における生産・流通・加工等の一体的な機能強化
- 種苗生産体制の構築
- 沖合・大規模養殖の展開を下支える養殖適地の拡大・確保
- 地域の実情に応じた養殖生産における漁港の水域・陸域の活用促進
- 陸上養殖の展開に資する漁港の環境整備
- 赤潮等の発生予測に資するモニタリング体制の構築
- 養殖漁場の環境改善

陸上養殖

○漁港における陸上養殖（スジアオノリの例）



飼育水槽



取水環境の確保

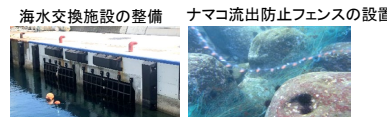
漁港の活用促進

○漁業環境の変化に伴う陸域の活用



漁業者の減少、高齢化を背景として、これまで地先で採取していたウニについて、自然環境に左右されにくく、また安全に生産可能な陸上養殖施設を整備。

○漁港水域を活用した養殖



ホタテ漁等の中型漁船の利用を同漁港の別地区に集約し、海水交換施設を整備し、泊地をナマコの増養殖場として活用。

近年の赤潮被害（八代海等の例）

県	令和4(2022)	5(2023)	6(2024)年度
熊本県	19.7億円	15.4億円	14.8億円
長崎県	-	11.0億円	15.5億円
鹿児島県 (八代海)	0.09億円	0.5億円	1.0億円
合計	19.8億円	26.9億円	31.3億円

資料：各県調べ（令和7(2025)年3月末時点）

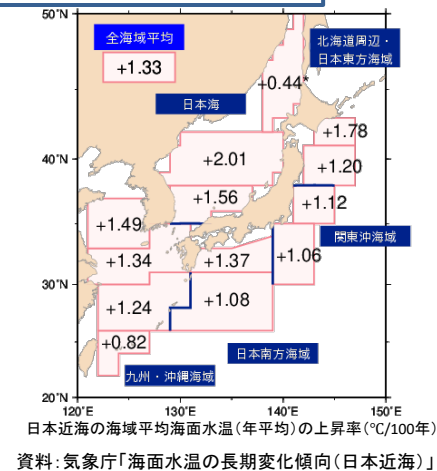
など

3. 漁場整備

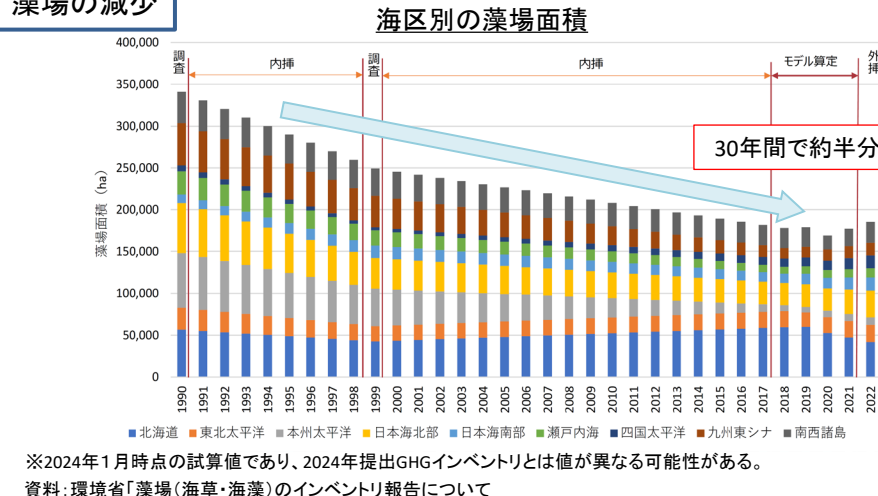
現状と課題

- ✓ 漁場整備については、水産生物の生活史に基づく広域かつ総合的な対策や資源管理と連携した対策を推進してきたところ。
- ✓ 一方、我が国周辺の海域においては、大幅な海水温の上昇などのこれまでにない劇的な海洋環境の変化を受けて、サケやスルメイカといった主要魚種のかつてないレベルでの不漁などが続いており、海洋環境の変化に順応した漁場整備等の展開が必要。
- ✓ また、水産資源の産卵・生息環境であり、ブルーカーボン生態系としてCO2吸収源としても期待される藻場の面積が長期的に減少しており、その維持・回復に向けた取組の強化が必要。
- ✓ 加えて、沖合域での水産資源の生産力の向上等の対策が必要。
- ✓ あわせて、漁業就業者数の減少を踏まえ、生産性の向上も必要。

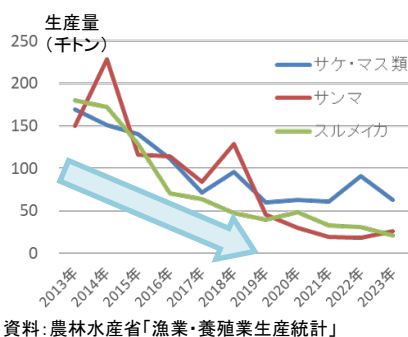
日本近海の海水温上昇



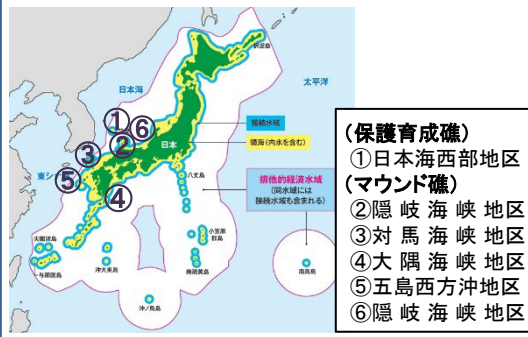
藻場の減少



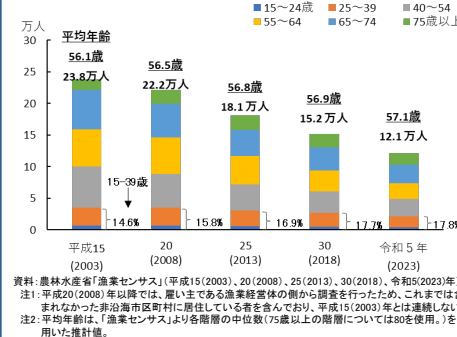
主要魚種の不漁



国直轄漁場整備の整備位置



漁業就業者数の減少



検討の視点

- 新たな環境下に即した種苗生産から漁場環境整備までの一貫した体制の構築
- 深場等の新たな適地における藻場造成
- ブルーカーボンを契機とした藻場の保全における民間企業等との連携の促進
- 多様な主体の参画とクレジットの活用による藻場の保全活動の持続性確保
- 漁場の水域環境保全対策の推進
- 排他的経済水域を含めた沖合における水産環境整備のさらなる展開
- デジタル技術を活用した海洋環境観測に基づく効率的な操業等の推進

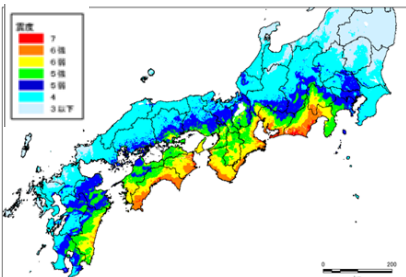
4. 防災・減災対策

現状と課題

- ✓ 防災・減災対策については、特に流通・生産の拠点となる漁港における耐震・耐津波対策を進め、地震・津波災害発生時における水産業の早期回復体制の構築や漁村の安全確保・避難対策等を推進してきたところ。
- ✓ 一方で、発生が切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震、気候変動の影響により激甚化・頻発化する台風・低気圧・豪雨や海面上昇等が懸念されるため、令和7年6月に閣議決定された「第1次国土強靱化実施中期計画」を踏まえつつ、拠点漁港でのハード・ソフト一体的な対策の強化・加速化が必要。
- ✓ また、令和6年能登半島地震等、昨今の災害により顕在化した条件不利地域における脆弱性リスクへの対応が必要。
- ✓ このほか、海業振興を背景としたインバウンドを含めた来訪者の増加や、地域コミュニティを支える担い手不足、水産業での外国人労働者の増加等を踏まえた漁港・漁村での安全確保・避難対策が必要。

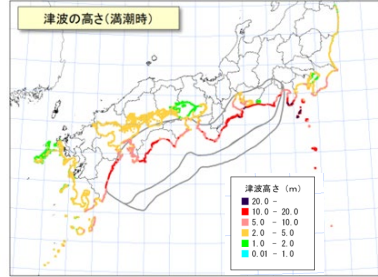
大規模地震・津波リスクの切迫

○南海トラフ地震の震度想定

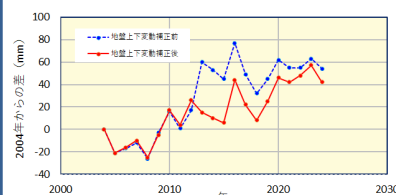


資料：南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書説明資料

○南海トラフ地震の津波高さ想定



気候変動による外力の変化



資料：気象庁「日本の気候変動」

全国13地点で平均した日本沿岸の年平均海面水位の変動(2004～2024年)

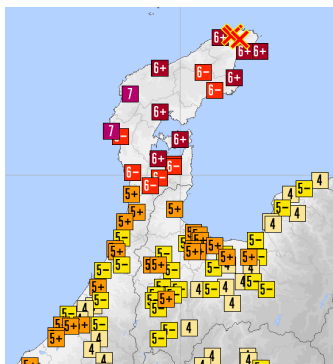
○漁港における高波・越波被害



検討の視点

- 南海トラフ、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模災害への対応力強化
- 気候変動に伴い激甚化する台風・低気圧・豪雨への対策の加速化
- 拠点漁港における水産業の早期再開に向けたハード・ソフト一体的な対策の強化
- 能登半島地震を教訓とした条件不利地域の特性も踏まえた物資輸送の拠点としての機能強化、孤立対策の強化
- 漁業者・生活者・来訪者の安全確保・避難体制の更なる強化と事前復興の取組の推進
- 円滑な初動対応に資する地域の関連団体、民間事業者との連携強化

令和6年能登半島地震



資料：気象庁震度データベース

＜漁港漁村が関連する主なトピック＞

- ✓ 地盤隆起による被害が発生し、漁業再開に遅れ
- ✓ 半島という地理的条件の不利性が要因の一つとなり、複数の孤立地区が発生
- ✓ 物資輸送等に海路(漁港)を活用



物資輸送



地盤隆起被害

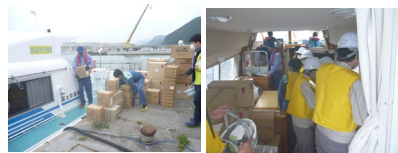


豪雨災害時における漁港の活用

- ✓ 豪雨災害により落橋が発生し、一部集落が孤立



- ✓ 漁港を活用し、人や物資を運搬



資料：国土交通省 東北地方整備局

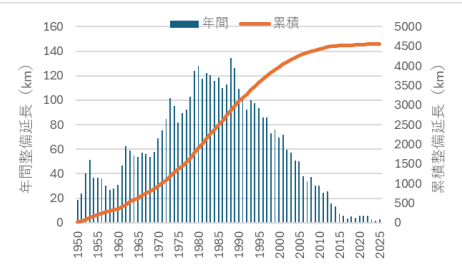
5. インフラマネジメント

現状と課題

- ✓ 漁港等のインフラマネジメントについては、予防保全型の長寿命化対策への転換により、一定水準までの対策を推進してきたところ。
- ✓ 一方で、これから整備後50年を経過する漁港施設が急激に増加していくほか、漁業集落排水施設等の生活インフラの老朽化等への対策が必要。
- ✓ 昨年の八潮市道路陥没事故を契機とし、インフラマネジメントの重要性和不具合があった際の国民生活への影響を再認識。
- ✓ さらに、地方自治体の技術系職員の不足等により、必要な保全対策の継続が困難となることが想定されるため、広域的な視点に基づく、地域に必要なインフラの機能・性能の維持と施設の再編・集約の検討が必要。
- ✓ 加えて、新技術等の普及・活用により効率的なインフラマネジメントが必要。

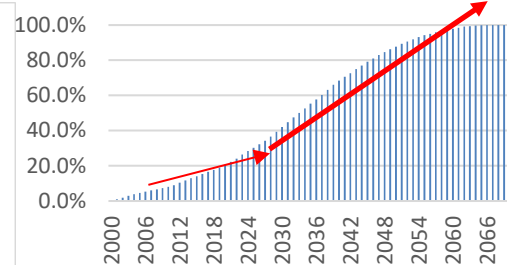
漁港施設の老朽化

○漁港施設※の年度別整備量



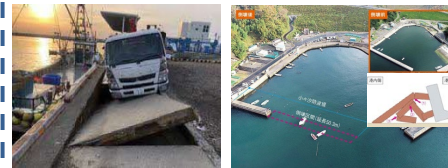
※水産庁調べ(令和7年3月末時点)

○建設後50年を経過する施設※の割合



※「施設」は外郭及び係留施設に限る

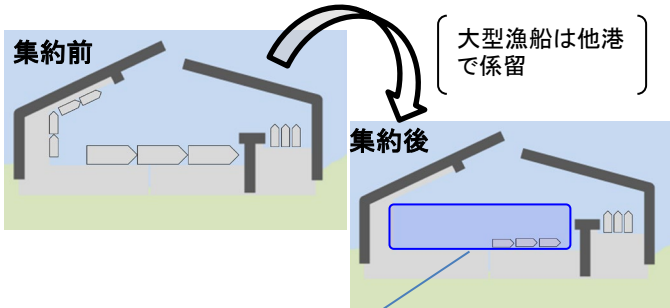
老朽化によって施設が供用停止、機能喪失する事例が発生



護岸エプロンが陥没

防波堤の倒壊

再編・集約に伴う規模適正化



<ダウンサイジングの例>

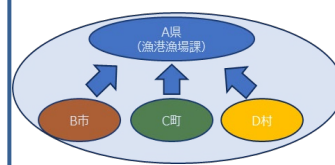
- ✓ 漁港機能を集約することで、小型漁船のみが在籍することとなり、必要とされる水深が浅くなる。(その結果、浚渫の頻度を低減できる。)

群マネの施策展開イメージ

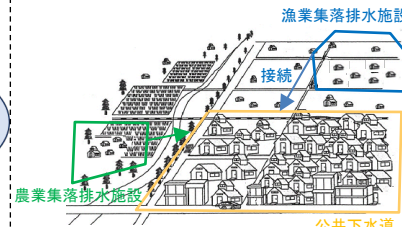
○「地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)」の考え方

既存の行政区域に拘らない広域的な視点で、道路、公園、上下水道といった複数・多分野のインフラを「群」として捉え、更新や集約・再編、新設も組み合わせた検討により、効率的・効果的にマネジメントし、地域に必要なインフラの機能・性能を維持するもの。

○広域連携(イメージ)



○多分野連携(イメージ)



検討の視点

- 予防保全型の老朽化対策への転換の加速化、メリハリある点検・調査体制の再構築
- 地域の将来を見据えた再編・集約に伴う施設・機能の統廃合、規模適正化
- 複数の地方公共団体のインフラや多分野のインフラを群として捉えた広域連携・多分野連携の推進(群マネ)
- 地方公共団体の技術系職員の技術力向上対策、効率的なインフラマネジメントに向けたAI・ドローン等の新技術の活用

6. 漁村の活性化・海業振興

現状と課題

- ✓ 漁村においては、海や漁村のポテンシャルを生かした「海業」の取組が全国的な広がりを見せており、水産物の消費増進、漁村との交流促進による地域の所得向上、雇用の確保に加え、関係人口の創出・拡大等、地域の活性化、地域漁業のためにも寄与。
- ✓ 海業の取組を更に拡大・深化していくために、漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づく「漁港施設等活用事業」の活用促進等により、漁業の根拠地である漁港を海業の場としての活用を広げていくことや、海業に取り組む担い手の育成・確保、持続可能な海業の体制構築、海業におけるデジタル活用等が課題となっており、これらの課題解決のための取組を推進することが必要。
- ✓ あわせて、漁村に住み、漁村で働き、また漁村に訪れたいくなるような環境づくりとともに、漁村が自然の生態系に依拠して成り立つ漁業の根拠地であることに鑑み、環境問題を踏まえた対応等が必要。

海業の現状

○漁村の交流人口の推移

	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
漁村の交流人口 (千人)	19,854	20,024	20,222	18,558	20,108	23,420	23,710

※水産庁調べ

○漁港施設等活用事業イメージ

漁業利用と海業利用の輻輳を避けつつ、漁業生産活動と消費増進に資する取組が相乗的に地域水産物の発展を後押し。



幅広いニーズへの対応

○こども体験活動



乗船体験

修学旅行生の受入れ

○社会課題への対応



来訪者や関係人口等多様な主体と連携した地域課題の解決に向けた取組(藻場再生・保全体験)

○港湾との連携



人材確保・育成

○海業関係者を結びつけるマッチングシステム(イメージ)



生活環境の改善、リサイクルの推進

○漁村の生活環境改善



○例: 廃漁網のストックヤード



検討の視点

- 漁業者を主体とした海業の取組への民間投資の活用
- 海業の人材確保・育成に向けた外部人材の受け入れや中間支援組織の活用
- 子ども体験活動や藻場保全等のSDGsにつながる社会課題への対応など幅広いニーズへの対応
- 海業の拠点としての漁港の活用の推進(漁港施設等活用事業、漁港水面施設運営権等)
- 漁村の暮らしを支える生活環境の改善
- 漁具のリサイクル等の循環型社会への貢献
- 漁港における適切な利用調整の推進

現行の漁港漁場整備長期計画と次期計画に向けた視点

【現行】第5次計画（令和4～8年度）		【次期】第6次計画に向けた検討の視点（令和9～13年度）	
重点課題	① 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化	拠点漁港等の整備	○ 地域漁業の協業化・法人化、漁船の大型化等を踏まえた「圏域計画」に基づく生産・流通・加工機能の再編・強化 ○ 輸出促進等に向けた持続可能なハード・ソフト一体となった衛生管理体制の構築 ○ 水産物の安定供給に資する冷凍・冷蔵施設等による出荷調整機能の再編・強化 ○ 漁港機能の再編・強化にも資する遠隔入札等デジタル技術の導入による新たな水産物流通モデルの構築 ○ 人手不足への対応や生産の効率化の観点からの省力化・省人化、就労環境の改善 ○ 漁港等における再エネ、省エネの推進
	ア 拠点漁港等の生産・流通機能の強化 イ 養殖生産拠点の形成	養殖	○ 需要に応じた安定的な供給体制の構築するための養殖生産拠点における生産・流通・加工等の一体的な機能強化 ○ 種苗生産体制の構築 ○ 沖合・大規模養殖の展開を下支えする養殖適地の拡大・確保 ○ 地域の実情に応じた養殖生産における漁港の水域・陸域の活用促進 ○ 陸上養殖の展開に資する漁港の環境整備 ○ 赤潮等の発生予測に資するモニタリング体制の構築 ○ 養殖漁場の環境改善
	② 海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保	漁場整備	○ 新たな環境下に即した種苗生産から漁場環境整備までの一貫した体制の構築 ○ 深場等の新たな適地における藻場造成 ○ ブルーカーボンを契機とした藻場の保全における民間企業等との連携の促進 ○ 多様な主体の参画とクレジットの活用による藻場の保全活動の持続性確保 ○ 漁場の水域環境保全対策の推進 ○ 排他的経済水域を含めた沖合における水産環境整備のさらなる展開 ○ デジタル技術を活用した海洋環境観測に基づく効率的な操業等の推進
	ア 環境変化に適応した漁場生産力の強化 イ 災害リスクへの対応力強化	防災・減災	○ 南海トラフ、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模災害への対応力強化 ○ 気候変動に伴い激甚化する台風・低気圧・豪雨への対策の加速化 ○ 拠点漁港における水産業の早期再開に向けたハード・ソフト一体的な対策の強化 ○ 能登半島地震を教訓とした条件不利地域の特性も踏まえた物資輸送の拠点としての機能強化、孤立対策の強化 ○ 漁業者・生活者・来訪者の安全確保・避難体制の更なる強化と事前復興の取組の推進 ○ 円滑な初動対応に資する地域の関連団体、民間事業者との連携強化
	③ 「海業」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上	インフラマネジメント	○ 予防保全型の老朽化対策への転換の加速化、メリハリある点検・調査体制の再構築 ○ 地域の将来を見据えた再編・集約に伴う施設・機能の統廃合、規模適正化 ○ 複数の地方公共団体のインフラや多分野のインフラを群として捉えた広域連携・多分野連携の推進（群マネ） ○ 地方公共団体の技術系職員の技術力向上対策、効率的なインフラマネジメントに向けたAI・ドローン等の新技術の活用
	ア 「海業」による漁村の活性化 イ 地域の水産業を支える多様な人材の活躍	漁村の活性化 海業振興	○ 漁業者を主体とした海業の取組への民間投資の活用 ○ 海業の人材確保・育成に向けた外部人材の受け入れや中間支援組織の活用 ○ 子ども体験活動や藻場保全等のSDGsにつながる社会課題への対応など幅広いニーズへの対応 ○ 海業の拠点としての漁港の活用の推進（漁港施設等活用事業、漁港水面施設運営権等） ○ 漁村の暮らしを支える生活環境の改善 ○ 漁具のリサイクル等の循環型社会への貢献 ○ 漁港における適切な利用調整の推進

地方ニーズの概要

令和 8 年 6 月 23 日
水産庁

実施状況

▷令和7年10～12月

次期漁港漁場整備長期計画の方向性について都道府県と意見交換

- ・各地域のブロック別協議会で次期計画の方向性について意見交換(5ブロック)
- ・関係40都道府県全てと地元ニーズ等について個別に意見交換(オンライン等)

▷令和8年1～2月

市町村・漁業関係者等へのアンケート調査の実施(関係40都道府県全てに配布)

▷令和8年1～3月

関係40都道府県全てと次期漁港漁場整備長期計画に向けた視点について個別に意見交換(対面)

▷令和8年1月～

市町村・漁業関係団体等と現地での意見交換
(今年度も引き続き実施予定)

地方ニーズの概要：拠点漁港等の整備

漁業関係者	地方公共団体
・<u>物流会社の減少や撤退に伴い集荷時間が早くなることで、操業時間を短くせざるを得ない状況。漁港においては、効率的な漁業活動が可能となるような基盤整備が必要。</u> ・<u>船舶の大型化が進む中で、現在の漁港では手狭なため、漁港の拡張が必要。</u> ・<u>仲買人の減少に伴い、魚価が下がってきているため、価格形成能力の強化に向けた取組が必要。</u> ・<u>深刻化する人手不足への対応や限られた人員でも円滑な荷さばき体制を維持するため、水揚量や魚種、出荷情報等を自動的に記録・管理できる仕組みなどデジタル技術を活用した荷さばき体制を構築し、市場運営の持続可能性を確保することが必要。</u> ・<u>近年の気温上昇の影響により、荷揚げ作業時に魚の鮮度が低下しているため、品質保持に向けた屋根付き岸壁等の整備が必要。</u> ・<u>強風に煽られながらの出港準備や漁具補修作業は重労働かつ危険。防風柵等の整備による就労環境の改善が必要。</u> ・<u>海洋環境の変化に伴い漁獲魚種が変わってきており、漁獲対象水産物等の見直しが必要な時期に差し掛かっているように感じる。似たような状況から成功した漁業地域(漁港)がわかるといい。</u>	・<u>操業効率の向上等を目的とした漁船の大型化が進展しているが、現状の岸壁では必要な水深が確保できておらず対策の検討を進めている。</u> ・<u>既に荷さばき所における機能保全対策に取り組んでおり、今後は冷凍・冷蔵施設や製氷施設についても、順次機能保全対策を進めていきたい。</u> ・<u>漁獲量の増加に対応するため、出荷調整機能の強化を図ることが重要であり、冷凍・冷蔵施設等の整備が必要。</u> ・<u>電子入札システムを導入することにより、一部の市場では来場せずとも遠隔入札が可能な体制を構築している。</u> ・<u>近年、北海道においてブリの漁獲量が増加していることから、増加するブリの荷揚げ等に対応できるよう、岸壁や荷さばき所の整備を進めていきたい。</u>

地方ニーズの概要：養殖

漁業関係者	地方公共団体
・<u>漁船漁業が不安定な中で、漁港水域での養殖区域の設置や漁港内の空いた水域での養殖の実施等を検討しており、こういった取組が行えるよう漁港の環境整備を実施すべき。</u> ・<u>漁港の空いた土地を活用した陸上養殖を検討しており、取水・排水に係る環境整備が求められる。その際、海水温が上昇している湾内からの取水よりも外気温に左右されにくい地下水からの取水が必要。</u>	・<u>沖合においてサーモン養殖を実施しており、漁港整備を通じて養殖作業用地の確保等を行うことで、さらなる生産拡大を図りたいと考えている。</u> ・<u>沖合でブリ養殖を実施しており、加工施設等の整備を進めることで、輸出を含む多様なニーズへの対応を図っていきたい。</u> ・<u>漁船数および漁業者数が減少した漁港水域において、ナマコの増養殖に取り組んでいる。</u> ・<u>県内における陸上養殖の展開に向け、漁港区域を含めた適地選定を進めている。漁港は、既に水産物を取り扱う環境が整っている点において優位性を有している。</u> ・<u>養殖は環境条件の影響を受けやすいことから、漁港を活用した陸上養殖の実施可能性について検討を進めている。</u> ・<u>大規模なサーモンの陸上養殖場の開設候補地に漁港の埋め立て地が挙げられている。地元漁業者の関わり方、事業の継続性等を総合的に検討し、漁業・漁村の維持発展に資するのであれば、後押ししていきたい。</u>

地方ニーズの概要：漁場整備

漁業関係者	地方公共団体
・<u>海洋環境の変化により漁獲量が減少しているため、海洋環境の変化に適応した種苗生産、藻場の造成、水産資源の効果的な回復及び維持に取り組むことが必要。</u> ・<u>種苗放流直後の稚魚の生存率を上げるといった観点からも、種苗生産と一体的な藻場や魚礁の整備が必要。</u> ・<u>藻場の減少が深刻化しているため、海藻の種類に問わず、変化する環境に適した藻場の造成が必要。</u> ・<u>海域における水産生物の生息環境の悪化が進んでおり、底質の改善等の対策が必要。</u>	・<u>主力魚種であるハタハタの漁獲量は低迷している一方、暖海性魚種であるキジハタ等の増加が見られることから、これらの魚種を対象とした漁場環境の整備について検討を進めている。</u> ・<u>高単価でかつ高水温環境にも適応可能な魚種について、種苗生産に対する要望が高まっている。このため、当該魚種の生産が可能な種苗生産施設の整備を進めている。</u> ・<u>当県海域に適応可能な高水温耐性種について実証試験を進めており、試験結果を踏まえ、高水温耐性種を活用した藻場造成を進めるに当たっては、種苗生産体制の構築が必要。</u> ・<u>藻場の保全活動に取り組む漁業者等の減少、高齢化が課題であり、民間企業をはじめ多様な主体の参画が求められる。</u> ・<u>漁場整備後のモニタリングは、近年の海洋環境の変化等を踏まえると、より長期にわたって実施することが望ましい。</u>

地方ニーズの概要:防災・減災対策

漁業関係者	地方公共団体等
・津波被害の可能性が高い地域であるため、防波堤の更なる強化等の災害対策の強化が必要。 ・気候変動に伴う海水面の上昇により、従来よりも海水が流れ込むようになったため、嵩上げ等の対策が必要。	・令和6年能登半島地震において、耐震強化岸壁の有効性を確認したものの、<u>その他漁業活動に必要な施設についても、一体的に耐震対策を実施する必要がある。</u> ・製氷施設前面の準備岸壁について耐震対策を実施するなど、<u>各漁港の利用状況等に応じて計画的に対策を進めることを検討。</u> ・気候変動に伴う将来的な海面上昇を見据え、<u>防波堤や岸壁等の設計を進めている。</u> ・海上定期航路を有している漁港が多数あり、特に離島では漁港のみが離島航路を有している場合が多いことから、<u>災害発生時における航路確保の観点からも対策が求められる。</u> ・漁業の早期再開を目的とし、ソフト対策としてBCP(業務継続計画)を策定したが、文量や項目の多さに加え、担当する職員の異動などにより、<u>継続的フォローが難しい状況。</u>

地方ニーズの概要：インフラマネジメント

漁業関係者	地方公共団体
・利用している漁港の施設の<u>老朽化が進行しているため、早期の対策が求められる。</u> ・漁港内にひび割れ箇所があり、南海トラフ地震の想定震源域でもあるため、災害耐力の低下という視点からも<u>計画的な老朽化対策が必要。</u>	・一部の市町村では、多くの漁港を管理する必要があるうえ、<u>職員が不足しており、管理が困難な状況にある。</u> ・離島・半島等の条件不利地域の漁港は、有事の際に物資輸送の拠点や孤立対策としての役割を担うことから、<u>小規模漁港にあっても長寿命化対策が必要である。</u> ・利用漁船が少ない漁港において、<u>他の用途への活用の可能性を検討している。</u> ・従来、各事業主体が土砂処分のために個別に確保していた土砂処分地について、<u>複数の漁港から発生する土砂を一元的に処分することを目的とした漁港整備に取り組みたい。</u> ・AI等を活用した老朽化診断が可能となれば、<u>業務の効率化が図られると考えられる。</u>

地方ニーズの概要：漁村の活性化・海業振興

漁業関係者	地方公共団体
・海業を新たにはじめるにあたって、他地区で行われているモデルケースの紹介など、<u>自身に取り組むべき海業がわかると計画的に取り組みやすい</u>。 ・海業の取組を町と検討しているが、<u>参考となる海業の取組事例が求められる</u>。 ・海業は漁業所得の減少等の懸念がある中で、<u>地域資源をフル活用し、国内旅行客またインバウンドも上手に取り込みながら、海業で交流人口を増やし促進を図ることで、地域の活性化、持続化につなげることが重要</u>。 ・養殖をはじめ漁業活動を行う際に、電気代の割合が高く採算が取れない可能性が高いため、<u>太陽光発電システムといったグリーン化を進めることで、電気代を抑えつつ環境へ配慮した取組が求められる</u>。	・漁協や県市町職員には、<u>観光プロモーションや民間ビジネスの手法の専門的なノウハウが不足しているため、アドバイザーや中間支援組織の活用・育成が必要</u>。 ・海業を実施するための支援制度は整備されている一方で、<u>現地で中心的な役割を担い、海業を推進していくキープレーヤーの確保が大きな課題</u>である。 ・府内の市町村同士のほか、<u>隣県の市町村など、地域同士で広域的に連携をして、海業に取り組めないか検討</u>している。 ・漁港で海業を実施するために、<u>土地や施設の再編・整序を検討</u>している。 ・漁業集落排水施設や集落道等の整備による<u>漁村の生活環境の改善が重要</u>。 ・防波堤への藻場の付加等の漁港における<u>グリーン化等の取組を検討</u>している。

海業の取組と現状について



「うみにゃーご」
～漁港の案内人～



「ぎょっこん」
～海業親善大使～



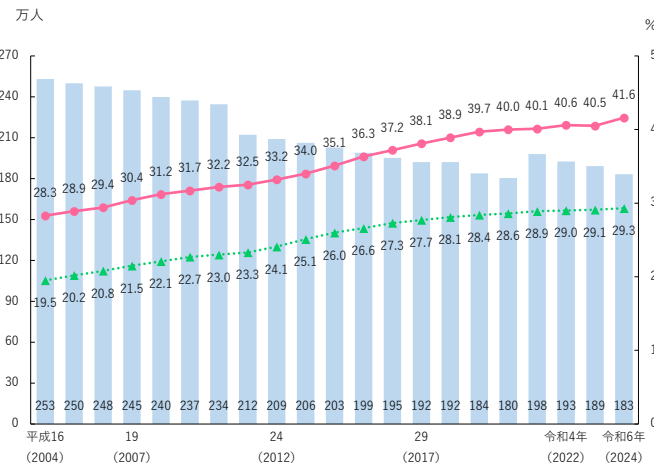
「うみーぎょ」
～海業の妖精～

海業の推進について

- 漁村の交流人口は約 2 千万人と大きなポテンシャルを有しており、豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を活かした海業の推進により、地域の所得向上と雇用機会の確保を図ることが必要。
- **令和 8 年度末までの目標として、漁港における新たな海業等の取組を、おおむね 500 件展開。**
- この目標の達成に向けて、漁港施設等活用事業や海業振興支援事業の創設等を行い、海業を推進。

■ 漁村の交流人口及び交流施設の設置状況の推移

	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)
漁村の交流人口 (千人)	19,854	20,024	20,222	18,558	20,108	23,420	23,710	24,497
水産物直売所等 の交流施設 (箇所)	1,371	1,390	1,451	1,490	1,458	1,473	1,476	1,467



資料：漁港背後集落の人口推移と高齢化率は水産庁調べ、全国の高齢化率は総務省「人口推計」（国勢調査実施年は国勢調査人口による）
 (注：1) 高齢化率とは、各区分ごとの総人口に占める65歳以上の人口の割合。
 (注：2) 平成23 (2011) ～令和2 (2020) 年の漁港背後集落の人口及び高齢化率は、岩手、宮城及び福島の3県を除く。



■ 海業の場として漁港を活用



水産物販売施設



漁業体験



岸壁前に立地するレストラン



漁村の魅力を活かした宿泊（宿泊）

海業の推進のための主な取組

(1) 改正漁港漁場整備法施行による「漁港施設等活用事業」の普及

令和 6 年 4 月に施行された「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に基づき、漁港施設の長期貸付け、水面等の長期占用等を可能とする「漁港施設等活用事業」により、漁港を活かした海業の取組を推進。

(2) 海業振興関係予算

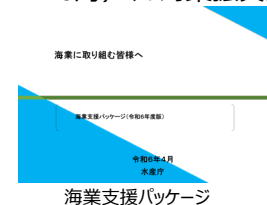
- ・ 令和 6 年度補正予算及び令和 7 年度当初予算において、海業の立ち上げに必要な実証調査等に対する事業を新たに措置。
- ・ 関係省庁等協力の下、海業に取り組む際に関連する施策をまとめた「海業支援パッケージ」を作成、周知。

(3) 情報発信、横展開

- ・ 水産庁において、「海業の推進に取り組む地区」を募集し、110地区を決定・公表（令和 8 年 4 月時点）。これら地区に対して、個別の助言や海業に関する情報共有を実施するとともに、「海業推進全国サミット」を開催。
- ・ 地方公共団体、漁協・漁業関係者、民間企業、民間団体等を対象とした「海業推進全国協議会」を開催し、海業の優良な取組事例の普及・横展開等を実施。
- ・ 大阪・関西万博「UMIGYO」の国際発信（令和 7 年 6 月）。
- ・ 海業ポスター、海業動画、海業マンガ、漁港マスコットキャラクターの作成。

(4) 体制

- ・ 海業振興総合相談窓口（海業振興コンシェルジュ）の開設。
- ・ 漁港漁場整備部「計画課」を「計画・海業政策課」に改組するとともに（令和 6 年 10 月）、「海業振興室」を設置（令和 7 年 4 月）。



マンガ「うみぎょう!」



漁港マスコットキャラクター

(左：「うみにゃーご」、中央：「ぎょっこん」、右：「うみーぎょ」)

漁港施設等活用事業制度の創設

- 漁港について、漁業上の利用を前提として、その有する価値や魅力を活かし、水産業・漁村を活性化する制度を創設。
- 地域の理解と協力の下、漁業上の利用を確保した上で、漁港施設・水域・公共空地を有効活用し、水産物の消費増進や交流促進に資する事業を計画的に実施。

■ 漁港施設等活用事業（※1）の実施スキーム

基本方針【農林水産大臣】

- ・地域水産業の発展に資する漁港の役割や漁業上の利用の確保の考え方を記載

活用推進計画【漁港管理者（地方公共団体）】

- ・地域水産業の実態を踏まえ、事業の内容や区域等を決定
- ・漁業利用に支障を及ぼさないための措置
- ・漁業者等の意見聴取等地域の合意プロセス

申請

認定

漁港活用の実施計画【事業者】

- ・漁港管理者の計画の下、創意工夫を活かして事業計画（地域水産業の消費増進や交流促進）を策定
- ・漁港管理者の認定を受けた計画に基づき、長期安定的に事業を実施

【長期安定的な事業環境の確保のための特別措置】

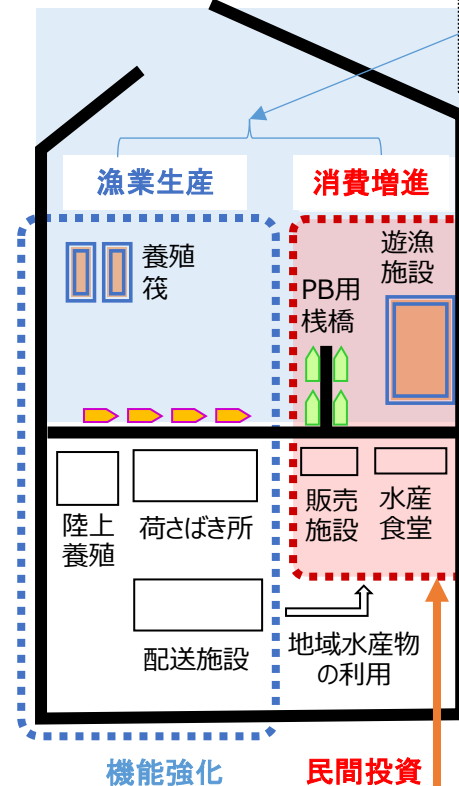
- ① 漁港施設（行政財産）の貸付け（最大30年）
- ② 漁港区域内の水域・公共空地の長期占用（最大30年）
- ③ 漁港水面施設運営権（みなし物権）（※2）の取得（最大10年、更新可）

※1 漁港施設等活用事業：漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、漁港施設、漁港区域内の水域、公共空地を活用し、当該漁港に係る水産業の発展及び水産物の安定に寄与する事業（水産物の消費増進、交流促進）

※2 漁港水面施設運営権：漁港施設等活用事業のうち、水面固有の資源を利用する遊漁や漁業体験活動、海洋環境に関する体験活動等の機会の提供を行うため、水面を占用して施設を設置し、運営する権利

本来機能を発揮しつつ
安定的な事業環境を整備

■ 事業イメージ



漁業利用と海業利用の輻輳を避けつつ、漁業生産活動と消費増進に資する取組が相乗的に地域水産業の発展を後押し。

交流促進



遊漁、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験や学習の機会の提供
その他交流促進に資する事業

消費増進



販売施設又は飲食店の設置及び運営その他水産物の消費増進に資する事業

漁港施設等活用事業の事例(福岡県糸島市・加布里漁港)

概要

- 糸島市は、福岡都市圏に位置し、圏内には250万人以上の人口を抱えている。船びき網や釣り、刺し網など様々な漁業が営まれているが、冬季はシケが多く出漁が困難なことから、その対策としてカキ養殖を導入し、カキ小屋で販売することで地域活性化に繋がっている。
- 従来のカキ小屋は、漁港施設用地の占用許可を毎年受けて使用していたため、都度仮設小屋の設置撤去を繰り返す必要があり、継続的な営業ができないことが課題となっていた。
- 上記の課題を解決するため、漁港施設等活用事業を活用して糸島市が糸島漁協に対して、漁港施設用地の長期貸付を行うことにより、カキ小屋の常設化が可能となった。
- 仮設小屋の設置撤去に係るコストが削減されるとともに、年間を通じての営業が可能となることにより、利用者の増加及び新たな地域の雇用創出が期待される。（令和7年10月25日より営業開始）

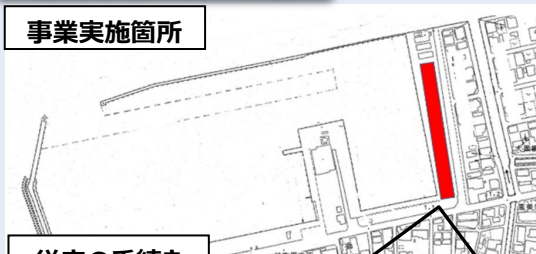


- 養殖したカキ等の水産物を漁港内のカキ小屋で提供



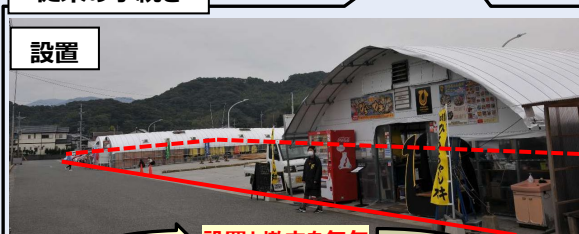
活用推進計画の概要

事業実施箇所



従来の手続き

設置



撤去



設置と撤去を毎年繰り返すため費用増

- 計画策定日：令和7年1月7日
- 事業の目的：漁港で水揚げされる水産物の消費増進
- 実施期間：令和7年5月～令和37年5月
- 事業の概要：漁港で水揚げされる水産物(カキやハマグリ等)を取扱い、飲食の提供及び販売を行う。
(漁港施設用地の貸付)
- 活用推進計画の策定者：糸島市
- 実施計画の策定者：糸島漁協

漁港施設等活用事業の活用効果

- これまでは毎年の占用許可により実施していたが、長期貸付を受けることにより、常設化が可能



- ・ 仮設小屋の設置及び撤去に係るコスト削減
- ・ 年間を通じての営業が可能となることによる、利用者の増加及び地域の雇用創出

海業振興関係予算のフレーム

海業の構想段階から、その実施の各段階に応じたソフト・ハード両面からの支援により、海業の全国的な展開を進め、漁業者の所得向上と雇用創出につなげる。

構想段階
(漁港施設等活用事業に係る計画等の策定に向けた支援)

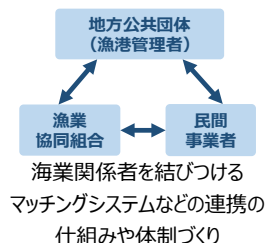
実施段階
(計画に基づく事業の展開)

1. 立ち上げ支援・モデル地区における実証、漁協等の取組促進 海業振興支援事業 (R 8 当初予算) : 3 億円 (R7 補正 : 3 億円)

(1) 海業立ち上げ推進事業

① 海業推進調査事業 (委託)

民間事業者、漁港管理者、漁業協同組合等を結びつけるためのマッチングシステムなどの連携の仕組みや体制づくり等を実施。



② 海業立ち上げ支援事業 (補助)

活用推進計画策定を目指すモデル地区において、国の施策として率先して取り組むべきテーマ (こども体験活動、「ぎょしょく」の拡大、インバウンド対応、港湾を含めた海業の展開、広域連携の取組等) に対して、必要な調査、効果分析、取組の実証等の民間事業者等が行うモデルづくりを支援。



取組の実証実施 (食育体験)

(2) 海業取組促進事業 (補助)

地域において海業への一步を踏み出し、海業取組に係る活用推進計画策定を目指すために必要な調査、効果分析、取組の実証等を支援。



漁業者・専門家等による
調査、計画検討

2. 地元自治体等の主体的な取組支援

浜の活力再生・成長促進交付金 (R 8 当初予算) : 18 億円の内数
(水産業競争力強化緊急施設整備事業 (R 7 補正) : 48 億円の内数)

(1) 浜の活力再生・成長促進交付金のうち

海業推進事業

漁協や地方公共団体等に対して、海業の推進に向けた漁港の受け入れ環境改善に資する施設の改良、海業支援施設の整備等のハード面を支援します。



地域水産物普及施設

(2) 浜の活力再生・成長促進交付金のうち

水産業強化支援事業

海業を効果的に推進するため、荷捌き施設の整備の際に直販機能を付加するなどの取組を支援します。



直販機能の付加

3. 漁港・漁村の環境づくり

(1) 水産基盤整備事業 (公共) (R 8 当初予算) : 738 億円の内数

漁港施設等活用事業に係る漁港施設、用地・水域等の再編・整序を支援します。

(2) 漁港機能増進事業 (R 8 当初予算) : 1 億円の内数 (R 7 補正 : 17 億円の内数)

漁港施設等活用事業に必要な漁港施設、用地・水域等の改良、再編・整序、及び用地整備と一体的に行う施設の撤去等を支援します。



用地の区画整理、整地

さらなる展開に向けてステップアップ

情報発信、横展開の取組について

- 海業の情報発信に当たっては、漁村地域の関係者はもとより、国民や消費者の皆様に対しても海業を広く認知・理解いただけるよう、海業関係のPRコンテンツを作成・活用しながら取組を進めているところ。
- 具体的には、多くの来場者が期待されるイベントへの出展や、海業関係者によるセミナー、民間事業者とのコラボ企画等を実施し、海業の推進に向けた機運の向上や、意識醸成を行っているところ。
- 引き続き、海業の全国展開を加速化させるために、海業の情報発信を図っていく考え。

主な取組状況

①PRコンテンツ

- ・ 漁港マスコットキャラクター
- ・ 海業マンガ・ポスター
- ・ ANA×水産庁によるコラボ動画

②イベントへの出展（R7主な出展実績）

- ・ 大阪・関西万博（大阪）
- ・ 海洋都市横浜うみ博2025（神奈川）
- ・ 全国漁港漁場大会（山口）
- ・ 農林水産祭「実りのフェスティバル」（東京）
- ・ 全国豊かな海づくり大会（三重）

③セミナー・会議等

- ・ ジャパン・インターナショナル・シーフードショー（東京）
- ・ 第2回海業推進全国サミットin高浜町（福井）
- ・ 第3回海業推進全国協議会（東京）



海業マンガ



漁港マスコットキャラクター
(左：うみぎょ、中央：ぎょっこん、右：うみにゃーご)



ANA×水産庁によるコラボ動画
(BUZZ MAFF)



海業ブースの出展
(大阪・関西万博)



海業実践者による講演
(ジャパン・インターナショナル・
シーフードショー)



参加者によるグループワーク
(第2回海業推進全国サミットin高浜町)

海業の現状について

漁港漁場整備長期計画における成果目標

○ 漁港における新たな海業等の取組件数

おおむね500件

〔進捗状況〕

・全国の漁港において、令和6年度を目安値300件に対して、令和6年度の実績値は254件と概ね順調に推移しており、海業の取組が徐々に広がってきている状況。

〔現状の分析〕

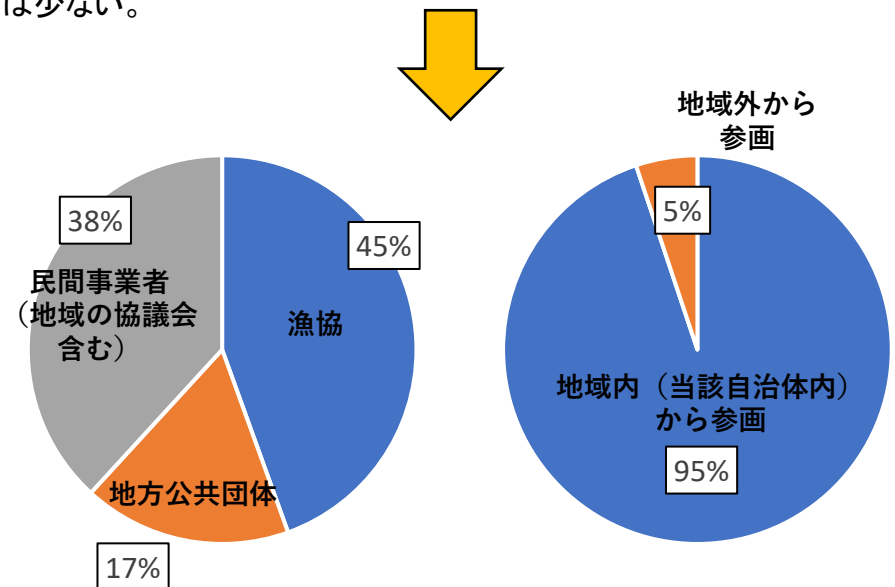
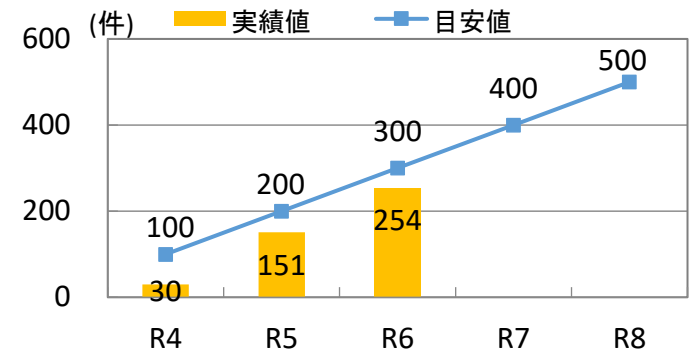
- ・地元の合意形成等、取組の開始に時間を要し、地域における海業の取組の立ち上がりに遅れが見られた。
- ・海業の取組主体として最も多いのは漁協で取組の約45%を占めているほか、多くの場合で地域の協議会にも漁協や漁業者が参画しており、これまでの海業は漁協が主な主体となっている。
- ・海業の主体はほとんどが当該市町村内の組織で、地域外から参画するケースは少ない。

〔取組の評価〕

- ・漁港施設等活用事業や海業関係予算による支援は令和6年度に始まったところであり、現時点では取組件数の増加への寄与は少なく、今後取組が増加していく見込み。
- ・これまでの海業支援パッケージや海業の推進に取り組む地区の公表、海業推進全国協議会の開催等による情報発信等により地域の海業に対する理解が深まり、海業の取組が広がってきているものと分析。
- ・新たな海業関連施設の開設に伴う新たなスタッフの雇用や、体験事業の開始に伴う地元漁業者の参加など、海業の取組の拡大に伴い新たな雇用が生まれている。

〔課題と対応〕

- ・漁港施設等活用事業については、活用推進計画8件、うち事業実施1件とまだ活用が少なく、制度に対する理解の向上のための情報発信や、地域における海業の取組の検討を行うことが必要。
- ・海業の取組が漁業者の所得向上や雇用確保に結びついていないという声もあり、「稼げる海業」にするためのポイント等の共有が必要。



海業の取組主体の内訳

海業の事例(漁協が主体の取組)(鳥取県境港市・境漁港)

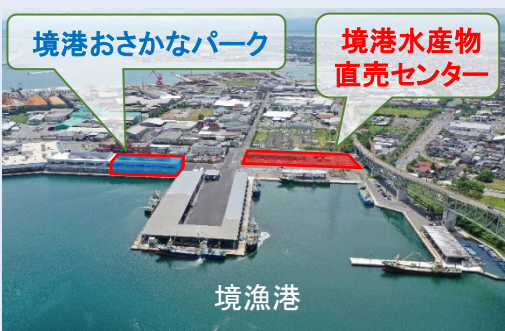
概要

- 鳥取県は境漁港を高度衛生管理型漁港・市場へと改修しており、あわせて境漁港の魅力向上と振興を進めるため、2号上屋の一部に展示施設を整備。水産物の水揚げやセリの様子を見学できるほか、近隣の美保湾に生息する魚を展示した展示水槽、食育イベントを開催できる調理実習室などを備えた。
- 山陰旋網漁業協同組合が境港水産物直売センターを改築し、令和4年4月にリニューアルオープン。市場で取引された新鮮で豊富な水産物を、衛生的で安全・安心な施設で販売、海外バイヤーとの商談の場とした輸出促進、境漁港・市場見学ツアー等市場との連携による地域の活性化を図る。



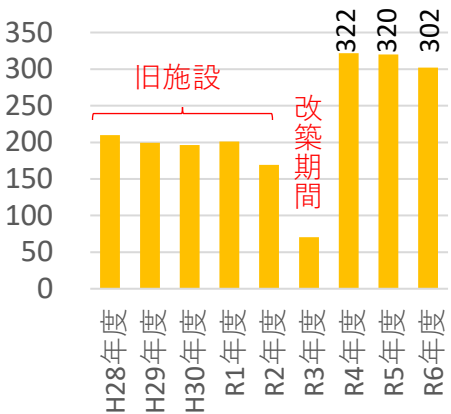
海業の取組概要

- ・「親しまれる漁港・市場」を目指し、鳥取県は、令和4年8月に2号上屋2階部分に見学や食育・体験型観光にも利用できる展示スペース「境港おさかなパーク」（愛称は一般公募）を整備。境漁港・市場や水産業への理解を深めている。
- ・境港水産物直売センターは境漁港の魚市場から仕入れた鮮魚、カニ等を一般消費者向けに販売。リニューアルにより刺身等の調理が可能となり、その場で買って食べられるようになった。



効果

境港水産物直売センター来場者数（千人）



項目	境港おさかなパーク（県）	境港水産物直売センター（山陰旋網）
施設	展示ホール、見学通路、まぐろデッキ（売買見学）、かにテラス（展望、漁船の水揚げ見学）、お魚調理実習室、研修室、会議室	約2000㎡（鮮魚11区画、ねり製品、土産区画、飲食テーブル、飲食店（屋内・屋外各1）。空調整備（鮮魚の温度管理）
地域連携	県と山陰旋網が連携して「境港水産物直売センターお客様感謝DAY」と「おさかなパーク春祭り」を開催。また、両施設は漁港・市場見学ツアーに組み込まれている。その他にもマグロ感謝祭や境港水産まつりと連携しておさかなパークで「ベニガニ食べ方教室」等を実施している。	



- ・調理実習室は、令和5年度に37組、令和6年度に43組が利用しており、今後も安定した利用が見込まれる。
- ・境港水産物直売センターには、県外からの来場が多く見られ、来場者数の増加につながっている。インバウンド需要の増加も見られる。また、中国、香港からバイヤーが市場視察に訪れており、その後の商談の場としても活用されている。
- ・境漁港の水産物の衛生的な流通や利用方法を学んでもらうことにより、イメージが向上し、消費の増加が見込まれる。

海業の事例(地域の協議会が主体となった取組)(山形県鶴岡市・由良漁港)

概要

- 漁業就業者、観光客の減少による地域経済の衰退を抱え活気を失いつつあったこの地区では、整備された漁港や人工海浜、人工磯場などをうまく活用した地域再生を課題と捉えていた。
- 地元漁業者等の若手有志が、自治会や観光協会、漁業団体に呼びかけ、「再び訪れたくなる、住みたくなる、自慢したくなる“ゆら”」を目指し、由良地域協議会「ゆらまちっく戦略会議」を結成。生産・流通、人材育成・確保、文化の継承、イベント、情報発信などを展開。
- 多様な海業の取り組みによりリピーターを獲得し、交流人口の増加に寄与。



海業の取組概要

【漁業生産・流通】



イカー夜干し作り体験

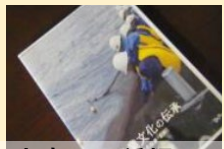


ゆらまちっくの
ヒット商品
「鯛だしみそ」

市場性の低い小鯛に注目
新たな加工商品を開発

漁港や近隣の協力店
などで販売

所得向上・雇用の創出



由良の11種類の
漁法を伝えるDVD製作

マリンレジャー体験(釣り堀)



漁船クルージング



海中神輿



【伝統文化の継承】

海岸清掃



主な取組

【漁業生産・流通】

魚食イベント、水産加工品開発販売、水揚げのブランド化など

【後継者の育成・確保と女性活躍】

漁業体験、漁法DVD配布、地元女性による商品開発など

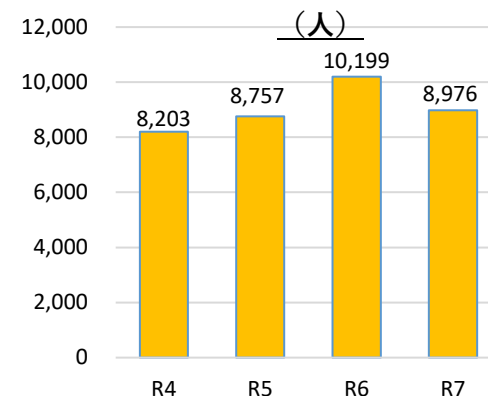
【伝統文化の継承】

都市住民との交流、海中神輿など

【各種イベントの開催】

寒鰯祭など魚食イベント、ビーチサッカー大会など

体験型イベント利用者数



効果

体験型イベント(釣り堀・漁業体験・食の体験など)の利用者は年間8千人以上。

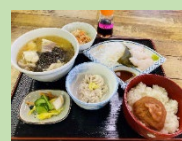
漁港地区人口の約9倍以上の交流人口を創出。(R5漁港地区人口:873人)



ゆらまちっく
海鮮レディース



【各種イベントの開催】



寒鰯づくし定食

定置網体験

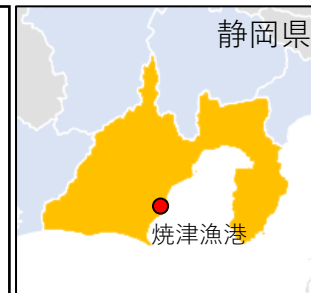


【後継者の育成・確保と女性活躍】

海業の事例(地域外から民間事業者が参入した取組)(静岡県焼津市・焼津漁港)

概要

- 漁協、商工会議所、観光協会、金融機関等が一体となって、遊休施設である「漁具倉庫」をリノベーションし、ワーケーションなどの新たな需要に対応した飲食・宿泊施設「焼津PORTERS」を整備。併せて水産加工業者が、地元の種類豊富な魚を調理・提供する漁家レストランを併設。
- 市、漁協、焼津PORTERSの運営者(株式会社スマートホテルソリューションズ、本社：神奈川県)、水産加工業者が連携し、漁港内未利用地や休憩岸壁を利用した美食マルシェ・朝市等を開催。
- 魚市場の水揚げ・セリ見学、親水公園を活かした釣り体験および鯉節等のものづくり体験等の魚食文化推進プログラムを実施し、漁業者及び水産加工業者の所得向上に寄与。



海業の取組概要



●焼津PORTERS

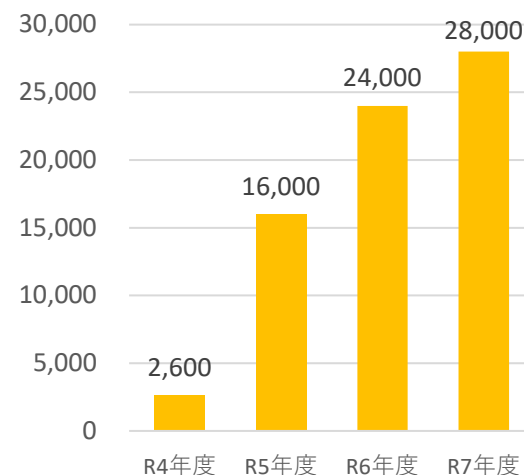
- ・漁協所有の遊休施設「漁具倉庫」(漁師が使っていた2階建て長屋)を、焼津らしさを体験できる滞在施設にリノベーションし、首都圏等からの人を呼び込むにぎわい交流の拠点として整備
- ・焼津PORTERSプロジェクトメンバーの一員として、焼津漁協が漁港区域内に所有していた漁具倉庫等を提供し、イベント開催などに協力

●焼津漁港

- ・焼津漁協は、水揚げ・セリ見学等を行い、来訪者との交流活動を実施
- ・水産女子、釣りガール、地域おこし協力隊OGをガイド役に遊漁船等の資源を活かした釣り体験、親子お造り教室、鮪の解体ショー等、地元漁師や地元の方々との交流活動を実施

効果

焼津PORTERS
来場者実績・見込数(人)

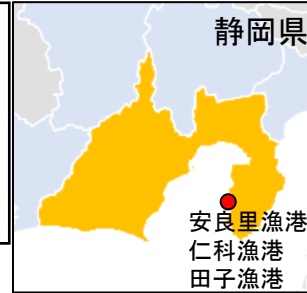


- ・R6年度の来場者実績は24,000人。
- ・焼津PORTERSを拠点にアクティビティ体験ツアー、直売・飲食事業を展開することで、地元漁業者及び水産加工業者の所得向上に寄与。

海業の事例(雇用確保につながった取組)(静岡県西伊豆町・仁科漁港、田子漁港、安良里漁港)

概要

- 西伊豆町では、かつてはカツオの一本釣りが栄え、その後はスルメイカ・ヤリイカ釣りやイセエビの刺し網漁が営まれているものの近年漁獲量が激減しており、町内の専門漁業者の減少が著しい。
- 他分野と連携した海業振興として、はんばた市場における「ツッテ西伊豆」や低・未利用魚活用の取組、アプリ「UMIGO」を活用して漁港を有料釣り場として適正管理する「海釣りGO!!」の取組などを進めている。
- はんばた市場では従業員等として8名、「海釣りGO!!」では巡視員等として4名の新規雇用を創出している。



海業の取組概要

はんばた市場×ツッテ西伊豆



- ・漁港の用地を有効活用して設置したはんばた市場でウツボやニザダイ、アイゴなど低・未利用魚を加工・販売
- ・提携する遊漁船で釣った魚を電子地域通貨「サンセットコイン」と交換し、町内での買い物に使用できる「ツッテ西伊豆」を実施(仁科、安良里)

西伊豆 & ANGLER



漁業者育成等を担う民間事業者により、釣りを通して関係人口を増やす「西伊豆 & ANGLER」を実施し、移住者募集から漁業者とのコミュニケーション、漁協に加入するまでのサポート(仁科)

海釣りGO!!



- ・漁港の釣り場・駐車場利用を予約できるアプリを活用して有料釣り場として開放する「海釣りGO!!」の取組を実施
- ・利用料は漁港周辺の環境整備に活用のほか(田子、仁科)、はんばた市場と連携し、食害魚採捕にインセンティブを付与する取組も実施

海藻養殖試験



漁港用地を活用し、漁港水域で地元漁業者と連携してミリンなどの養殖試験を実施(田子)、漁港陸域に研究や種苗生産の拠点を設置(安良里)

漁港用地を活用し、漁港水域で地元漁業者と連携してミリンなどの養殖試験を実施(田子)、漁港陸域に研究や種苗生産の拠点を設置(安良里)

効果

令和7年7月時点

はんばた市場

令和2年5月から

登録出荷者300人 新規雇用8人(うち地域おこし協力隊2)
売上80,000~90,000千円/年

ツッテ西伊豆

令和2年9月から

延べ体験者1,800人・買取額2,100千ユーヒ(円)
※ユーヒ:地域共通通貨「サンセットコイン」の単位 1ユーヒ=1円

海釣りGO!!

R5.8から田子、R6.8から仁科、R7.10から安良里

延べ体験者11,000人・利用料10,000千円 新規雇用4人

西伊豆 & ANGLER

令和5年7月から

相談者数約40組 移住者14人 漁業権取得3人(R7.6末)

海藻養殖試験

実証中

田子:ミリン沖出し300kg→収穫1,000kg(令和4年3月から5月)
※令和6~7年度はトサカノリなどの養殖試験も着手
安良里:ラボ設置、企業等の視察受け入れ(30者)

協力体制

西伊豆町役場、伊豆漁協仁科・田子・安良里支所
はんばた市場、遊漁船、周辺事業者、ウミゴー、
シーベジタブル、観光協会

海業に対する地方公共団体からの意見について

- 海業の現状や課題の把握を目的に、地方公共団体に対する聞き取りを実施。

海業の実施における地方公共団体からの主な意見

- 漁業者の高齢化、漁協職員・市町村職員の不足により、新たな取組に着手する余力がない
- 事業を主導・運営・調整できる人材やキーパーソンが不足している
- 海業のアイデアが出ても、「誰が」何を振興するのかとの話になると、「誰が」で途端に進まなくなってしまう
- 海業の進め方や事業化の知見が不足しているほか、「海業」という概念自体の認知度が低い
- 地域にある資源が価値ある資源であることに気づいていないケースがある
- なにから始めればいいのかといったスタートの機会を見定められていない
- 事業として成立するか見通しが立たず、着手できない
- 漁協・漁業者・地域関係者との調整が進んでいない、あるいは新規事業に消極的なため合意形成が難しい
- 漁協と地域（地元）との間に、海業の取組による地域振興や効果に対する認識に温度差がある
- 観光客と漁業関係者のトラブルが懸念となっている
- 行政主体では一過性に終わる懸念があり、地域主導で進めていく必要がある。
- 大型車両の往来が多い漁港環境、市街地からの距離、離島などの地理的条件、観光資源の限定性などにより集客や安全確保が難しい

海業に対する漁協からの意見について

- 海業の現状や意識状況の把握を目的に、全国の漁協を対象としたアンケート調査を実施。

アンケート調査概要

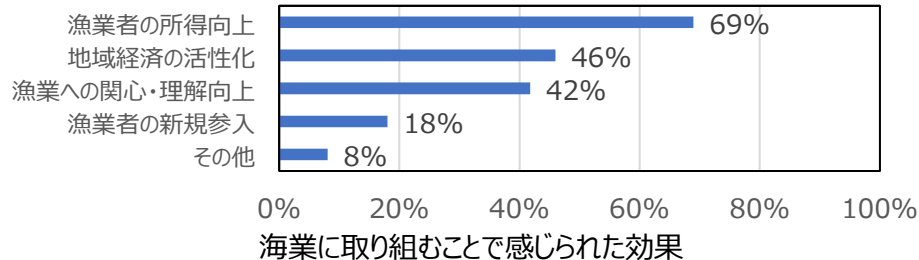
郵送にて調査票を配布・回収。 対象：全国の漁業協同組合

アンケート配布数：1,088件 回収数：656件（回答率約 6 割）

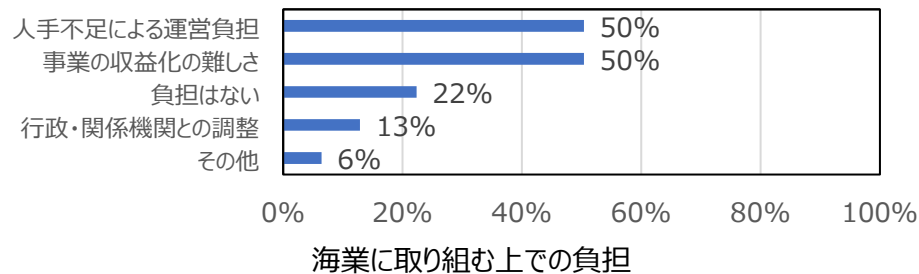
アンケート結果概要

海業に取り組んでいる漁協（約 4 割）

- ・海業に取り組んだ効果の実感として最も多いのは漁業者の所得向上で、次いで地域経済の活性化となっている。

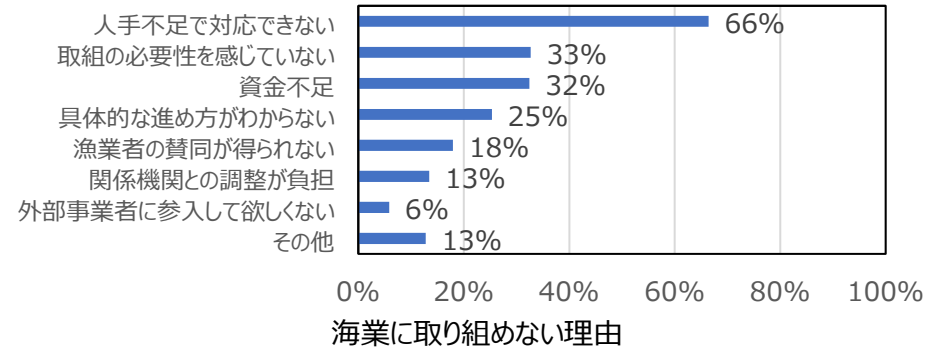


- ・海業を実施する上での負担としては、最も多いのは人手不足による運営の負担増で、次いで事業の収益化の難しさとなっている。

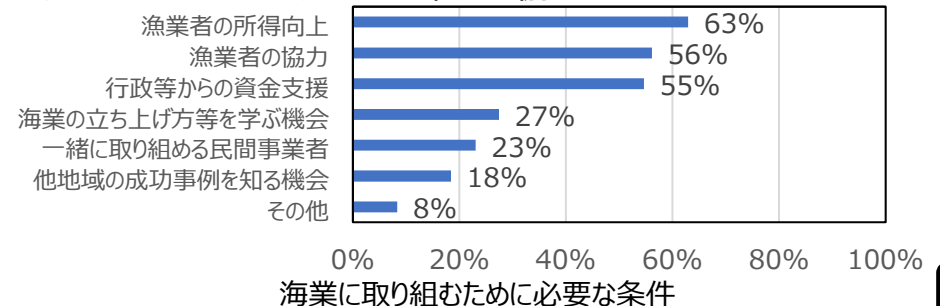


海業に取り組んでいない漁協（約 6 割）

- ・海業に取り組めていない理由として最も多いのは人手不足で、次いで取り組みの必要性が感じられないとなっている。



- ・海業に取り組むために必要な条件として最も多いのは漁業者の所得向上が見込まれることで、次いで漁業者の協力となっている。



海業の考え方・進め方に関する意見について

海業の考え方・進め方に関する意見

- 民間事業者が単独で海業を実施する場合、一過性の取組となって地域に根付いていかないのではないかという懸念があるので、地域とともに取り組んでいく必要がある。
- 取組が行われていても、漁業者の所得や雇用につながっていないケースがある。
- 一部マナーがない来訪者と漁業者とのトラブルがある。
- 「海業」という言葉が独り歩きしている印象で、具体的なイメージがまだ十分に浸透していない。



- 海業の概念は広く、全国で様々な取組が行われており、その取組内容や規模、実施主体等は多岐にわたっている。
- 海業は地域の漁業との調和が前提であるが、地域との連携や漁業者の所得向上につなげていくことなど、取組を行う上での基本的な考え方が統一されていないことが、海業を振興する上での課題となっている。



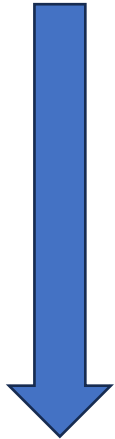
こうした状況を踏まえ、海業をさらに振興するためには個別の施策のみならず、水産地域が海業を通して将来めざす姿等の水産庁が考えるビジョンを地方公共団体、漁業者、民間事業者等に共有し、方向性を同じくして海業に取り組む必要があることから、「海業の基本的考え方（仮称）」について策定することとしたい。

今後のスケジュールについて

- 次回以降、本審議会において「海業の基本的考え方（仮称）」について議論いただく予定。
- 公表は、令和9年4～6月頃を想定している。

「海業の基本的考え方（仮称）」の今後の流れ（案）

令和8年6月（今回） 海業の取組と現状についての報告



・海業の基本的方向
・海業の振興に向けた具体的施策
・成果指標
等について議論

令和9年4～6月頃 公表

1 漁港漁場整備事業の推進に関する技術開発の方向（令和4年8月改訂版）の概要

「漁港漁場整備事業の推進に関する技術開発の方向」は、計画的に技術の開発と普及を図るため、「漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針」に基づいて、「漁港漁場整備長期計画」の重点課題を踏まえつつ、国、地方公共団体、研究機関、大学、民間団体等が連携し、優先して取り組む21の技術課題と57の技術開発テーマを取りまとめたもの。

重点課題

産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化

海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保

「海業」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上

グリーン化の推進

技術課題

(1) 拠点漁港等の生産・流通機能強化

○圏域内の生産・流通拠点の再編・集約による生産・流通機能の効率化

○流通拠点や地域の中核的な漁港などの機能の強化

○水産物輸出に対応した生産・流通体制の整備

(2) 養殖生産拠点の形成

○一貫した養殖生産体制と流通ネットワークの構築

○安定的な養殖生産を支える環境整備

(1) 海洋環境の変化に適応した漁場生産力の強化

○海洋環境の把握とその変化に適応した漁場整備

○新たな資源管理の取組と連携した水産資源の保護・育成

○藻場・干潟・サンゴ礁の保全・創造

○閉鎖性水域における漁場環境改善の推進

(2) 災害リスクへの対応力強化

○漁業地域の安全・安心の確保及び災害発生後の地域水産業の早期回復を可能とする対応力の強化

○既存ストックの予防保全型の老朽化対策の推進

○気候変動も考慮した施設計画・設計及びモニタリングの推進

(1) 「海業」による漁村の活性化

○漁港の多様な利活用の促進

○地域活性化の取組との連携

(2) 地域の水産業を支える多様な人材の活躍

○漁港・漁村における就労・生活環境の改善

○地域を支える多様な人材の育成

○漁港・漁場におけるカーボンニュートラルの実現

○漁港・漁場・漁村における環境負荷の低減

デジタル社会の形成

○漁港漁場整備・管理等へのICT及びロボット技術の活用

生活スタイルの変化への対応

○漁港・漁村における感染症対策の実現

その他

○働き方改革等に対応した漁港漁場工事の適切な推進

2 改訂について

昨今の海洋環境の急激な変化、自然災害のリスクの増大、さらにはインフラの老朽化の進行等に関する技術的課題に的確に対応するため、漁港漁場整備基本方針の変更及び次期漁港漁場整備長期計画の策定に併せ、「漁港漁場整備事業の推進に関する技術開発の方向」を改訂することとする。

3 改訂スケジュール（案）

令和8年6月23日 改訂についての報告（水産政策審議会漁港漁場分科会）



〔関係機関 意見照会、意見交換〕

令和9年3月目途 改訂・公表

漁港漁場整備基本方針の変更及び次期長期計画の 検討スケジュール(案)

年 月	項 目
令和8年6月	○ 漁港漁場分科会 ・ 漁港漁場整備基本方針の変更及び次期漁港漁場整備長期計画の策定についての諮問
8月	○ 漁港漁場分科会 ・ 漁港漁場整備基本方針の変更の視点 ・ 次期漁港漁場整備長期計画の構成案
11～12月	○ 漁港漁場分科会 ・ 漁港漁場整備基本方針の変更の素案 ・ 次期漁港漁場整備長期計画の骨子案
令和9年1～2月	○ 漁港漁場分科会 ・ 漁港漁場整備基本方針の変更の原案 ・ 次期漁港漁場整備長期計画の原案
3月	○ 漁港漁場分科会 ・ 漁港漁場整備基本方針及び次期漁港漁場整備長期計画策定についての答申 ○ 閣議決定

漁港漁場整備事業の 推進に関する基本方針

令和 5 年 12 月

序文

四方を海に囲まれた日本は、太古から海の恩恵を享受し、沿岸地域を中心として経済活動が営まれ発展してきた。水産業は、水産物の安定供給という国民の食生活にとって不可欠な役割を果たすとともに、漁業地域の経済を支え、ひいては豊かな国民生活の基盤を支える重要な産業である。

漁港は、産業を支える社会基盤として、国民へ水産物を安定的に提供する役割を果たすとともに、漁港背後の漁村の住民の生命や財産の保全、国民の海洋性レクリエーションのニーズに対応した余暇空間の提供、更には災害時の救援物資の運搬拠点など多面的な機能を有している。

また、漁場は、水産物を供給する重要な機能を有しており、その整備を通じて、海洋の有するポテンシャルを活用し、水産資源の増殖を促すとともに、豊かな海洋環境の保全・創造に貢献している。

近年の水産業をめぐる情勢は、国際化の進展と水産物の世界的な需要の高まり、周辺水域における水産資源水準の低迷や気候変動に伴う海洋環境の変化などによる漁獲量の長期的な減少傾向、水産物の消費流通構造の変化、漁業就業者数の減少・高齢化の進行、国際的な燃油価格の大幅な変動、漁業用資材価格の上昇といった状況にあり、その結果、水産業を支える漁村の活力の低下を招いている。

また、国内の水産物消費量が減少傾向にある一方、アジアを中心に海外の消費者の所得が向上し、日本産農林水産物・食品の潜在的購買層が増えるとともに、訪日外国人の増加などを通じて日本産農林水産物・食品の魅力が海外に広まったなどの環境変化を背景に、我が国の滋味豊かで安全な水産物が世界において高い評価を受けている。

先の東日本大震災による地震・津波により被害を受けた漁港・漁場・漁村では、現在、漁港施設などのインフラ施設の復旧はおおむね完了している一方、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震などの大規模地震が依然として高い確率で発生することが予測されており、加えて、気候変動による台風・低気圧災害の頻発化・激甚化や漁港施設の老朽化の加速などの災害リスクの増大が懸念されている。

その他、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造を確立することを目指し、水産政策の改革を進めることとし、令和2年12月には「漁業法等の一部を改正する等の法律」（平成30年法律第95号）が施行され、新たな資源管理システムの構築などに向けた取組を推進しているところである。

これらの諸情勢に鑑み、漁港と漁場を一体的に整備する漁港漁場整備事業について

では、地域における各漁港の適切な役割分担を踏まえつつ、輸出の促進や養殖生産力の向上など水産業の成長産業化に資する生産・流通機能の強化を図るとともに、海洋環境の変化に適応し、我が国周辺水域における水産資源の生産力の向上に向けた取組及び環境の保全・創造を基軸に推進することとし、加えて、災害に強く安全な地域づくりを目指し、水産資源の適切な保全・管理と持続的な利用を基本とする政策と相まって、その着実な実施を通じて水産業を取り巻く諸課題に対応していく必要がある。

また、漁村は、漁業就業者などの生活の場としてのみならず、漁港と一体となって消費者に新鮮で安全な水産物を安定的に提供する拠点として重要な役割を果たしており、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業（以下「^{うみぎょう}海業」という。）の場としても期待されている。漁村において、自然環境との調和に配慮し、地域の特性を活かしつつ、安全・安心で快適な漁村の形成が図られるよう総合的な振興を図る方向で漁港漁場整備事業を推進することとし、さらには、水産業及び漁村の有する水産物の供給の機能以外の多面にわたる機能が発揮されるよう推進する必要がある。

このような基本認識の下、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第 6 条の 2 に基づき、ここに漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針を定めるものである。なお、この基本方針は、今後の経済・社会情勢の推移を勘案しつつ、必要に応じて見直しを行う。

I. 漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向

漁港漁場整備事業の実施に当たっては、公共事業だけでなく非公共事業など関連施策との連携の強化、重点課題を絞り込むことによる集中的な整備の推進、既存ストックの有効活用、コスト縮減、さらに、環境問題への国際的な取組の広がりやデジタル化の進展などの昨今の社会情勢の変化への対応にも留意しつつ、以下の重点課題について早期かつ確実に事業の効果が発揮されるよう努めていくこととする。

1. 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化

水産物は、国民に対する良質なたんぱく質の供給源であるとともに、優れた栄養特性を有しており、国民の健康志向を背景に健全な食生活において重要な地位を占めている。水産食品の品質の高度化及び安全性の向上といった消費者ニーズに応え、多様性のある水産食品を安定的に提供するため、また、世界の水産物需要が増大している中で、国産水産物の輸出促進を通じて水産業の成長産業化を図るため、漁港の機能を強化するとともに、水産業を支える健全な漁

村が形成されるよう、漁港漁場整備事業について以下の方向で推進していく。

(1) 漁港機能の再編・集約による地域における生産・流通機能の強化

集出荷体制の効率化によるコスト縮減や産地の価格形成能力の強化により、水産業の成長産業化を図る。

具体的には、水産物の生産又は流通に一体性を有する範囲である「圏域」での漁港漁場整備の方向性を定める計画（以下「圏域計画」という。）において、それぞれの漁港の役割を明確にするとともに、同一漁港内においても、地域の漁業実態を踏まえ、産地市場、荷さばき所、配送用作業施設、冷凍・冷蔵施設などの集出荷機能、燃料供給・給氷施設などの準備機能などの生産・流通機能の再編・集約を進め、地域全体で漁港の生産・流通機能の強化を図る。

(2) 流通拠点となる漁港などの機能の強化

良好な漁場などから供給される水産物は、サプライチェーンの起点となる漁港などを通じて国民に提供されており、漁港漁場整備事業を水産資源の増殖から漁獲、陸揚げ、加工・流通までの一貫した水産物供給システムの基盤を構築するものとして捉え、水産物の安定的な提供に貢献する方向で推進していく。

具体的には、水産物流通の集約と併せて市場機能の強化や漁港施設・漁港施設用地の再編・整序を推進するとともに、国民に安全で安心な水産物の提供が図られるよう衛生管理のための施設整備及び管理運営体制の構築並びに一次加工機能の充実に努めるほか、漁業の構造改革に伴って大型化する漁船に対応した漁港施設の整備を進めることにより、意欲のある地域の国際競争力や産地間競争力の強化に取り組む。

(3) 生産コスト縮減に向けた地域の中核的な漁港の機能の強化

水産物を将来にわたり安定して国民に提供していくためには、流通拠点となる漁港とともに、それを支える生産地として中核的な役割を担う漁港において生産コストの縮減や水産物の鮮度保持に努めていくことが重要である。

具体的には、中核的な漁港として水産物の陸揚げなどの機能の集約化を推進するとともに、集約化に伴いこれまで以上に漁港内での活動の輻輳化が懸念されることから、漁業活動に係る安全性に考慮しつつ、陸揚げ・出荷時間ロスの解消や蓄養水面など水産物の一時保管機能の確保などに取り組む。

(4) 水産物輸出に対応した生産・流通体制の整備

世界人口の増加などにより世界の水産物需要が増大している中、輸出は、国産水産物の販路拡大につながる重要な手段であることから、水産物の輸出促進を通じて水産業の成長産業化を図る。

具体的には、水産加工施設の HACCP 対応の推進などと併せて、流通拠点となる漁港やそれを支える生産地として中核的な役割を担う漁港のうち、特に輸出増大が見込まれる水産物を取り扱う漁港を中心に、輸出先国のニーズや輸出条件に対応するため、高度な衛生管理に対応した岸壁、荷さばき所、配送用作業施設、仲卸施設、冷凍・冷蔵施設、加工施設などの一体的な整備とともに、販路拡大や輸出促進などの推進体制の構築を推進する。また、輸出増大が見込まれる水産物の漁場の整備を推進する。

(5) 養殖生産拠点の形成

養殖業においては、「養殖業成長産業化総合戦略（令和3年7月改訂）」や「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和4年12月改訂）」により、養殖水産物の生産目標や輸出目標が定められるとともに、マーケットイン型への転換による成長産業化を推進するに当たり、種苗生産から加工・流通に至る一体的な体制強化が重要である。そのため、圏域計画において、養殖生産に関する種苗の確保から養殖水産物の加工・流通に至る一体性を有する地域を養殖生産の拠点として位置づけ、養殖生産拠点の形成を図る。

具体的には、消波堤の整備による静穏水域の確保・活用や漁港施設用地の再編・集約による陸上養殖の展開、種苗生産施設、養殖場、陸揚施設、加工・流通施設などの一体的な整備を推進する。

2. 海洋環境の変化への対応力強化による持続可能な漁業生産の確保

水産資源の状況は、低位にとどまっているものや悪化しているものがあることに鑑み、生態系全体の生産力の底上げを目指し、資源管理施策などとの連携を強めつつ、沿岸域はもとより排他的経済水域を含む沖合海域における水産資源の保護育成などの取組及び環境の保全・創造を積極的に推進していくこととする。また、人と自然のふれあいの場の提供や沿岸域の良好な環境の次世代への継承の観点から、沿岸域の環境の保全・創造が図られるよう以下の方向で漁港漁場整備事業を推進していく。

なお、漁場は様々な環境要因により機能を損ないやすいという問題があること、また、地球温暖化により漁場環境が変化していることから、自然環境や生物相の変化などにも適切に対応できるよう、モニタリングを継続的に実施し、

その結果に応じて事業の実施方法や事業実施後の管理の在り方を見直していく、いわゆる「順応的管理手法」の導入により、より確実性の高い漁場の造成に努めていく。

（１）栽培漁業などの資源管理施策との連携の強化

水産生物は、成長過程で、また季節により、沿岸から沖合に至る多様な場所を移動・回遊している。このため、水産生物の生活史を把握し、成長段階に応じた生育環境及び生態系を良好な状態として保全していくことは、漁業の健全かつ持続的な発展を図る上で極めて重要である。そこで、沿岸から沖合に至る我が国周辺水域において、こうした環境の保全・創造に資するため、海域全体を広い視点で捉え、生育環境づくりとそのネットワーク化に配慮して事業の規模・配置を決定していくとともに、放流種苗の生産を行う施設の整備と併せ、資源管理施策などとの確実な連携を図るものとする。

（２）藻場・干潟などの保全・創造

藻場・干潟などは、重要な漁場であるばかりでなく、水産生物の産卵、幼稚仔魚の成育などの資源生産の場としての機能や、有機物の分解、窒素、りんなどの栄養塩の取込みによる水質の浄化などの様々な機能を有しており、加えて、ブルーカーボン（海洋生態系が吸収・貯留するCO₂由来の炭素）が注目される中、藻場は二酸化炭素の吸収源として、カーボンニュートラル実現の観点からも重要であり、良好な沿岸域の環境を維持していくためには、藻場・干潟などの保全・創造は極めて重要である。このため、埋立てなどにより消失が進んだ藻場・干潟の回復を目指し、藻場・干潟の分布状況や衰退要因及び海水温や底質などの水域環境の変化を広域的視点から把握し、漁業者、NPO、ボランティアなどの協力を得ながら、ハード対策とソフト対策を組み合わせた実効性のある効率的な藻場・干潟の保全・創造対策を推進するほか、サンゴ礁の保全・増殖に関する技術の開発・実証などに取り組む。また、閉鎖性水域においては、ノリ養殖やアサリなどの二枚貝、底生魚介類などの生産安定・回復のため、漁業者などによる取組と連携した漁場環境の改善対策を推進する。

（３）水域環境の変化に対応した順応的な漁場整備の推進

地球温暖化による海水温上昇の影響は、沿岸の漁場環境に影響を及ぼしており、海洋生物の分布域が変化しているほか、夏場の貧酸素水塊の頻出、植食性魚類やウニの活発化などによる磯焼けの進行やサンゴ礁の衰退などによ

る水産資源の減少も予測されており、沿岸環境の回復対策が喫緊の課題となっている。このため、貧酸素水塊の影響緩和に努めるとともに、海水温上昇による海洋生物の分布域・生息場所の変化を的確に把握し、その変化に対応した水産生物の産卵場や成育場を含む漁場の整備に取り組む。藻場造成に当たっては、現地の状況に応じた高水温に強い種の播種・移植や食害生物対策などを行う。また、水域環境の変化を的確に把握するためのモニタリング、都道府県などの研究機関との連携体制の構築、調査・実証の強化などを推進する。

3. 災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保

東日本大震災においては、東北地方太平洋沿岸の漁港・漁村を中心に壊滅的な被害が発生し、地域の経済や国民への水産物の安定供給にも大きな影響を与えたところであるが、現在、ほぼ全ての漁港で陸揚機能が回復するなど、復旧はおおむね完了している。

また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの切迫する大規模な地震・津波や頻発化・激甚化する台風・低気圧災害などに備えが求められるとともに、今後、多くの漁港施設及び漁場の施設（以下「漁港漁場施設」という。）の既存ストックが急速に老朽化することにより、その機能低下が懸念される。防災・減災、国土強靱化を図るため、漁場から陸揚げ、加工・流通に至る水産業として一体的に機能する漁業地域の安全・安心の確保と地域水産業の早期回復の両面からハード対策とソフト対策を組み合わせた対策を推進していくとともに、計画的な漁港漁場施設の機能の維持・保全を推進する。

また、気候変動の影響に伴う将来の潮位偏差の増大、波浪の強大化、海面水位の上昇などによる外力の長期変化などを踏まえ、漁港施設に求められる性能を確保するため、利用に支障が生じないように配慮した対策を推進する。

（１）東日本大震災の被災地における着実な復興

東日本大震災の被災地における漁港施設の復旧はおおむね完了しており、今後は漁港施設の老朽化対策や漁港水域などを活用した増養殖対策、高度な衛生管理に対応した荷さばき所などの整備、地震・津波に対応した防波堤や岸壁の整備などにより、更なる生産・流通機能、防災機能の高度化を推進する。

（２）漁業地域の防災・減災対策の推進

地震・津波や台風・低気圧などの災害に対して脆弱性を有する漁業地域に

において、災害発生後の漁業の継続や早期回復を図るための外郭施設や係留施設の耐震・耐津波・耐浪化、災害時の救援活動や緊急物資輸送などの拠点となる漁港の機能強化、漁港・漁村の就労者や来訪者、地域住民の安全を確保するための避難路、避難施設などの整備、防波堤や海岸保全施設などによる津波からの多重防護、減災計画や避難計画の策定、地域間や官民間での防災協定の締結や継続的な避難訓練などの実施が一体となった防災・減災対策や事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備などしておく事前復興の取組を進めることで、地域の災害対応力の向上に努めていく。なお、これらの対策に当たっては、必要に応じて平時・非常時ともに役立つように計画・設計に配慮していく。

また、災害発生後においても水産物流通機能が確保されるよう、漁港間での支援ネットワークの構築や市場関係者などと連携しつつ、緊急時における事業継続のための計画を策定し、関係者による定期的な訓練を実施するなど、災害に強い産地づくりを推進していく。

(3) 既存ストックの予防保全型の老朽化対策の推進

これまでに整備されてきた多くの漁港漁場施設が更新時期を迎え、今後、急速な老朽化の進行に伴い、その維持管理・更新に係る費用が増大していくことが懸念される。このため、長期的な視野に基づく予防保全的な考え方の下、漁港漁場施設の既存ストックの戦略的な維持管理・更新による予防保全型の老朽化対策、点検・施工・維持管理における新技術の導入・普及、漁港施設などの管理を担う漁港漁場技術者の育成、日常点検の効率化のため漁港協力団体や地域住民、漁業者などと連携・協働を推進することにより、利用者の安全、水産物の品質・衛生及び流通の確保に支障が生じないように、漁港漁場施設の機能保全を図るとともに、ライフサイクルコストの縮減に努める。

4. 「海業」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上

漁村においては、全国平均を上回る速さで人口減少と高齢化が進行し、地域の人材不足が深刻化するなど活力が低下している。このため、漁港施設などの既存ストックや漁村の魅力的な地域資源を最大限に活用し、海業や都市漁村交流を推進するとともに、生活環境・就労環境の改善を進めることで、漁村のにぎわいを創出し、漁村への就業の促進、地域の雇用・所得の増加などにつなげる。

(1) 「海業」による漁村の活性化

都市住民などにおいては、余暇活動や食への関心など、漁村への交流ニーズが高まっている。また、訪日外国人の増加が今後も見込まれる中、訪日外国人を含む旅行者が地域ならではの魅力を楽しめるような取組を一層促進することが求められている。一方、漁村においては、新鮮な魚介類、豊かな自然や景観、波力、風力などの再生可能エネルギーなどの地域資源が豊富に存在しており、高齢者や女性をはじめとする地域住民や農林業などを含む地場産業との連携の下、これらの総合的な活用が、漁村の活性化を推進する上で重要な課題となっている。

このため、地元の理解と協力の下、漁港施設等活用事業を推進するなどして海業の場として、漁港を活用するとともに、漁村における地域資源を活かした活性化の取組と連携し、地域の所得と雇用機会の確保を図る。

具体的には、当該地域で陸揚げ、生産された新鮮な魚介類や水産加工品を提供すること、遊漁やホエールウォッチング、ダイビングの案内を行うこと、漁村における滞在型旅行である^{なぎさほく}渚泊を受け入れること、プレジャーボート等の適切な受入れなど、海業の取組として、水産業を核とした地域がその特性や漁港施設などの既存ストックを活かし意欲のある取組との連携を図りつつ、都市住民や訪日外国人旅行者との交流を進め、活力あるコミュニティの形成に資するよう漁港漁場整備事業を推進していく。また、漁港を最大限に活用して地域の水産業の活性化を図っていくため、地域の漁業実態を踏まえた施設規模の適正化と漁港施設の再編・整理、漁港施設用地の整序などによる漁港の利活用環境の改善を図る。

（２）漁港・漁村における環境の改善

地域の水産業を支える多様な人材が活躍できる漁港・漁村を目指し、地域の特性に応じた漁港漁場整備事業の推進を通じて、生活環境・就労環境の改善を図るとともに、良好な景観の形成を図る。

具体的には、漁港協力団体との協働や地域住民などによる取組との連携の下、漁港・漁場への汚水などの流入負荷の低減や漁村の衛生環境の改善、漁業者の生活環境・就労環境の改善のための整備との一体性を考慮し、漁港漁場整備事業を推進していく。

５．社会情勢の変化への対応

これらの重点課題への対応に当たり、社会情勢の変化に対応していく必要性からその共通する課題として、漁港・漁場・漁村における環境負荷の低減や脱炭素化などによるグリーン化の推進、ICT を活用した漁港漁場施設の利用や整

備・維持管理の効率化・省力化、漁業の生産性向上などを図るデジタル社会の形成、新型コロナウイルスの感染拡大などを契機とした食生活や働き方の変化などに対応した水産物の提供体制づくりなどによる新たな生活スタイルへの対応についても併せて取り組んでいく。

Ⅱ. 漁港漁場整備事業の効率的な実施に関する事項

漁港漁場整備事業を効率的に実施していくため、Ⅰの「漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向」に従い、とりわけ経済効果の高い地域や事業目標の達成に意欲的に取り組む地域において重点的に事業を推進することにより、効率よく効果が発現されるよう努めていく。

1. 整備の連携に関する事項

(1) 漁港と漁場の一体整備

漁港と漁場を水産資源の増殖から漁獲、陸揚げ、加工・流通までの一貫した水産物供給システムの基盤として捉えていくことが重要であることから、漁港の整備と漁場の整備については、同一の計画の下、総合的かつ計画的に整備を推進していく。

(2) 関連施策との連携により効果を相乗的に高める取組の推進

漁港漁場整備事業については、漁業協同組合の合併、水産物産地市場の統合、栽培漁業を含む沿岸漁業の振興、湖沼などの内水面や藻場・干潟の生産力の改善を図るための技術開発を含む水産関係施策に加え、森林整備など川上から川下に至る一連の関連施策との連携を強力に推進することにより、相乗的な効果の発揮に努める。また、漁業地域における津波や高潮などからの浸水被害の防護に当たっては、海岸保全施設と漁港施設の連携による効果的な対策を図るとともに、自然災害の被災地においては、関係省庁と連携しながら、漁港などの復旧・復興を行う。さらに、国土や地域に関する他の計画や事業及び海上の安全に関する施策とも調整を図りつつ、計画的に推進していく。

2. 漁港の役割分担を踏まえた事業の実施に関する事項

漁港は、消費者に安全で新鮮な水産物を安定的に提供するための水産物の生産・流通の拠点としての機能、つくり育てる漁業を支援する増殖及び養殖の拠点としての機能、台風、冬季風浪、地震、火山活動など自然災害に対する防災

・避難の拠点としての機能、都市住民などに親水空間を提供する都市との交流の拠点としての機能、海業など関連産業の場としての機能、その他漁船の休けい・準備の場としての機能などを有していることから、漁港相互の役割分担と連携を強化することで、これら機能が早期に発現されるよう計画的に整備を行っていく。その際、水産物の品質や付加価値の向上、集出荷体制の効率化によるコスト縮減や産地の価格形成能力の強化を目的に漁港機能の再編・集約に取り組むこととし、既存ストックの有効活用、また必要に応じて施設規模の適正化や既存施設の統廃合などによるストックの適正化を推進する。

3. 国と地方の役割分担に関する事項

漁港漁場整備事業の推進に当たっては、国と地方の役割を引き続き見直していくこととする。地方の自主性を更に強化し、その役割を拡大していくことを基本とし、受益の範囲が限定されるなど地方で解決すべき課題については、地方の判断に委ねる一方、国は、事業の実施体制が脆弱な地方に対して助言などを行いつつ、国民への水産物の安定供給を図る観点から重要な課題に対し支援を行うこととし、北海道における第3種又は第4種漁港のほか、違法外国漁船などに対応する漁業取締船が使用する漁港における係留施設などの整備、排他的経済水域において漁場整備に取り組む。

4. 工事の効率性の向上に関する事項

(1) 入札・契約制度の適切な運用による品質確保

公共工事は施工する企業や技術者の技術力などにより品質が左右されるため、適切な技術力を有する企業を選定する必要がある。このため、発注関係事務などについて適切に実施し、受注企業を選定に当たっては、工事の目的、内容及び規模を踏まえた公共工事の品質確保に必要な技術力を適正に評価するとともに、中長期的にその担い手を育成・確保する観点から若手や女性の技術者の登用、適正な工期設定による休日確保や長時間労働の是正など働き方改革の取組、ICTの活用やプレキャスト化などによる生産性向上の取組など、価格と品質を総合的に評価し落札者を決定する入札・契約制度の適切な運用を行い、工事の品質確保に努める。また、水産生物の生態系や海洋環境に配慮した施工を監理するための専門的知識を持つ技術者を配置することにより、環境保全に配慮した施工の確保に努める。

(2) 総合的な視点からのコスト縮減

ICT などの新技術の積極的な活用とともに、計画手法や設計基準の見直しなどによる工事コストの縮減、他事業との連携による機能の早期発現による工事の時間的コストの縮減、更には漁港漁場施設の品質向上や予防保全型の老朽化対策による中長期的な維持管理・更新などに係るライフサイクルコストの縮減などに努め、財政負担の平準化の観点に留意しつつ、総合的な視点からコスト縮減に取り組んでいく。

5. 技術の開発に関する事項

(1) 技術の開発・普及

漁港や漁場の整備に関する施策などを着実に推進するため、Iの「漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向」に従い、研究機関などとの連携を図りつつ、漁港における生産・流通体制及び養殖生産体制などの強化を図るための拠点形成に必要な施設配置などの計画技術、持続可能な漁業生産の確保のための漁場環境モニタリング及び順応的環境保全・創造技術並びに沖合域における漁場開発技術及び現場条件に適合した高度な施工技術、災害リスクへの対応力強化のための設計外力の設定及び想定される津波・高潮などから漁業地域を防護又は被害の最小化を図る技術、漁村の魅力と所得の向上に必要な既存施設の有効活用を可能とする施設の維持・保全技術に加え、グリーン化の推進に向けた再生可能エネルギー導入や磯焼け対策技術、デジタル社会の形成や感染症対策など生活スタイルの変化への対応に向けた ICT 活用技術など、優先して取り組む技術課題を定め、現場における効果の検証を行いつつ、計画的に技術の開発と基準やマニュアルなどの整備・提供などによる普及を図る。さらに、漁港や漁場の整備に係る技術者の育成を図り、その知識の高度化を進めていく。

(2) リサイクルの推進

建設工事における廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を図るとともに、しゅんせつ土、間伐材や水産系副産物（水産資源の生育環境の改善に効果が認められる貝殻など）の活用を推進することにより、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指していく。

6. 国民に開かれた事業制度に関する事項

(1) 事業評価、政策評価の充実と透明性の確保

事業の計画から実施の過程に至るまで透明性及び客観性を確保し、より効率的、効果的な事業の執行を目指し、事業評価を実施していくなど、社会経済情勢の変化に対応した透明性の高い効率的な政策の実施、行政の説明責任の徹底、行政に対する国民の信頼性の向上に資するため、政策評価を実施していくこととし、事業評価や政策評価の実施に当たっては、国民に具体的で分かりやすい成果の提示に努める。

また、漁業関係者などが、地域の将来の漁港漁場の姿を見据えた活動が可能となるよう、漁港漁場整備の将来像の見える化を推進するとともに、ホームページなど国民が容易に公表内容入手できる方法を活用して、各地での意欲のある取組の事例などの情報提供に努めていく。

(2) 住民参加型の事業への展開

国民の価値観の多様化や行政の透明性・公平性の確保の観点から、広く住民からの意見を聴取する機会を設けるなど、当該意見を反映した計画の策定に努めていく。

7. 民間活力の導入に関する事項

漁港は、水産物の流通形態の多様化への対応、海洋性レクリエーション需要を踏まえた余暇空間の提供という機能が求められている。このことを踏まえ、漁港の効率的な整備や管理・運営が推進されるよう、地域の漁業実態に応じた漁港の利活用環境の改善を図りつつ、民間事業者に対する行政財産である特定漁港施設の貸付制度や一定の条件の下で民間事業者が公共施設用地の占有を許可し、利用を可能とする制度の活用に加え、漁港施設等活用事業制度の活用による長期・安定的な事業展開を促すことで、水産物の消費増進や交流の促進など地域の活性化のために、漁港施設の積極的活用を推進する。加えて、官民連携による漁港施設の整備・維持管理・運営に向けた指定管理者制度やPFI（民間資金等活用事業）の導入などを促進することにより、漁港漁場整備事業と民間事業との連携が円滑に図られる環境を整備していく。漁港への民間活力の導入に当たっては、漁業活動に支障のない範囲で行うこととし、地域の漁業関係者、地域住民、関係団体・企業などとの十分な合意形成を図ることに留意するものとする。

Ⅲ. 漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項

1. 漁港漁場施設などの設計に関する事項

漁港漁場整備事業の施行に当たっては、漁港漁場施設などの設計における合理性、客観性及び説明責任の確保が求められており、それぞれの漁港漁場施設などの目的・機能に応じ、その目的の達成や機能の確保のために施設に備わるべき「性能」（以下「要求性能」という。）を明確にし、性能規定化に対応した設計を推進するとともに、よりの確で合理性の高い照査の確立に努めていく。その際、個々の漁港漁場施設などの要求性能の達成に加え、それらの総合体である漁港及び漁場が一体的に機能を発揮できるように施設の構造、規模、配置などについて配慮するものとする。

（１）漁港漁場施設などの設計の基本的な考え方

漁港漁場施設などは、地形、海象、水質、対象生物などの自然条件、施設の設置箇所やその周辺の地域の経済的・社会的条件、施設の設置箇所やその周辺の地域の自然環境、漁場環境及び生活環境に及ぼす影響、工事や施設の維持管理に係る経済性、水産物の的確な品質・衛生管理、漁村の生活環境の整備との一体性などの規模と配置に係る事項を考慮して、施設の目的及び要求性能を満足するよう設計するものとする。その際、気候変動の影響に伴う将来の潮位偏差の増大、波浪の強大化、海面水位の上昇などによる外力の長期変化などを十分に考慮することとする。

（２）漁港漁場施設の目的及び要求性能に関する事項

次に掲げる漁港漁場施設にあつては、漁港漁場施設を設置する目的とその目的を達成するための要求性能について、それぞれ次の指針に適合するよう定める。

ア 外郭施設

漁港区域内の係留施設、水域施設、機能施設などを波、漂砂、潮汐、河川流、風などによる悪影響から防護し、漁船の安全及び円滑な漁港利用を確保することを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

イ 係留施設

漁船を係留又は船揚げして、水産物の陸揚げ、漁業生産用資材の積卸し作業、漁船員の乗降、漁船の安全確保などを効率的に行うことを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

ウ 水域施設

漁船が安全に航行、係留、錨泊^{びよう}などを行うとともに、漁具の安全で適正

な管理を図ることを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。また、水域施設を利用する漁船などの船舶の船型・隻数、係留施設や漁港の区域内の水域の利用状況を考慮して、当該水域施設を安全かつ円滑に利用するため適切なものとするとともに、土砂の堆積により水域施設の機能が低下するおそれのあるときは、これを防止する措置を講じるものとする。

エ 輸送施設

水産物、漁業用資材などの漁港への搬入・搬出及び漁港内での移動並びにこれらに付随する作業の利便性及び安全性を確保することを目的とし、漁港やその周辺の地域における交通の状況、水産物及び漁業用資材の輸送量・輸送手段を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

オ 漁港施設用地

漁港施設用地を敷地とする漁港施設の機能を十分発揮させることを目的とし、対象用地の用途に応じて、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

カ 水産種苗生産施設

水産動植物の種苗を生産することを目的とし、対象水産動植物の生育環境の保全を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

キ 陸上養殖施設

陸上にて水産動植物を養殖生産することを目的とし、当該漁港における水産物生産や流通における役割、対象水産動植物の生育環境の保全や作業環境などを考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

ク 養殖用作業施設

養殖用の資材の補修、組立、稚貝の選別、掃除などの共同作業などに使用することを目的とし、作業環境や安全性を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

ケ 荷さばき所

水産物の陸揚げから出荷までの一連の作業を安全かつ効率的に行うことを目的とし、漁獲物の量・種類や取扱い形態などによる荷さばき所の利用状況、水産物の衛生管理の方法、製氷、冷凍及び冷蔵施設や配送用作業施設などの関連施設との一体性を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

コ 配送用作業施設

荷さばき所から搬出した水産物を出荷するための集荷・分荷作業を安全かつ効率的に行うことを目的とし、輸送形態、水産物の衛生管理の方法、荷さばき所などの関連施設との一体性を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

サ 水産倉庫

水産加工品や魚箱などを保管することを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

シ 製氷、冷凍及び冷蔵施設

水産物の鮮度保持を目的とし、水産物の衛生管理の方法に加えて、製氷施設については、漁船や荷さばき所での必要な施氷量、冷凍及び冷蔵施設については、水産物の漁獲量の変動に対応した調整機能などを考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

ス 加工場

水産物の処理及び加工を衛生的かつ効率的に行うことを目的とし、水産物の衛生管理の方法などを考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

セ 仲卸施設

仲卸業者が小売業者に水産物の販売を行うことを目的として、水産物の衛生管理の方法、荷さばき所や配送用作業施設などの関連施設との一体性を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

ソ 直売所

漁業者が共同で消費者に水産物の販売を行うことを目的とし、水産物の衛生管理の方法、荷さばき所などの関連施設との一体性を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

タ 発電施設

複数の漁港施設に必要な電力を供給することを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

チ 漁港浄化施設

漁港内で発生する水産関連排水の処理又は陸揚げから出荷までの工程で使用される用水を供給することを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

ツ 漁港環境整備施設

広場、植栽、休憩所などを配置することにより漁港就労者の環境改善、安全性の向上、防災力強化などに資するとともに、災害時に漁港利用者な

どの迅速かつ安全な避難を可能にすることを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

テ 魚礁

漁獲の増大、漁業操業の効率化又は対象生物の保護育成を図ることを目的とし、対象生物の分布・行動などの生態及び漁業の実態を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

ト 増殖場

対象生物の資源増大若しくは保護育成を図ること又は増殖に好適な環境を維持し、若しくは的確に管理することを目的とし、対象生物の生理・生態、餌料などを含む対象生物に適した生育環境や成長段階に応じた場のネットワーク化、漁業の実態、更には栽培漁業や資源管理のための当該海域における取組状況を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

ナ 養殖場

対象生物を生産し、若しくは育成すること又は養殖に好適な環境を維持し、若しくは的確に管理することを目的とし、対象生物の成育に必要な水質・底質や水域の静穏の程度、造成漁場利用予定者の営漁状況を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

二 増殖及び養殖を推進するための事業により整備される施設

対象生物の生息状況若しくは生息環境を的確に把握し、又は対象生物の種苗を生産することを目的とし、対象生物に応じて生育状況又は生育環境の保全を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

ヌ 漁場の保全のための事業により整備される施設

漁場の水域環境の保全、生産力の回復、水産資源の生息場の環境修復などを図ることを目的とし、地形、海象、水質、底質などの自然条件、周辺の自然環境や漁場環境に及ぼす影響、しゅんせつ土などの処分方法及び工事や施設の維持管理に係る経済性を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

2. 漁港漁場整備事業に係る工事の実施の順序と工法に関する事項

(1) 漁港漁場整備事業に係る工事の実施の順序

漁港漁場整備事業に係る工事の実施の順序は、事業効果の早期発現の観点から、緊急性の高い施設の優先的な整備に配慮するとともに、工事中におい

ても既存の漁港漁場施設の効率的な利用が図られるよう定める。

老朽化施設の修繕・更新に当たっては、予防保全の考え方にに基づき、施設の老朽化の程度を基本とするほか、ライフサイクルコストの縮減の観点から保全工事の実施時期を定め、また、保全工事が集中する場合には、施設の重要性や施設が設置されている漁港漁場の役割などを勘案しつつ優先順位を設定し、施設の機能が十分に発揮されるものとなるよう定める。

(2) 漁港漁場整備事業に係る工事の実施の工法

漁港漁場整備事業に係る工事の実施の工法は、地形、海象、水質、対象生物などの自然条件、施設の設置箇所やその周辺の地域の自然環境・漁場環境・生活環境に及ぼす影響、工事に係る経済性を考慮し、ICT などの積極的な活用を図りつつ、工事の安全かつ円滑な実施が確保されるよう定める。

IV. 漁港漁場整備事業の推進に際し配慮すべき環境との調和に関する事項

1. 漁港・漁場を取り巻く自然環境の整備に関する事項

(1) 自然環境に配慮した漁港・漁場の整備

再生産可能な水産資源の持続的な利用や豊かな自然環境の次世代への継承のため、漁港漁場整備事業の実施に当たっては、計画、設計、施工の各段階において、実施箇所の自然環境に対する影響に十分配慮し、多様な自然素材の活用を検討するとともに、可能な限りモニタリングによる影響の把握や環境配慮型構造物の採用に努めることで影響の低減に資する漁港漁場施設づくりを推進していく。特に、漁港施設用地の造成に当たっては、事前にその必要性について十分に検討を行うこととし、造成を行う場合にあっては藻場・干潟などへの影響が懸念される場合には同等規模の代替措置を講ずるよう努める。

加えて、持続的生産体制の構築に向けて、カーボンニュートラルの実現に資するよう、二酸化炭素の吸収源としても期待される藻場の保全・創造のほか、漁港における再生可能エネルギーの積極的な活用、省エネルギー対策の実施、漁船の漁港漁場利用に当たっての効率化による燃油使用量及び二酸化炭素排出量の削減に取り組む。

(2) 周辺の自然環境に対する配慮

漁港漁場整備事業により海流の変化などが生じ、周辺の自然環境に影響を

及ばずおそれがある場合には、その実施に当たって、関係者と連携しつつ、総合的な観点から自然環境への影響に配慮していく。

(3) 自然環境の修復と創造

効用の低下している漁場の生産力の回復や磯焼けの発生などにより水産資源の生育場の環境を修復する必要がある場合には、水産生物の成長段階に応じた場のネットワーク化や水域ごとの違いに配慮しつつ、覆砂、しゅんせつ、作れい、着定基質の設置などにより底質・流況の改善、藻場・干潟の造成などを行うとともに、集落排水施設の整備との計画上の整合性に配慮しつつ浄化施設を整備することなどにより、漁港・漁場の水域環境の保全を図っていく。また、漁場環境の保全・創造と基礎生産力の向上を目的とした、水産動植物を育む藻場・干潟の造成などによる「海の森づくり」を母藻の設置、食害生物の除去や特定の海域への栄養塩類供給などの取組と連携しつつ、積極的に推進していくなど、自然環境の変化にも柔軟に対応しつつ、自然環境の創造に重点的に取り組んでいく。

2. 漁港・漁場を取り巻く社会環境の整備に関する事項

(1) 良好な生活環境・就労環境の確保

漁村は、その立地特性から、防災上の課題や衛生面での課題を抱えているものが多い。このため、漁村の生活環境の改善が図られるよう、漁村における集落排水施設、集落道、防災安全施設、情報関連施設などの整備との一体性を考慮し、漁港漁場整備を推進する。

また、漁業が厳しい自然環境下での作業を必要とするものであることから、浮体式係船岸、防風・防暑・防雪施設などの整備により、作業の安全性の向上や労力の軽減など、就労環境の改善に努めていく。

(2) 人と自然のふれあいの場の提供

漁港は海とのふれあいの場を提供し、国民の海洋性レクリエーションの要請に対応する機能を有している。このため、漁港の整備については、人と自然のふれあいの場の提供にも配慮していく。

(3) 漁村の文化などに配慮した整備

漁村の多くは、伝統文化を受け継ぎ、良好な自然環境を有していることから、これらに配慮した漁港漁場整備事業を推進し、国民の心の豊かさと安ら

ぎの場を確保していく必要がある。

このような観点から、地域特有の自然条件、社会条件などを活かしつつ、歴史的・文化的祭りや生活様式に配慮した施設、良好な漁村の景観形成に資する施設などの整備を推進していく。

3. 環境との調和の推進に関する事項

漁港周辺には、豊かな自然環境及び良好な生物の生育環境が形成されていることから、周辺の環境との調和への配慮を行うため、環境への影響の評価を行うとともに、必要に応じモニタリングの実施に努める。なお、環境への影響が予測される場合には、その影響の低減に努めていく。

また、我が国周辺水域で展開される海洋再生エネルギー発電設備の設置に当たり、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（令和元年5月17日閣議決定）に基づき、漁業との協調・共生についての観点を踏まえることとされており、その協調・共生に関連した漁港漁場整備に当たっては、その趣旨に十分配慮して実施する。

V. その他漁港漁場整備事業の推進に関する重要事項

1. 都市と漁村の交流及び「海業」の振興の促進に関する事項

国民の水産業及び漁村に対する理解と関心を深めるとともに、健康的でゆとりのある生活に資するため、都市と漁村との間の交流の促進が図られるよう、広場、遊歩道、釣り桟橋などの交流に資する施設の整備を推進していく。また、漁村の地域資源を活用し、訪日外国人を含む旅行者の漁村への誘致促進を図るため、漁村での滞在に必要な宿泊施設、漁業体験施設、水産物の提供施設などの整備を推進する。さらに、海業など関連産業を集積させていくため、漁港施設等活用事業等による漁港の活用を促進する。

2. 漁港・漁村における多様な人材に配慮した整備に関する事項

漁港漁場整備事業においては、地域の水産業を担うべき人材の育成や確保に資するため、年齢、性別や国籍などによらず多様な人材が活躍できるよう漁港における就労環境や漁村の生活環境の改善を推進していく。特に、水産業における高齢者の活動、女性の参画や外国人材の就労・生活環境の整備の促進を図っていく。

(1) 高齢者の活動に配慮した整備

漁村における高齢者は、豊富な知識・経験や熟達した技術を有しており、地域の取りまとめ役としての役割を担っている。漁村の高齢者が、生涯現役として生きがいを持って漁業活動を行うことが可能となるよう、生活環境及び就労環境の整備においてバリアフリー化を積極的に導入するなど、高齢者に配慮した施設整備を推進していく。

(2) 女性の参画に配慮した整備

漁村における女性の活動は、漁業生産活動のみならず、魚食普及、海浜清掃、健康管理、植林など地域生活に係る活動全般にわたっている。漁業就業者の高齢化の進行や後継者不足が深刻化する中で、漁村の女性の役割は、従来にも増して重要になっており、女性が安定的に水産業及びこれに関連する活動に参画できるよう、重労働の軽減化、安全性の確保、トイレや休憩所の整備などを推進していく。

(3) 外国人材の就労・生活環境に配慮した整備

水産業の現場では、漁業分野などにおける外国人材が増加している。そのため、漁港・漁村において、外国人材が円滑に就労し、生活できるよう、就労環境及び生活環境の整備に当たり、多言語表示などに配慮した施設整備を推進していく。

3. 地域特性を踏まえた整備に関する事項

日本列島は、南北に長く、離島や半島などの条件不利地域、積雪寒冷地、潮位差の大きい地域、台風などの災害を受けやすい地域など、様々な自然条件を持った地域が存在しており、また、水産資源の状況についても地域差があることから、それぞれの地域の特性に十分配慮した整備を行っていく。特に離島では、漁港は水産物の生産・流通の拠点としての機能だけではなく、日常生活物資の搬入などの生活の拠点としても機能していること、水産業が基幹産業として地域経済の重要な位置を占めているものの、流通面で不利なことなどの地域特性を有すること、さらに、有人国境離島地域においては、その地域の保全及び地域社会の維持の重要性から、これらに配慮した施設の整備を推進していく。

漁港漁場整備長期計画

令和 4 年 3 月

漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 6 条の 3 の規定により、令和 4 年度から令和 8 年度までの漁港漁場整備長期計画を次のように定める。

第 1 漁港漁場整備事業についての基本的考え方

漁港と漁場は、我が国水産業の健全な発展と国民への水産物の安定供給を図るための基盤であり、これまで一貫してその時代の要請を的確に捉えながら、漁港漁場整備長期計画に基づき、総合的・計画的に整備を進めてきた。従前の漁港漁場整備長期計画（平成 29 年度～令和 3 年度）の下では、ＴＰＰ（環太平洋パートナーシップ協定）への参画等の水産物の輸出入に関する国際情勢を踏まえた「水産業の競争力強化」等を主要な課題として位置付け、これらの課題に対応した施策を進めてきた結果、全国を代表する水産物の流通拠点となる漁港での衛生管理体制の構築、東日本大震災の被災地における復旧・復興、緊急的な老朽化対策による漁港機能の確保等について、着実な進捗が図られている。

一方で、水産資源の減少による漁業・養殖業生産量の長期的な減少、漁業者の高齢化、漁村の人口減少が進み、加えて、気候変動に伴う海洋環境の変化、自然災害の頻発化・激甚化等により、水産業と漁村を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いている。その中で、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の両立を図る「水産政策の改革」が実践段階を迎えている。具体的には、新たな資源管理システムの構築、需要に応じた養殖生産を行う「マーケットイン型養殖業」への転換等に向けた取組が進められており、また、農林水産物・食品の輸出額目標¹ 5 兆円の達成に向けた輸出の促進、ＩＣＴを活用した適切な資源評価・管理や生産性向上を図るスマート水産技術の活用等の取組が展開されているところである。

また、社会全体としては、国内外における温室効果ガスの排出削減に向けた取組の広がり、様々な分野でのデジタル化の進展に加えて、ＳＤＧｓへの関心の高まりや新型コロナウイルス感染症の拡大等により人々の考え方や行動に変化が生じている。

これらの水産業と漁村を取り巻く状況の変化と水産業の現場や国民のニーズを踏まえ、水産業の基盤となる漁港・漁場に求められる役割を改めて確認し、時代の要請に的確に対応することが必要である。

漁港・漁場の整備により対応すべき具体的な課題として、水産業の成長産業化の実現に当たっては、産地の価格形成能力の向上と生産・流通コストの縮減によ

¹ 食料・農業・農村基本計画（令和 2 年 3 月 31 日閣議決定）において、令和 12 年までの目標として設定

り、漁業者の所得向上と水産物の安定供給の確保を図ることが必要である。また、増加する海外の水産物需要を捉え、我が国水産物の輸出を促進するための体制構築が急務となっている。さらに、養殖業においては「養殖業成長産業化総合戦略²」等に基づき、生産目標や輸出目標の達成に向けた主要産地の生産から加工・流通に至る基盤強化等が必要である。

海水温の上昇等海洋環境の変化による漁場変動や魚種変化が顕在化する中で、持続可能な漁業生産を確保するため、漁場整備においては、環境変化への適応と新たな資源管理の取組との連携が必要である。加えて、豊かな生態系を育む場として重要であり、二酸化炭素の吸収源としても期待される藻場・干潟等において、実効性のある保全・回復対策が喫緊の課題となっている。

沿岸部や離島等の条件不利地域に位置し、自然災害に対して脆弱である漁業地域においては、南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震・津波の発生が切迫しており、また台風・低気圧災害が頻発化、激甚化する傾向にある。さらに、建設後 50 年を経過した漁港施設等が増加し、老朽化が進行する中、施設のライフサイクルコストの縮減を図りつつ、将来にわたり必要な施設機能を確保していくことは、持続的な漁業生産活動に当たって重要な課題である。このため「国土強靱化基本計画³」や「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策⁴」等を踏まえ、漁業地域の安全・安心の確保等災害リスクへの対応力の強化や施設の効率的かつ効果的な維持管理を進めることが急務である。

漁村に目を向ければ、人口減少や高齢化、漁獲量の低迷に伴う漁業所得の減少等により地域の活力が低下している。このため、地域水産業の活性化の取組と併せて、人々のライフスタイルや価値観が多様化する中で、豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を活かした海業（うみぎょう）⁵等の取組により、人々が豊かさを実感し、地域の所得向上と雇用機会の確保に繋げていく必要がある。また、漁港・漁村における生産活動を支える人材が減少しており、多様な人材を確保するためにも安全で働きやすい環境と快適な生活環境の整備が重要である。

² 令和 2 年 7 月農林水産省策定、令和 3 年 7 月改訂

³ 平成 30 年 12 月 14 日閣議決定

⁴ 令和 2 年 12 月 11 日閣議決定

⁵ 海業（うみぎょう）とは、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業であって、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるものをいう。

以上の点を踏まえ、今後５年間に重点的に取り組むべき課題を次の３つに整理し、水産基本計画との密接な連携のもと、各種施策と歩調を合わせつつ、漁港・漁場の整備を戦略的かつ計画的に推進することとする。

(１) 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化

(２) 海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保

(３) 「海業」^{うみぎょう}振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上

これらの重点課題への対応に当たり、脱炭素化等によるグリーン化の推進、ＩＣＴを活用したデジタル社会の形成、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等に伴う生活スタイルの変化への対応についても、共通する課題として取り組んでいくこととする。

第２ 実施の目標及び事業量

水産基本法（平成１３年法律第８９号）の理念に基づき、水産物の安定供給及び水産業の健全な発展を図ることを目的として、第１に掲げる重点課題に対する総合的かつ効率的な事業を推進することにより、おおむね５年後を目途に、成果を発現させることとする。

あわせて、計画期間における漁港漁場整備事業の事業量は、整備する対象を重点化し、次の１から３までのとおりとする。

１ 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化

(１) 実施の目標

ア 拠点漁港等の生産・流通機能の強化

(目指す姿)

地域における漁港の適切な役割分担に基づき、漁港機能を再編・強化し、サプライチェーンの起点として、低コストで高付加価値の水産物を国内・海外に供給する拠点をつくる。

(具体の施策)

「浜の活力再生広域プラン」等に位置付けられた漁協の経済事業を強化

する取組との連携の下、圏域計画⁶に基づき、産地市場等の集出荷機能や製氷施設等の準備機能等の再編・集約を進め、水産物の価格形成能力の向上と生産・流通コストの縮減を図る。

水産物の流通拠点となる漁港⁷等においては、陸揚げから出荷までの一貫した高度な衛生管理に対応した岸壁、荷さばき所等の整備を推進し、水産物の品質管理と安全性の向上を図るとともに、冷凍・冷蔵施設、加工・流通施設等の整備による水産物の保存・出荷調整機能の強化と多様化する消費者ニーズへの対応強化を図る。

漁業の構造改革の取組等に伴う漁船の大型化が進展する中で、漁港整備の早期対応を図るため、漁船の大型化情報の事前共有体制を構築し、大型化に対応した岸壁の延伸や泊地の増深等の計画的な施設整備を加速する。

水産物輸出を拡大するため、マーケットインの発想に基づき、輸出先国の基準・ニーズに対応した高度衛生管理や安定供給のための漁港機能の強化等の対策と地域の協議会による輸出促進の取組等のソフト対策を一体的に推進する。

また、荷さばき所や冷凍・冷蔵施設等において省エネや脱フロン等のための施設や設備の更新及び改修を推進する。加えて、産地市場における漁獲情報の処理の迅速化や省力化等に資するＩＣＴの導入を促進する。

さらに、海洋環境の変化等によるブリ類、イワシ類等の漁獲増加に対応するため、漁港等の陸揚・荷さばき機能の強化に迅速に対応するとともに、流通拠点となる漁港等との機能分担の下で、水産物の生産拠点となる漁港⁸においては、安定した漁業生産や生産活動の効率化等に資する施設機能の強化を推進する。

イ 養殖生産拠点の形成

(目指す姿)

養殖適地の拡大、安定的な種苗の確保、養殖作業環境の改善、加工・流通の機能強化を一体的に行い、国内・海外の需要に応じた安定的な養殖生

⁶ 圏域計画とは、水産物の生産又は流通に一体性を有する範囲である「圏域」において、その漁港機能の役割分担等を踏まえた水産基盤整備の方向性を定める計画をいう。

⁷ 水産物の流通拠点となる漁港とは、主要な水産物の産地市場を開設している等地域の水産物を集出荷する役割を有する漁港をいう。

⁸ 水産物の生産拠点となる漁港とは、地域の中核的な生産活動等が行われる地区に存在する漁港をいう。

産を行う拠点をつくる。

(具体の施策)

マーケットイン型養殖業に対応し、需要に応じた安定的な養殖水産物の供給体制を構築するため、圏域計画において、養殖生産のための種苗の確保から養殖水産物の加工・流通に至る一体性を有する地域を「養殖生産拠点地域」として新たに設定し、静穏水域の確保・活用、漁場環境の改善による養殖適地の拡大に加えて、種苗の確保から加工・流通に至る一体的な施設の整備や漁港の活用の促進を図る。また、災害・赤潮等の環境変化を的確に把握し、漁業被害の軽減に資する海域環境観測システムの構築を推進する。

さらに、漁港水域における養殖や用地を活用した陸上養殖の展開のため、漁港の利用状況等に応じた水域施設の活用や用地の再編・整序等の利用適正化と用水・排水施設等の整備等の養殖事業者の効率的な生産活動に必要な環境整備を実施する。

(2) 目指す主な成果

ア 成果目標

- (ア) 水産物の流通拠点となる漁港において、総合的な衛生管理体制⁹の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合を、45%（令和3年度）からおおむね70%に向上させる。
- (イ) 水産物の輸出拠点となる漁港¹⁰において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる輸出対象水産物の取扱量の割合を、31%（令和3年度）からおおむね60%に向上させる。
- (ウ) 漁港・漁場の整備や漁港の活用促進を図る養殖生産拠点地域において、養殖生産の維持・拡大を図ることで、おおむね100万トンの養殖生産を確保する。

イ 整備目標

- (ア) 流通拠点及び輸出拠点となる漁港において、水産物の高度な衛生管理

⁹ 総合的な衛生管理体制とは、危害要因を排除するための衛生管理対策に加え、その記録の維持管理及び提供が可能な体制をいう。

¹⁰ 水産物の輸出拠点となる漁港とは、水産物の流通拠点又は生産拠点であって、輸出増大が見込まれる水産物を取り扱う漁港をいう。

体制が構築された漁港の割合を、49%（令和3年度）からおおむね 60%に向上させる。

（イ）圏域計画に基づき、おおむね 20 圏域で流通機能の再編・集約等を実施し、水産物の価格形成能力の向上や生産・流通コストの縮減を図る。

（ウ）養殖生産拠点地域において、各地域の生産目標を達成するため、種苗の確保から養殖水産物の加工・流通に至る必要な機能が確保された地域の割合を、64%（令和3年度）からおおむね 85%に向上させる。

（3）事業量

産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化を図るため、次の事業を実施する。

ア 水産物の流通拠点となる漁港等のうち、おおむね 90 地区を水産物の流通機能の強化を図る地区として整備する。

イ 地域の中核的な生産活動等が行われる地区のうち、おおむね 130 地区を水産物の生産機能の強化を図る地区として整備する。

ウ 養殖生産拠点地域のうち、おおむね 50 地区を養殖場や漁港等の養殖生産機能の強化を図る地区として整備する。

2 海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保

（1）実施の目標

ア 環境変化に適応した漁場生産力の強化

（目指す姿）

海洋環境を的確に把握し、その変化に適応した持続的な漁業生産力を持つ漁場・生産体制をつくる。

（具体の施策）

（ア）海洋環境の把握とその変化に適応した漁場整備

海水温の上昇等の海洋環境の変化により顕在化する漁場変動や魚種変化に適応するため、海域の環境変化等を的確に把握するためのモニタリング及び収集した情報の共有体制の強化を図るとともに、海洋環境の変化等に伴う漁獲対象魚種の多様化に対応した漁場整備、海流等の変化に対応した浮魚礁等の漁場の施設の再編・整備を推進し、漁業生産の安定・向上、操業の効率化を図る。また、事業の実施に当たっては、国や都道府県等の研究機関との連携体制の構築や調査・実証の強化を図り、最新の知見に基づ

く効果的な事業実施に努める。

(イ) 新たな資源管理の取組と連携した漁場整備

新たな資源管理の着実な推進の方針のもと、沖合におけるフロンティア漁場整備や水産生物の生活史を踏まえた広域的な水産環境の整備等の資源管理の取組と連携した漁場整備を推進し、水産資源の底上げを図る。また、資源回復・増大を促進するため、高い資源造成効果が見込まれる魚種の種苗生産施設の整備を推進する。

(ウ) 藻場・干潟等の保全・創造の推進

食害生物の分布の拡大や活発化等による藻場の減少、波浪や豪雨等による干潟機能の低下等が懸念される中で、実効性のある対策を実施するため、海域ごとに策定された藻場・干潟ビジョン¹¹に基づき、衰退要因を把握した上で、食害生物の駆除等のソフト対策と海藻が着生しやすい基質の設置や干潟の造成等のハード対策の一体的な実施を推進する。あわせて、一層の効果的な保全対策を図るため、高水温に強い藻場の造成手法等の技術開発を進める。

また、広域的なモニタリング体制の構築、複数県にまたがる海域における国と関係地方公共団体との連携体制の構築・強化や漁業者、NPO、ボランティア等の地域の藻場・干潟の守り手の組織化により、藻場・干潟の保全活動推進体制を強化する。さらに、豊かな生態系を育む場としての機能に加えて、二酸化炭素の吸収源としても期待される藻場については、二酸化炭素の吸収量に関する評価手法の開発を踏まえ、水産生物の増殖効果とともに二酸化炭素の吸収効果等の藻場保全の取組の重要性を評価し、更なる取組の促進を図る。あわせて、藻場・干潟同様に多様な水産生物の生息場等の機能を有するサンゴ礁の保全・増殖に向けて、関係する技術の開発・実証等を推進する。

(エ) 閉鎖性水域における漁場環境改善の推進

閉鎖性水域においては、アサリ等二枚貝、底生魚介類、養殖ノリ等の生産安定・回復を図るため、覆砂、作れい、海底耕うん、しゅんせつ等によ

¹¹ ハード・ソフト対策が一体となった実効性のある効率的な藻場・干潟の保全・創造に向けた行動計画

る底質環境の改善、碎石敷設の施工方法等の新技術の開発・活用を推進する。また、栄養塩類の不足が懸念されている水域については、地方公共団体等と協力・連携し、栄養塩類と水産資源との関係に関する調査・研究とともに、栄養塩類管理と連携した藻場・干潟の創出、保全活動等を推進する。

イ 災害リスクへの対応力強化

(目指す姿)

頻発化、激甚化する自然災害や切迫する大規模地震・津波に対して、しなやかで強い漁港・漁村の体制をつくる。効率的な施設の維持管理等を行い、将来にわたり漁港機能を持続的に発揮する。

(具体の施策)

(ア) 漁業地域の安全・安心の確保

発生が予測されている南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震・津波や頻発化、激甚化する台風・低気圧等に備え、想定される地震動や津波高、増大が懸念される沖波波高等に基づく施設的设计条件の点検・見直しを行い、その結果を踏まえた漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化や浸水対策を加速する。漁業地域における大規模津波や高潮等に対する浸水防護に当たっては、漁港施設及び海岸保全施設の連携による効果的な対策を推進する。

災害時の救援活動、緊急物資輸送等の拠点となる漁港や離島航路を有する漁港においては、被災時にあっても必要な機能が確保されるよう施設の機能強化を図り、地域の安全・安心を確保する。また、漁港における就労者や来訪者、漁村における地域住民等の安全確保のため、避難路、避難施設の整備や避難・安全情報伝達体制の構築等の避難対策を推進する。加えて、自然災害からの復旧・復興に当たっては、災害復旧事業等関連事業との連携を図り、漁業地域の将来を見据えた復旧・復興を推進する。

また、気候変動の影響により将来の潮位偏差の増大、波浪の強大化、海面水位の上昇等が懸念される中、自然災害への対応とともに港内静穏度の向上等の漁港施設に求められる性能を確保するための適切な設計手法等を導入する。

さらに、こうした自然災害への対応力強化を図るとともに、違法操業を取り締まり、漁業秩序及び安全な操業環境を維持するため、漁港において漁業取締船の係留に必要な岸壁等の整備を推進する。

(イ) 災害発生後の地域水産業の早期回復を可能とする対応力の強化

災害発生後において、地域水産業の早期回復を可能にするため、漁場から陸揚げ、加工・流通に至る漁業地域を一体的に捉えた事業継続計画（BCP）の策定と関係者による定期的な訓練の実施、産地市場等に必要な電力供給を可能とする自立式電源の確保、漁港や養殖場を含む漁場への土砂や流木の流入・堆積に速やかに対応できる体制の整備、水産業共同利用施設の耐震性等の強化を図っていく。あわせて、被災時の円滑な初動対応のため、行政と地域の守り手として重要な役割を果たしている漁港建設業や漁協等との間で継続的に協定の締結等の連携強化を進めるとともに、ICTを活用した被災・復旧状況の情報共有等を推進する。

(ウ) 持続可能なインフラ管理の推進

老朽化が進み、更新や維持管理費用の増大が懸念される漁港施設、漁業集落排水施設等について、機能保全計画¹²に基づく予防保全型の老朽化対策への転換と新技術の活用等による施設点検や施工・維持管理の効率化・省力化等を進め、施設の長寿命化とライフサイクルコストの削減を図り、将来にわたり必要な施設機能の確保と持続可能な維持管理体制の構築を図る。

また、施設の利用状況に即した施設規模の適正化を推進するとともに、施設機能を見直し、最低限の補修や管理を行う等の合理的な管理手法を検討し、導入する。魚礁や増殖場等の漁場の施設については、埋没や破損等により低下した施設の機能回復による漁場再生を図っていく。

あわせて、施工・維持管理における新技術の導入・普及とともに、漁港漁場施設に関する情報のデータベース化とその利活用の促進、漁港施設等の整備・管理を担う技術者の育成と技術者が不足する市町村への支援、日常点検の効率化のための地域住民、漁業者等との連携・協働の推進を図る。

(2) 目指す主な成果

ア 成果目標

(ア) 水産資源の回復や生産力の向上のための漁場整備により、おおむね 6.5

¹² 機能保全計画とは、漁港施設等の老朽化対策として、施設の機能を保全するために必要な補修・改修に関する計画をいう。

万トンの水産物を増産させる。

- (イ) 藻場の保全・創造の取組を実施する全ての海域において、取組実施箇所の藻場面積を維持・回復させる。
- (ウ) 水産物の流通拠点となる漁港において、地震・津波災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港¹³の割合を、27%（令和3年度）からおおむね 70%に向上させる。
- (エ) 最大クラスの津波に対する安全な避難が可能となった漁村人口¹⁴の割合を、70%（令和3年度）からおおむね 85%に向上させる。
- (オ) 予防保全型の老朽化対策に転換し、機能の保全及び安全な利用が確保された漁港の割合を、46%（令和3年度）からおおむね 70%に向上させる。

イ 整備目標

- (ア) 総合的な水産環境の整備を行う全ての海域¹⁵において、海域の環境変化を踏まえた対策を実施する。
- (イ) 水産物の流通拠点となる漁港や災害時に物資輸送等の拠点となる漁港等において、地震・津波に対する主要施設の安全性が確保された漁港の割合を、21%（令和3年度）からおおむね 60%に向上させる。
- (ウ) 予防保全型の老朽化対策を早期に行う必要がある全ての漁港で対策工事に着手する。

(3) 事業量

海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保を図るため、次の事業を実施する。

- ア おおむね 3.5 万 ha の魚礁や増養殖場を整備する。
- イ おおむね 10 万 ha の漁場の効用回復に資する堆積物除去等を実施する。
- ウ おおむね 7 千 ha の藻場及びおおむね 2 万 ha の干潟の保全・創造に向け

¹³ 災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港とは、陸揚げ用の岸壁及びその前面水域の静穏度を確保するための防波堤等主要施設において地震・津波に対する安全性が確保され、かつ、地域の水産業の継続や復旧を図るための計画等が策定された漁港をいう。

¹⁴ 最大クラスの津波に対する安全な避難が可能となった漁村人口とは、南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴う津波の発生による被害が想定される漁港背後集落のうち、水産基盤整備事業等により、想定津波高等に対応した避難施設等が確保された漁村の人口をいう。

¹⁵ 総合的な水産環境の整備を行う海域とは、水産生物の生活史に対応した良好な生息環境空間を創出するための整備を行う海域及び藻場・干潟の総合的な対策を行う海域をいう。

たハード・ソフト一体的な対策を実施する。

エ おおむね 400 漁港で主要施設の耐震・耐津波化を図る。

オ おおむね 200 漁港で高潮・高波に対応した漁港施設の整備を実施する。

カ おおむね 200 地区で漁村の防災機能の強化を図る施設整備を実施する。

キ おおむね 800 漁港で予防保全型の老朽化対策を実施する。

ク おおむね 200 の漁港管理者において、新たに漁港施設の維持管理における新技術の活用を図る。

3 「^{うみぎょう}海業」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上

(1) 実施の目標

ア 「^{うみぎょう}海業」による漁村の活性化

(目指す姿)

海や漁村に関する地域資源を活かした^{うみぎょう}海業等を漁港・漁村で展開し、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出す。

(具体の施策)

(ア) 漁港の多様な利活用の促進

地域の漁業実態に即した施設規模の適正化と漁港施設、用地の再編・整序による漁港の利活用環境の改善を行い、地域の理解と協力のもと、漁港と地域資源を最大限に活かした増養殖、水産物の販売や漁業体験の受入れなど^{うみぎょう}海業等の振興を図る。また、防災施設、防犯安全施設等、漁業者や民間事業者の事業活動に必要な施設整備を実施するとともに、漁港における^{うみぎょう}海業等の関連産業を集積させていくための仕組みづくりを進める。あわせて、漁港における釣りやプレジャーボート等の適正利用に当たっては、駐車場等の受入環境の整備や関係団体との連携によるマナー向上やルールづくり等を進める。

(イ) 地域活性化の取組との連携による相乗効果の発揮

地域の特性を活かした漁獲物の鮮度向上やブランド化等の漁業所得向上のための取組に加えて、^{うみぎょう}海業等の多様な取組による活性化を目指す「浜の活力再生プラン」の実践、インバウンドを含む観光需要の回復に向けての^{なぎさはく}ポストコロナを見据えた渚泊やワーケーション等による交流人口や関係人口を創出する取組、漁村の町並みや伝統・文化の保全等の漁村の魅力向上に必要な施設整備及び地域のまちづくりの取組との連携を推進する。また、地域おこし協力隊や特定地域づくり事業協同組合等の制度の活用等に

よる地域活性化のための人材の確保・育成を図る。

イ 地域の水産業を支える多様な人材の活躍

(目指す姿)

年齢、性別や国籍等によらず多様な人材が生き生きと活躍できる漁港・漁村の環境を整備する。

(具体の施策)

漁港において、安全で働きやすい就労環境の確保を図るため、防波堤や防風柵による越波防止や防風等の安全対策、浮体式係船岸や岸壁、用地等への防暑・防雪施設等の軽労化施設の整備を推進する。また、漁港近傍の磯根資源が採捕できる漁場や、漁港を利用した増養殖水面の確保を図り、安全で作業が容易な生産の場を創出する。加えて、海業^{うみぎょう}等の展開による加工施設や交流施設等における新たな雇用機会の創出、地域と民間事業者のマッチングや連携の枠組みづくりを推進する。

また、漁村において、住みやすく快適な生活環境の確保を図るため、漁業集落排水施設、漁業集落道、情報通信基盤等の整備の推進とともに、地元市町村等による漁業後継者の育成や定住促進等の取組との連携を推進する。

(2) 目指す主な成果

ア 成果目標

- (ア) 漁村の活性化により都市漁村交流人口を、おおむね 200 万人増加させる。
- (イ) 漁港における新たな海業^{うみぎょう}等の取組をおおむね 500 件展開する。

イ 整備目標

- (ア) 漁港の多様な利活用に向けた取組を行う地区をおおむね 150 地区創出する。
- (イ) 水産物の流通拠点や生産拠点となる漁港において、就労環境が改善された漁港の割合を、69%（令和3年度）からおおむね 85%に向上させる。
- (ウ) 漁業集落排水施設が整備された漁村の人口割合を、80%（令和3年度）からおおむね 95%に向上させる。

(3) 事業量

- ア おおむね 100 地区で漁村への訪問者の増加に資する施設を整備する。
- イ おおむね 30 地区で漁港の活用促進に資する整備を実施する。
- ウ おおむね 150 地区で就労環境や生活環境の改善に資する取組を実施する。

4 漁港・漁場の整備の実施における共通課題

上記 1 から 3 までの重点課題に対応する施策の実施に当たり、社会情勢の変化に伴い求められる以下の事項についても共通する課題として取り組む。なお、これらの取組に当たっては、モデル事業の実施や効果の検証等を行いつつ、全国への展開を図る。

(1) グリーン化の推進

政府として取り組んでいるカーボンニュートラルの実現に向けて、漁港・漁場においても、環境負荷の低減や脱炭素化に向けた対応による貢献を目指す。

具体的には、漁港における設備等の電化や給電施設の整備、省エネ対策、再生可能エネルギーの導入、漁港・漁場利用の効率化による燃油使用量の削減等を推進する。加えて、漁船の電化・水素燃料電池化に向けた研究開発等の進展も見据え、漁港における対応のあり方を検討する。また、ブルーカーボン（海洋生態系が吸収・貯留する CO₂ 由来の炭素）が注目される中、二酸化炭素の吸収源としても期待される藻場の保全・創造を推進するとともに、漁業関係団体等と連携して、藻場保全活動への社会的な関心を高め、企業による社会貢献の取組など様々な活動にも働きかけを行い、藻場保全の取組を一層強化していく。

なお、洋上風力発電等が導入される海域においては、漁業等の海域の先行利用者との協調が重要であることから、事業者等による漁業影響調査の実施や漁場の造成等を通じた地域漁業との協調的関係の構築を図る。

(2) デジタル社会の形成

漁港・漁場の利用や施設の施工・維持管理に当たっての効率化や省力化を図るとともに、資源評価への活用や漁業の生産性向上にも寄与する ICT の導入を推進する。

具体的には、流通拠点となる漁港における迅速な漁獲報告や市場取引業務の省力化・効率化を可能にする産地市場の電子化の普及、資源評価や操業の効率化、赤潮等の漁業被害軽減に資する海域環境観測システムの活用、漁港・漁場の整備・管理の効率化・高度化を図るための ICT やドローン・ロボット技術

の活用促進、漁港・漁場に関する施設情報のデジタル化・集約化を推進する。

(3) 生活スタイルの変化への対応

少子高齢化や共働き世帯の増加等を背景とした消費者の簡便化志向に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大等を契機とした食生活や働き方等の生活スタイルの変化を踏まえ、漁港・漁村における対応を図る。

具体的には、産地における一次加工や産地直送等の消費者ニーズに柔軟に対応できる水産物の提供体制づくり、産地市場等における衛生管理と併せた感染症対策の実施、都市から漁村への移住・定住や交流の受入環境づくりを推進する。

第3 事業の円滑な実施のために必要な事項

1 効率的かつ効果的な事業の実施

事業の効率的かつ効果的な実施のため、以下の点に留意して事業を実施する。

(1) 事業の効果を相乗的に高める施策連携の推進

ア 生産から陸揚げ、流通・加工、販売の各段階に至る水産関連施策や地域振興施策との連携の推進

イ 川上から川下に至る森林整備関連施策との連携の推進

ウ 道路、河川、港湾、海岸等の整備事業を含む社会資本整備重点計画や廃棄物処理施設整備計画等他の公共事業計画に位置付けられた事業との連携の推進

エ 東日本大震災の被災地における復旧・復興等関連施策との連携の推進

(2) 事業評価の厳正な運用と透明性の確保

ア 事業の果たす役割が広く国民に理解され、支持されるよう、事業評価の厳正な運用、透明性の確保の推進

イ 漁業関係者等にとって、地域の将来の漁港・漁場の姿を見据えた活動が可能となるよう、漁港・漁場整備の将来像の「見える化」の推進

(3) 公共事業の品質確保とコスト縮減の適切な実施

入札契約制度の適切な運用による工事の品質確保とともに、ICTの活用、施設の予防保全の推進等によるコスト縮減の推進

(4) 民間資金・能力の活用

漁港に求められる多様な機能の効率的・効果的な発揮や、^{うみぎょう}海業等による漁村の活性化を図るための民間資金・能力の活用の推進

(5) 国と地方の役割に応じた取組の推進

(6) 循環型社会の構築に向けた取組の推進

水産資源の生育環境の改善等に寄与する間伐材や貝殻等を漁場整備に有効利用する等、環境への負荷が少ない循環型社会の構築に向けた取組の推進
(7) 効率的かつ効果的な効果発現に向けた施策の集中化・重点化の推進

2 漁港・漁場、漁村を支える人材の育成と推進体制の強化

水産業の将来を担う人材はもとより、漁港・漁場の整備や維持管理、自然災害等への緊急時の対応、地域活性化の取組等、漁村の多様な課題に対応するための人材・体制が必要とされている。このため、多様な課題に関連する知識・経験を有する地域内外の人材や組織・関係団体と連携し、先進的取組やノウハウの共有等を通じて人材の育成や各種取組の推進体制の強化を図る。

なお、本計画については、経済社会の動向、財政状況、各施策の進捗状況等を勘案しつつ、弾力的にその実施を図るとともに、漁港漁場整備法の規定に基づき、必要に応じ、その見直しを行うものとする。

漁港漁場整備事業の推進 に関する技術開発の方向 (改訂版)

令和 4 年 8 月
水産庁漁港漁場整備部

目 次

1. はじめに	P. 1
2. 優先して取り組む技術課題と技術開発テーマ	P. 3
(1) 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化	
1) 拠点漁港等の生産・流通機能強化	
2) 養殖生産拠点の形成	
(2) 海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保	
1) 環境変化に適応した漁場生産力の強化	
2) 災害リスクへの対応力強化	
(3) 「海業」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上	
1) 「海業」による漁村の活性化	
2) 地域の水産業を支える多様な人材の活躍	
(4) グリーン化の推進	
(5) デジタル社会の形成	
(6) 生活スタイルの変化への対応	
(その他)	
3. 技術開発の推進、普及に向けて	P. 10
(1) 効率的・効果的な技術開発の推進	
(2) 開発技術の普及と人材の育成	
(3) フォローアップ	

(参考) 優先して取り組む技術課題と技術開発テーマに関する具体的な課題例

1. はじめに

漁港は、産業を支える社会基盤であるとともに、漁港背後の住民の生命や財産の保全、余暇空間の提供、更には災害時の救援物資の運搬拠点など多面的な機能を有している。また、漁場は、水産物を供給する重要な機能を有しており、その整備を通じて、水産資源の増殖を促すとともに、豊かな海洋環境の保全・創造に貢献している。さらに、漁村は、漁業就業者等の生活の場としてのみならず、漁港と一体となって消費者に新鮮で安全な水産物を安定的に提供する拠点としての役割や、水産業を核として地域資源を活用した旅行者の受入れなど新たな産業活動に取り組む場としても期待されている。こうした多様で重要な機能を有する漁港・漁場・漁村の整備にあたっては、様々な技術を拠り所として施策が推進されるため、技術開発の担う役割は極めて重要である。

近年の漁港・漁場・漁村を取り巻く情勢は、水産資源の減少による漁業生産量の長期的な減少、漁業者の高齢化、漁村の人口減少が進み、加えて、気候変動に伴う海洋環境の変化、インフラの老朽化の進行、自然災害の頻発化・激甚化等により、依然厳しい状況が続いている。その中で、需要に応じた養殖生産を行う「マーケットイン型養殖業」への転換等に向けた取組、農林水産物・食品の輸出額目標5兆円の達成に向けた輸出の促進、ICTを活用して生産性向上を図るスマート水産技術等が展開されている。また、社会全体としては、国内外における温室効果ガスの排出削減に向けた取組の広がり、様々な分野でのデジタル化の進展に加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大等により人々の考え方や行動に変化が生じている。

こうした情勢等に的確に対応するため、令和4年3月に「漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針」(以下、「基本方針」という。)が変更されるとともに、新たな「漁港漁場整備長期計画」(以下、「長期計画」という。)が策定されたところである。これらにおいては、漁港漁場整備事業についての基本的考え方として、新しい3つの重点課題((1)産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化、(2)海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保、(3)「海業」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上)が掲げられ、脱炭素化等によるグリーン化の推進、ICTを活用したデジタル社会の形成、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等に伴う生活スタイルの変化への対応についても、共通する課題として取り組んでいくこととされた。

今後、基本方針に即して長期計画を早期かつ確実に推進していくためには、現在抱える技術的課題を迅速かつ的確に解決していくことが必要であり、基本方針「Ⅱ．漁港漁場整備事業の効率的な実施に関する事項」の５（１）では「優先して取り組む技術課題を定め、現場における効果の検証を行いつつ、計画的に技術の開発と基準やマニュアルなどの整備・提供などによる普及を図る。」と明示されている。

このため、本技術開発の方向は、基本方針Ⅱの５（１）に基づき、計画的に技術の開発と普及を図るため、基本方針及び長期計画を踏まえ、優先的に取り組む技術課題と技術開発テーマを取りまとめたものである。

2. 優先して取り組む技術課題と技術開発テーマ

基本方針及び長期計画で示された重点課題について、早期かつ確実に事業効果が発揮されるよう、優先して取り組む技術課題と技術開発テーマを明示する。

(1) 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化

1) 拠点漁港等の生産・流通機能強化

① 圏域内の生産・流通拠点の再編・集約による生産・流通機能の効率化

(技術課題の考え方)

水産業の成長産業化を図るためには、広域浜プラン等に基づく漁協の経済事業を強化する取組との連携の下、圏域計画に基づいて圏域内の漁港が適切に機能分担を果たすとともにネットワークを形成することで、圏域としての競争力強化（水産物の価格形成能力の向上や生産・流通コストの縮減等）を推進する必要がある。

(技術開発テーマ)

- 圏域計画に基づく漁港機能の役割分担と複数漁港間の機能のネットワーク化
- 遊休施設の利活用（廃止施設の対応含む）

② 流通拠点や地域の中核的な漁港などの機能の強化

(技術課題の考え方)

圏域計画に基づいた拠点漁港の機能強化に向け、水産物の流通拠点となる漁港などにおいて水産物の品質管理及び安全性の向上や多様化する消費者ニーズへの対応としての一次加工機能の強化を図るとともに、生産拠点となる漁港において蓄養機能や漁業活動の輻輳時の分散機能を有効に確保するなど生産活動の効率化を推進する必要がある。

(技術開発テーマ)

- 産地市場機能の強化や衛生管理・一次加工機能の充実
- 水産物供給システムの管理運営体制の効率化
- 大型化する漁船に対応した漁港施設の整備
- 水産物の一時保管機能の強化

③ 水産物輸出に対応した生産・流通体制の整備

(技術課題の考え方)

水産物輸出の拡大に向け、流通拠点のうち該当する漁港を対象として、マーケットインの発想に基づき、輸出相手国の基準・ニーズに対応していく必

要がある。

(技術開発テーマ)

- 漁港・市場におけるハード・ソフト両面からの効果的な HACCP 体制の確立
- 高度な衛生管理に対応した岸壁、荷さばき所、水産加工施設、冷凍・冷蔵施設等の一体的な整備

2) 養殖生産拠点の形成

④ 一貫した養殖生産体制と流通ネットワークの構築

(技術課題の考え方)

養殖生産拠点の形成に向け、流通・生産拠点漁港のうち該当する漁港を対象として、マーケットイン型養殖業に対応し、需要に応じた安定的な養殖水産物の供給に向けた生産体制と流通ネットワークを構築する必要がある。

(技術開発テーマ)

- 種苗確保から加工・流通に至る一体的な施設整備

⑤ 安定的な養殖生産を支える環境整備

(技術課題の考え方)

安定的な養殖生産のためには、生産拠点漁港のうち該当する漁港を対象として、養殖適地の拡大や養殖業者の効率的な生産活動を推進する必要がある。

(技術開発テーマ)

- 養殖に適した静穏水域の確保・活用
- 災害・赤潮等による漁業被害の軽減に資する海域環境観測
- 陸上養殖の展開に必要な用地や施設整備等による環境整備

(2) 海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保

1) 海洋環境の変化に適応した漁場生産力の強化

① 海洋環境の把握とその変化に適応した漁場整備

(技術課題の考え方)

漁場生産力の向上のためには、海水温上昇等の海洋環境の変化により顕在化する漁場変動や魚種変化に適応できるように、モニタリング等を通じて把握する海流変化等を踏まえて漁場の施設の再編・整備等を図る必要がある。

(技術開発テーマ)

- 海水温上昇等の海域の環境変化の把握・評価
- 環境変化等に伴う漁獲対象魚種の多様化とその分布域・生息場所の変化に対応した漁場整備

② 新たな資源管理の取組と連携した水産資源の保護・育成

(技術課題の考え方)

資源管理の取組と連携した水産環境整備等により水産生物の増殖を図るとともに、生活史に基づく成長段階で求められる生育環境づくりによる資源回復・増大を促進する必要がある。

(技術開発テーマ)

- 海域全体を捉えた生育環境づくりや生育過程での移動経路を面的に配慮した施設の規模・配置及び効果評価手法
- 種苗放流効果を高める種苗生産施設や漁場整備の計画立案
- 沖合域での効率的な漁場整備及び現場条件に適合した高度な施工、効果評価

③ 藻場・干潟・サンゴ礁の保全・創造

(技術課題の考え方)

食害生物の分布の拡大や活発化、海水温の上昇等による藻場の減少、波浪や豪雨等による干潟機能の低下が懸念されており、対策の実効性を高めていくことが求められていることから、藻場が二酸化炭素の吸収源としても期待されていることを考慮しつつ、藻場・干潟の保全・創造に関するハード・ソフト対策技術の高度化や高水温に強い藻場の造成手法の技術開発に取り組むほか、サンゴ礁の保全・増殖を図る必要がある。

(技術開発テーマ)

- 藻場・干潟・サンゴ礁の分布状況・衰退要因、海水温・底質等の海域環境を広域的かつ継続的に把握する技術の高度化・効率化・省力化
- 海水温の上昇等に対応した広域的な藻場・干潟・サンゴ礁の保全・創造

④ 閉鎖性水域における漁場環境改善の推進

(技術課題の考え方)

閉鎖性水域においては、アサリ等二枚貝、底生魚介類、養殖ノリ等の生産安定・回復を図るために、底質環境の改善や栄養塩類の管理を推進する必要がある。

(技術開発テーマ)

- 浮泥等による漁場環境の悪化の防止・底質改善
- 栄養塩類管理と連携した藻場・干潟の保全・創出

2) 災害リスクへの対応力強化

⑤ 漁業地域の安全・安心の確保及び災害発生後の地域水産業の早期回復を可能とする対応力の強化

(技術課題の考え方)

発生が予測されている大規模地震・津波や気候変動等により頻発化、激甚化する台風・低気圧等から漁業地域の安全を確保するとともに、被災時の地域水産業の早期回復を可能とする必要がある。

(技術開発テーマ)

- 耐震・耐津波・耐浪化・浸水・浸食対策に係る漁港施設の改良方法
- 避難路、避難施設などの整備及び避難体制構築
- 災害発生時における事業継続
- 漁港施設と避難場所、海岸保全施設等との一体的な整備
- 地域間や官民間での連携を踏まえた防災・減災・避難対策
- 被災後の復興まちづくりのための事前復興

⑥ 既存ストックの予防保全型の老朽化対策の推進

(技術課題の考え方)

将来にわたり漁港機能を持続的に発揮させるためには、老朽化が進む漁港施設等において予防保全型の老朽化対策への転換と新技術活用等による長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図る必要がある。

(技術開発テーマ)

- 施設の点検、機能診断手法の効率化・高度化
- 施設の機能保全情報等の利活用の促進
- 機能保全工事の効率化や安全性の向上
- ストックの施設規模の適正化や有効活用
- 施設機能の見直しを踏まえた最低限の補修や管理等合理的な管理の導入

⑦ 気候変動も考慮した施設計画・設計及びモニタリングの推進

(技術課題の考え方)

気候変動の影響により将来の潮位偏差の増大、波浪の強大化、海面水位の上昇等による設計外力の変化も懸念される中、漁港施設に求められる性能を

確保するための必要な設計条件の設定及び漁港利用に配慮した施工をする必要がある。

(技術開発テーマ)

- 将来の気候変動を考慮した施設計画及び設計
- 気候変動の影響に係るモニタリングや将来予測
- 施設の利用性や安全性を確保する性能規定や性能照査

(3) 「海業」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上

1) 「海業」による漁村の活性化

① 漁港の多様な利活用の促進

(技術課題の考え方)

漁港と地域資源を最大限に活かした増養殖、水産物の販売や漁業体験の受け入れなど海業の振興に向け、地域の漁業実態に即した海業関連施設用地の規模・配置の適正化と漁港の利活用環境の改善が必要である。

(技術開発テーマ)

- 既存施設の有効活用を可能とする施設の維持・保全及び規模・配置の適正化
- 漁港施設の官民連携による管理・運営体制の構築及び有効活用に係るルールづくり

② 地域活性化の取組との連携

(技術課題の考え方)

海業等の多様な取組による活性化を目指す「浜の活力再生プラン」を実践するとともに、観光需要の回復に向けての渚泊やワーケーション等により交流人口を創出していく必要がある。

(技術開発テーマ)

- 民間事業者の参画誘発のための規制緩和及び連携体制構築
- 都市住民や訪日外国人旅行者との交流推進のための情報発信及び合意形成

2) 地域の水産業を支える多様な人材の活躍

③ 漁港・漁村における就労・生活環境の改善

(技術課題の考え方)

漁港における安全で働きやすい就労環境及び漁村における住みやすく快適な生活環境を確保する必要がある。

(技術開発テーマ)

- 多様な人材が活躍できる就労環境・生活環境の改善
- 漁港・漁村における多様な人材の雇用確保のための施設整備（バリアフリー化、多言語表示等）

④ 地域を支える多様な人材の育成

(技術課題の考え方)

水産業の将来を担う人材はもとより、漁港・漁場の整備や維持管理、自然災害等の緊急時対策、地域活性化の取組等にも対応する人材や体制を確保する必要がある。

(技術開発テーマ)

- 漁港・漁村のインフラを安定的に利用するための情報共有や体制づくり

(4) グリーン化の推進

① 漁港・漁場におけるカーボンニュートラルの実現

(技術課題の考え方)

政府が 2050 年までの目標として取り組んでいるカーボンニュートラルの実現に向けて、漁港・漁場においても脱炭素化を推進していくことが求められており、ブルーカーボンの重要性を踏まえた藻場保全の取組の強化のほか、省エネ対策、再生可能エネルギーの導入等を推進する必要がある。

(技術開発テーマ)

- 藻場の CO₂ 吸収・貯留効果の解明やボランタリークレジット等を活かした持続的な藻場保全活動・モニタリングの体制構築
- 再生可能エネルギーの導入に係る施設配置・設計
- 漁港漁場利用の効率化による省エネルギー促進

② 漁港・漁場・漁村における環境負荷の低減

(技術課題の考え方)

漁港・漁場・漁村における環境負荷が少ない循環型社会の構築に寄与するため、漁港漁場整備事業において多様な副産物の活用や廃棄物の縮減を図っていく必要がある。

(技術開発テーマ)

- 建設工事における廃棄物の 3 R
- しゅんせつ土、間伐材、水産系副産物等の漁港漁場整備事業への活用
- 「海の森づくり」と森林整備との連携に係る体制構築

(5) デジタル社会の形成

① 漁港漁場整備・管理等へのICT及びロボット技術の活用

(技術課題の考え方)

ICT等の新技術を積極的に導入し、漁港施設や漁場の施設の整備・管理等の効率化や漁業の生産性向上を図っていく必要がある。

(技術開発テーマ)

- ICT等を活用した漁港施設や漁場の施設の管理の効率化・高度化
- ICT等を活用した漁港施設や漁場の施設の点検・診断の効率化・高度化
- ICT等を活用した施工の効率化や安全性の向上
- ICT等を活用した漁港・漁村及び海域環境情報の収集・活用
- ICT等を活用した市場取引業務の省力化・効率化

(6) 生活スタイルの変化への対応

① 漁港・漁村における感染症対策の実現

(技術課題の考え方)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大下においても安定的かつ安全に漁業活動や漁村の活性化を推進していく必要がある。

(技術開発テーマ)

- 安全な漁業活動のための作業動線確保
- 都市から漁村への移住・定住や交流の受入れ環境整備

(その他)

① 働き方改革等に対応した漁港漁場工事の適切な推進

(技術課題の考え方)

働き方改革を実現しつつ、安定的で品質が確保された漁港漁場工事を推進していく必要がある。

(技術開発テーマ)

- 工事の効率化及び安全性の向上を図る新技術等の導入・普及促進
- 休日確保や長時間労働の是正を図る適正工期や施工効率化

3. 技術開発の推進、普及に向けて

(1) 効率的・効果的な技術開発の推進

国、地方公共団体、水産研究・教育機構等の試験研究機関、大学、民間団体等が連携し、それぞれの機関が有する専門的な知見や能力等を活用しつつ、効率的・効果的に技術開発を推進する。

また、国は、日本水産工学会、日本水産学会、土木学会など関連する学会、試験研究機関、民間団体等との交流を図り、漁港漁場整備事業の推進に関する技術ニーズの共有や技術シーズの発掘を推進する。

さらに、開発した新技術は、現場での実証を図り、標準化に向け取り組むことが重要であり、国及び地方公共団体は、モデル事業等を活用しつつ、現地において新技術を試行し、適用性、活用の効果等の検証を行い、現地への新技術の導入を推進する。

(2) 開発技術の普及と人材の育成

国は、技術開発等によって得られた知見を「漁港・漁場の施設の設計参考図書」等の技術解説書に反映させるほか、マニュアルやガイドラインとしてとりまとめて周知に努めるとともに、地方公共団体、試験研究機関、民間団体等と連携し、漁港漁場整備事業の推進に関する技術の説明会や報告会を開催するなど、開発技術の普及を図る。

また、漁港・漁場・漁村の整備において多様な課題への対応が求められる一方で、技術者が減少している状況を踏まえ、漁港漁場施設等の品質を確保するため、技術者に対する研修会等を開催するなど、技術者の能力の保持・向上を図る。

(3) フォローアップ

本技術開発の方向は、基本方針Ⅱの5（1）に基づきとりまとめたものであることから、基本方針の見直しや新たな長期計画の策定等にあわせて、フォローアップを行い、漁港漁場整備を取り巻く情勢の変化等を勘案し、必要に応じて見直すものとする。

優先して取り組む技術課題と技術開発テーマに関する具体的な課題例

重点課題		技術課題	技術開発テーマ	現時点で想定される具体的な課題例※
1 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化	(1) 拠点漁港等の生産・流通機能強化	○圏域内の生産・流通拠点の再編・集約による生産・流通機能の効率化	①圏域計画に基づく漁港機能の役割分担と複数漁港間の機能のネットワーク化	◎漁港施設機能の効率的な分散配置、漁業種類毎の効率的な集出荷体制（ルート）の検討
			②遊休施設の利活用（廃止施設の対応含む）	◎遊休化した施設の持続的利用や効果的な撤去・更新手法に関する検討 ・漁港施設機能の統合・廃止手法に関する検討
		○流通拠点や地域の中核的な漁港などの機能の強化	①産地市場機能の強化や衛生管理・一次加工機能の充実	●消費者ニーズに対応した水産物の流通体制や水産物の鮮度保持に適した漁港施設の整備に関する検討 ●荷さばき所、冷凍・冷蔵施設、加工場、給油・給水施設等の配置、規模の設定手法の検討
			②水産物供給システムの管理運営体制の効率化	◎市場業務のデジタル化やルールの統一化に関する検討
			③大型化する漁船に対応した漁港施設の整備	・漁船大型化に対応した施設機能・配置に関する検討
			④水産物の一時保管機能の強化	・出荷調整のための蓄養施設等の配置・規模の設定手法の検討
		○水産物輸出に対応した生産・流通体制の整備	①漁港・市場におけるハード・ソフト両面からの効果的な HACCP 体制の確立	◎輸出相手国の要求基準を満たす施設整備及び管理運営体制のあり方の検討 ◎水産物輸出による効果算定手法に関する検討 ・マーケットイン手法に対応した衛生管理や輸出促進の推進体制の構築手法に関する検討
			②高度な衛生管理に対応した岸壁、荷さばき所、水産加工施設、冷凍・冷蔵施設等の一体的な整備	・漁業種類の水揚げ形態に応じた高度衛生管理体制の検討
	(2) 養殖生産拠点の形成	○一貫した養殖生産体制と流通ネットワークの構築	①種苗確保から加工・流通に至る一体的な施設整備	・養殖生産拠点地域に必要な機能や施設に関する検討 ●養殖用人工種苗の安定的な生産及び完全養殖のための種苗生産施設のあり方に関する検討
		○安定的な養殖生産を支える環境整備	①養殖に適した静穏水域の確保・活用	・漁港水域の活用や消波堤の整備等による新たな養殖展開に関する検討
			②災害・赤潮等による漁業被害の軽減に資する海域環境観測	・養殖場近辺の海域環境観測システムの構築及びデータベース化に関する検討
2 海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保	(1) 海洋環境の変化に適応した漁場生産力の強化	○海洋環境の把握とその変化に適応した漁場整備	①海水温上昇等の海域の環境変化の把握・評価	◎漁場環境の変化等のモニタリング及び情報収集体制の検討 ◎観測された漁場環境の変化等の分析・評価方法の高度化、情報の共有体制の検討
			②環境変化等に伴う漁獲対象魚種の多様化とその分布域・生息場所の変化に対応した漁場整備	・漁獲対象魚種の変化や多様化に対応した順応的かつ面的な漁場整備のための規模・配置に関する検討
		○新たな資源管理の取組と連携した水産資源の保護・育成	①海域全体を捉えた生育環境づくりや生育過程での移動経路を面的に配慮した施設の規模・配置及び効果評価手法	・生活史を踏まえた魚介類の成育場の造成手法及び卵・仔稚魚の分散、産卵場等の予測手法の高度化の検討 ・魚礁・増殖礁等の漁場改善機能を踏まえた、効果的な施設の面的な配置・改良手法の検討 ・環境 DNA 等を活用した漁場整備の効率的な効果把握手法に関する検討
			②種苗放流効果を高める種苗生産施設や漁場整備の計画立案	・既設漁場施設の機能の再生・強化及び有効活用に関する検討 ・種苗生産施設や若齢魚の保護機能を有する漁場整備手法に関する検討
			③沖合域での効率的な漁場整備及び現場条件に適合した高度な施工、効果評価	◎浮魚礁の高度化（蛸集効果強化、増殖機能、遠隔・大水深海域対応、モニタリング機能、警報装置、不法操業監視、スキャニングソナー機能等）及び機能維持に関する検討 ・大水深における施工精度向上に関する検討 ・遠隔離島周辺海域における漁場整備に関する検討（コスト縮減等） ◎沖合域における水産資源回復に資する漁場整備手法やモニタリング技術高度化に関する検討

	(2) 災害リスクへの対応力強化	○藻場・干潟・サンゴ礁の保全・創造	①藻場・干潟・サンゴ礁の分布状況・衰退要因、海水温・底質等の海域環境を広域的かつ継続的に把握する技術の高度化・効率化・省力化	◎藻場の種別ごとの標準的なモニタリング手法の検討 ・沿岸域の栄養塩の変化が与える藻場への影響把握 ●衛星画像を活用した広域的な藻場モニタリングの高度化検討
			②海水温の上昇等に対応した広域的な藻場・干潟・サンゴ礁の保全・創造	・漁港施設への増殖機能の付加に関する検討 ◎海水温上昇に対応した藻場の保全・回復・創造の考え方と手法の検討 ◎広範囲に跨がる国と地方公共団体の連携した藻場の保全手法の検討 ・藻場の生育促進のための施肥技術の高度化検討 ◎植食性生物の駆除方法の高度化検討 ・駆除した植食性生物の有効活用方法の検討 ●海藻バンクを活用した藻場の保全・創造の可能性検討 ◎高水温耐性を有するサンゴの増殖手法の確立に向けた検討
		○閉鎖性水域における漁場環境改善の推進	①浮泥等による漁場環境の悪化の防止・底質改善	・底質改善の整備効果の適用範囲（栄養塩類供給、赤潮軽減、貝毒被害軽減等）及び定量化に関する検討 ・浮泥等のモニタリングや予測等のソフト対策や発生制御技術の充実化に関する検討
			②栄養塩類管理と連携した藻場・干潟の保全・創出	◎栄養塩類に係るモニタリング手法及び効果把握に関する検討
		○漁業地域の安全・安心の確保及び災害発生後の地域水産業の早期回復を可能とする対応力の強化	①耐震・耐津波・耐浪化・浸水・浸食対策に係る漁港施設の改良方法	・漁港施設の粘り強さの性能評価手法及び改良技術の検討 ◎小規模漁港における防災対策に係る便益算定手法に関する検討 ●漂砂等の各種シミュレーションの高度化に関する検討
			②避難路、避難施設などの整備及び避難体制構築	◎漁港・漁村の就労者や来訪者、高齢者等に配慮した避難対策の検討 ◎漁船や就労者、来訪者等への避難情報の伝達手法に関する検討
			③災害発生時における事業継続	・津波に対する漁船、増殖施設等の海上財産の防災・減災手法の検討 ◎漁場から陸揚げ、加工・流通に至る漁業地域を対象としたBCP作成に関する検討 ◎大規模災害時における迅速かつ効率的な災害復旧事業費の算定手法に関する検討 ◎流木、土砂流入等による漁場の被害を回避する事前対策手法の構築及び更なる漁場災害対応力強化に関する検討
			④漁港施設と避難場所、海岸保全施設等との一体的な整備	・多重防護を活用した漁村の総合的防災・減災対策手法の検討 ◎防災・減災に関するデータベースの充実化及びそれを活用した地域の防災力の評価手法の改善
			⑤地域間や官民間での連携を踏まえた防災・減災・避難対策	◎漁船や就労者、来訪者等への避難情報の伝達手法に関する検討（再掲）
			⑥被災後の復興まちづくりのための事前復興	◎事前復興計画のモデル作成に関する検討
	○既存ストックの予防保全型の老朽化対策の推進		①施設の点検、機能診断手法の効率化・高度化	◎不可視部分の点検技術の簡易化・高度化に関する検討 ◎漁港施設の簡易な劣化状況の点検・診断技術の検討 ・魚礁、養殖場、海域環境観測施設等の長寿命化対策に関する検討 ◎ストックマネジメントに係る計画策定、点検、対策等の一連の技術の標準化・高度化に関する検討
			②施設の機能保全情報等の利活用の促進	◎機能保全計画のデータベース化のためのシステムの検討
			③機能保全工事の効率化や安全性の向上	●低コスト、工期の短縮及び作業安全性の向上に配慮した施工技術の検討
			④ストックの施設規模の適正化や有効活用	・施設の機能の集約化・規模適正化に関する検討 ・低利用施設の維持管理に関する検討 ・漁場の施設の機能回復手法に関する検討
			⑤施設機能の見直しを踏まえた最低限の補修や管理等合理的な管理の導入	◎施設の利用実態や将来のニーズを勘案した管理コストを最低限に抑える維持管理・撤去に関する検討

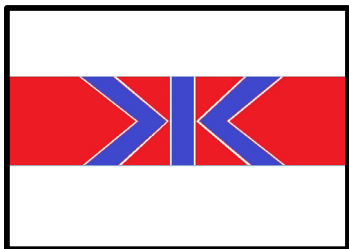
		○気候変動も考慮した施設計画・設計及びモニタリングの推進	①将来の気候変動を考慮した施設計画及び設計 ②気候変動の影響に係るモニタリングや将来予測 ③施設の利用性や安全性を確保する性能規定や性能照査	◎将来の気候変動による影響を踏まえた設計手法の検討 ◎将来的な気候変動対策を見据えた施設の配置・修繕・更新計画の策定に関する検討 ◎海象条件の変化に順応した設計条件や点検手法の検討 ◎被覆ブロック安定質量算定手法の実用化に関する検討 ◎新たに目的・要求性能が定められた施設の性能規定化に関する検討
3 「海業」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上	(1)「海業」による漁村の活性化	○漁港の多様な利活用の促進	①既存施設の有効活用を可能とする施設の維持・保全及び規模・配置の適正化 ②漁港施設の官民連携による管理・運営体制の構築及び有効活用に係るルールづくり	・漁港利用の適正化による経済波及効果算定に関する検討 ◎PB 利用、海釣り等の海洋性レクリエーションに漁港施設を有効活用するためのルールやゾーニングの検討
		○地域活性化の取組との連携	①民間事業者の参画誘発のための規制緩和及び連携体制構築 ②都市住民や訪日外国人旅行者との交流推進のための情報発信及び合意形成	◎民間事業の参入を促進するための規制緩和や情報発信に関する検討 ・地域力を活用した施設整備・維持管理・運営手法に関する検討 ・水産加工、直販、宿泊業等との効果的な連携体制づくりのための方策の検討 ・漁村の魅力発信に向けた効果的な情報発信方法の検討 ・渚泊やワーケーション等の交流促進に係る環境整備に関する検討 ・住民参加による体制づくりに必要な合意形成手法の検討
		○漁港・漁村における就労・生活環境の改善	①多様な人材が活躍できる就労環境・生活環境の改善 ②漁港・漁村における多様な人材の雇用確保のための施設整備（バリアフリー化、多言語表示等）	・生活環境を改善する基盤整備に関する検討 ・気候変動による水位上昇や潮位偏差等に対応した就労環境改善方策に関する検討 ・バリアフリー化や多言語表示等に配慮した施設整備に関する検討
		○地域を支える多様な人材の育成	①漁港・漁村のインフラを安定的に利用するための情報共有や体制づくり	・漁業者や施設管理者等への技術の情報の共有に関する検討 ・地域住民のサポートによる老朽化の日常点検や藻場の消長の確認などの体制づくりの検討
	(2) 地域の水産業を支える多様な人材の活躍	○漁港・漁場におけるカーボンニュートラルの実現	①藻場の CO ₂ 吸収・貯留効果の解明やボランティア・クレジット等を活かした持続的な藻場保全活動・モニタリングの体制構築	◎藻場の CO ₂ 固定効果の評価手法の検討 ・地元活動組織等と連携した藻場モニタリングの高度化検討 ◎ボランティア・クレジット等を活用した持続可能な藻場等保全活動の社会実証
			②再生可能エネルギーの導入に係る施設配置・設計	・再生可能エネルギー導入に係るインフラ整備の財務分析に関する検討 ・洋上風力発電施設整備と漁港漁場整備の連携のあり方に関する検討
			③漁港漁場利用の効率化による省エネルギーの促進	・漁船の漁港漁場の利用にあたっての効率化による燃油使用量削減の検討 ◎漁船の電化・水素燃料電池化に伴う漁港における対応の検討
4 グリーン化の推進	-	○漁港・漁場・漁村における環境負荷の低減	①建設工事における廃棄物の 3 R	・建設副産物の抑制に関する検討 ●しゅんせつ土、コンクリート殻等の有効活用方法の検討
			②しゅんせつ土、間伐材、水産系副産物等の漁港漁場整備事業への活用	◎漁港漁場整備事業等への間伐材、水産系副産物、しゅんせつ土の有効活用方法の検討 ・環境配慮型構造物の整備に関する検討
			③「海の森づくり」と森林整備の連携に係る体制構築	・「海の森づくり」と森林整備の連携のための体制整備及び合意形成に関する検討
5 デジタル社会の形成	-	○漁港漁場整備・管理等への ICT 及びロボット技術の活用	① I C T 等を活用した漁港施設や漁場の施設の管理の効率化・高度化	◎施設の管理・維持・保全に係るデータの管理・利活用に関する検討
			② I C T 等を活用した漁港施設や漁場の施設の点検・診断の効率化・高度化	◎不可視部分の点検技術の簡易化・高度化に関する検討（再掲） ◎AI を活用した老朽化判定・劣化予測等の高度化に関する検討 ●UAV とレーザー等の高精度計測技術の組合せによるセンシング技術に関する検討 ◎ I C T 等を活用した維持管理・更新費の縮減に関する検討

			③ I C T等を活用した施工の効率化や安全性の向上	◎ I C T等を活用した維持管理・更新費の縮減に関する検討(再掲) ●建設現場の生産性向上のための I C T技術の活用方法の検討
			④ I C T等を活用した漁港・漁村及び海域環境情報の収集・活用	・漁港、漁村関係基礎情報のデータベース化及び利活用に関する検討 ・広域的な藻場等の漁場環境モニタリングへのセンシング技術の活用方法の検討 ・浮魚礁の機能高度化に関する検討
			⑤ I C T等を活用した市場取引業務の省力化・効率化	・漁獲情報の電子化をはじめとした産地市場の電子化の検討
6 生活スタイルの変化への対応	-	○漁港・漁村における感染症対策の実現	①安全な漁業活動のための作業動線確保	・産地市場における衛生管理とあわせた作業動線の管理手法に関する検討
			②都市から漁村への移住・定住や交流の受入れ環境整備	・都市から漁村への移住・定住や交流の受入れに対応した官民連携体制や施設整備に関する検討
その他	-	○働き方改革等に対応した漁港漁場工事の適切な推進	①工事の効率化及び安全性の向上を図る新技術等の導入・普及促進	◎ブレキャスト化や施工の自動化に関する検討 ●現場条件に適合した施工技術の検討 ◎現場条件に適合した積算方法の検討
			②休日確保や長時間労働の是正を図る適正工期や施工効率化	◎ブレキャスト化や施工の自動化に関する検討(再掲) ◎適正な工期設定に関する検討

※それぞれの課題について、特に取り組む主体が明確に分類されるものについては、以下のとおり整理している。

◎…特に行政機関が主体となって取り組むもの

●…特に民間団体、研究機関等の技術開発に期待するもの



水産をめぐる状況について

令和8年3月
水産庁

目 次

はじめに：水産業の成長産業化に向けたリスクと課題（産業全体の俯瞰図）

1. 世界の漁業・養殖業の状況
2. 我が国の漁業・養殖業の状況
3. 漁業・養殖業就業者等の状況
4. 水産資源の保存及び管理
5. 水産物の流通・加工・消費等の状況
6. 漁協・漁村等の状況

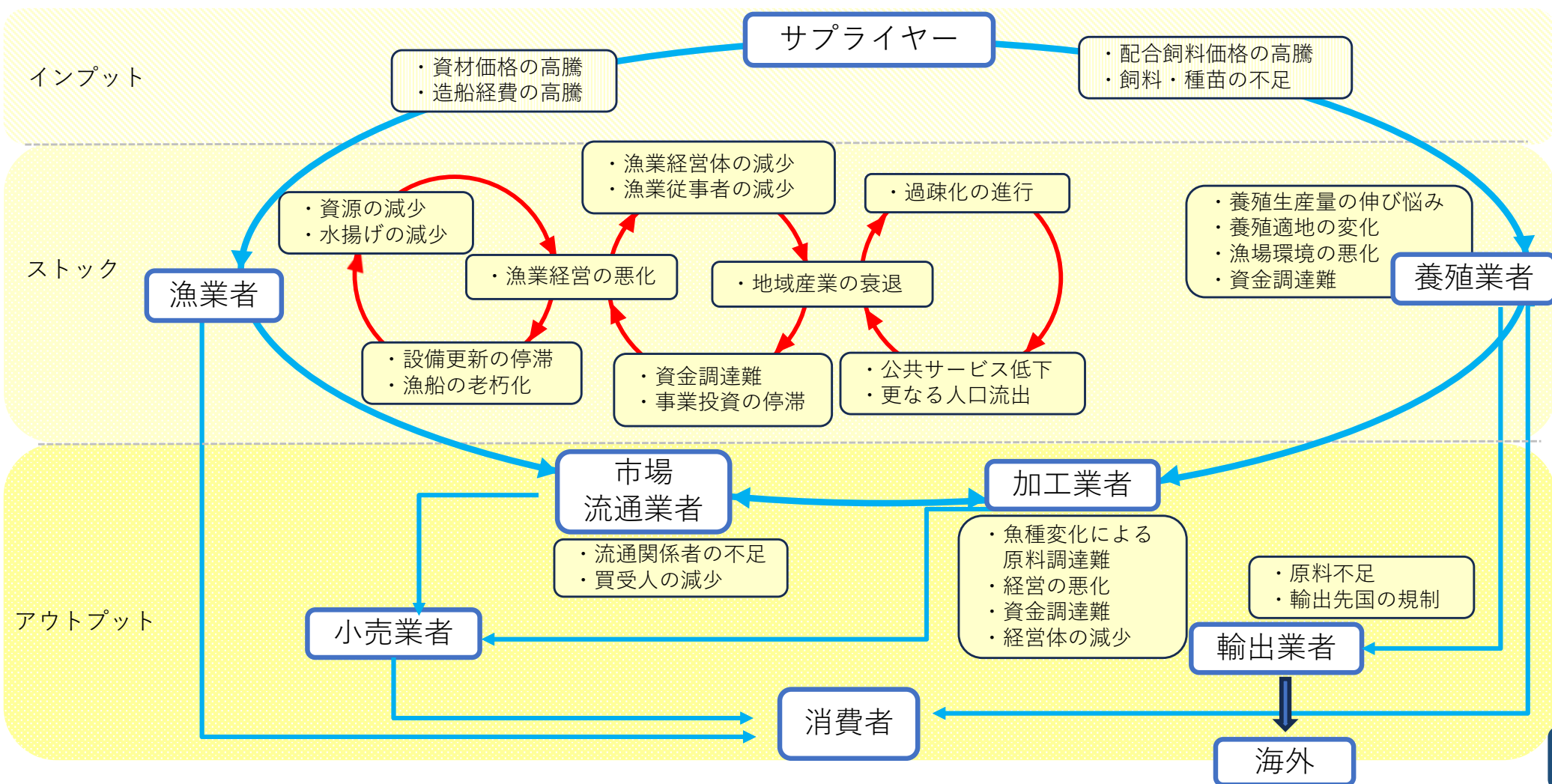
今後の検討にあたって

水産業の成長産業化に向けたリスクと課題（産業全体の俯瞰図）

- 個々の経営体ではなく水産業全体を概観すると、サプライチェーンの至る所に目詰まりが生じており、産業としての成長が停滞。
- 多くの事象が密接に結びついており、いずれか一つ目の目詰まりが全体の円滑な循環を阻害するような産業構造となっている。

外部環境の変化

- ✓ 海洋環境の変化（海水温の上昇、海流の変動 等）
- ✓ 社会環境の変化（人口減少、物価高、働き方改革 等）



1. 世界の漁業・養殖業の状況

(1) 漁業・養殖業の生産量の推移

- 世界の漁業・養殖業の生産量は、全体的には増加傾向。
- 中国、インドネシアの養殖生産量の増加が顕著。

(2) 国・地域別の漁業・養殖業従事者数の推移

- 世界の漁業・養殖業の従事者数は、令和2（2020）年までは増加傾向であったが、令和4（2022）年は減少。

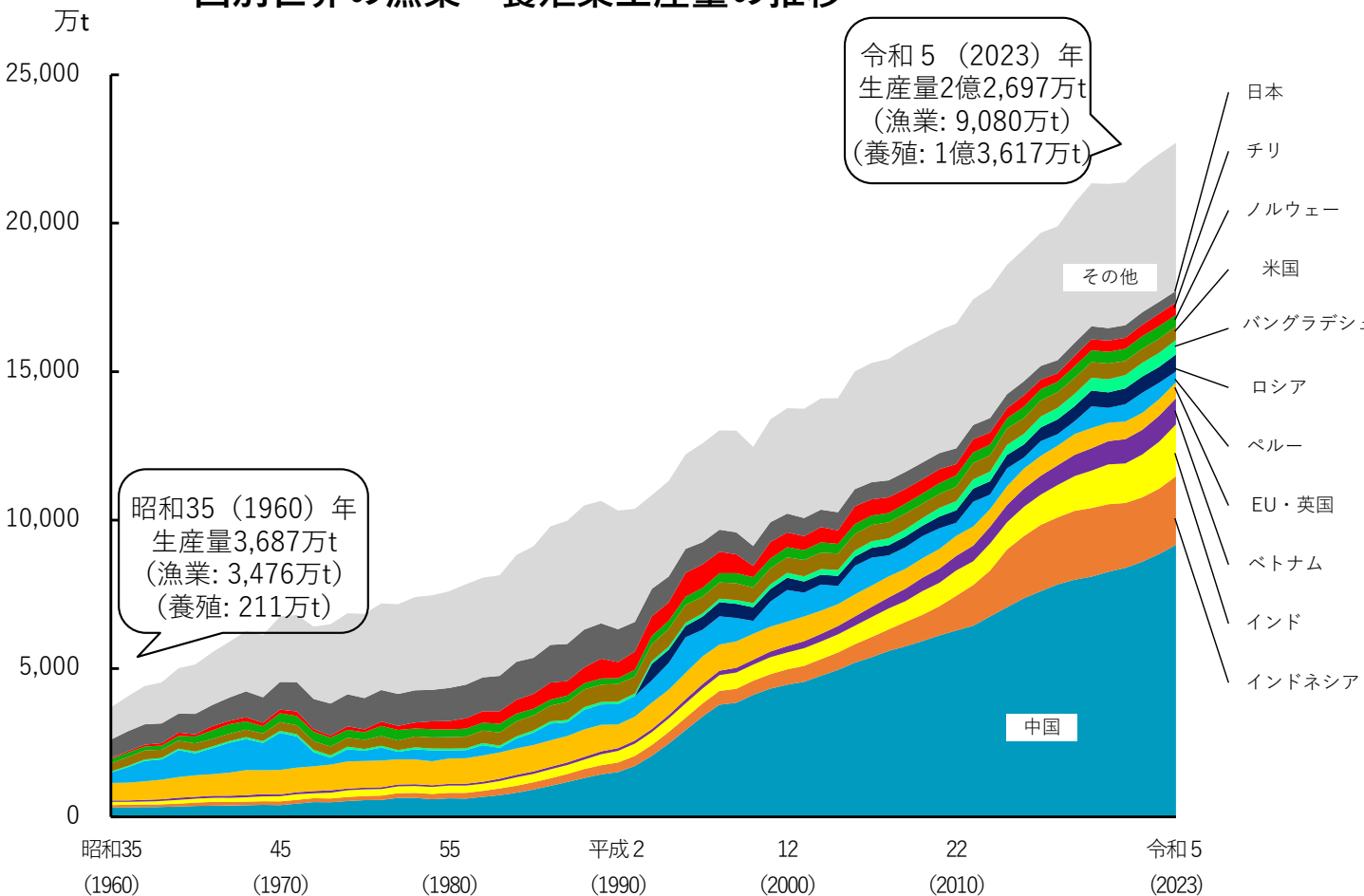
(3) 魚介類の消費の動向

- 世界の1人1年当たりの食用魚介類の消費量は、過去50年で約2倍に増加。
- 我が国の1人1年当たりの食用魚介類の消費量は、平成13（2001）年をピークに減少傾向。
- 1人1日当たりのタンパク質消費量を見ると、動物性タンパク質のうち、畜産物は増加する一方、水産物は2000年代以降大きく減少。

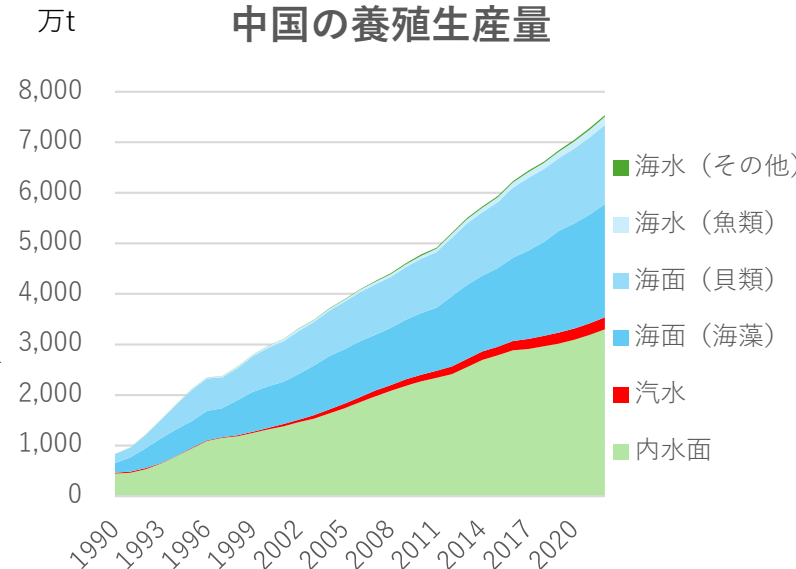
漁業・養殖業の生産量の推移

- EU・英国、米国、日本等の先進国・地域は過去20年程度の間、概ね横ばいから減少傾向で推移している一方、インドネシア、ベトナムをはじめとするアジアの開発途上国で漁獲量が増大。
- 養殖業生産量を国別にみると、中国及びインドネシアの増加が顕著。
 - ・ 中国：海面では海藻類及び貝類、内水面ではコイ類の生産量が増加
 - ・ インドネシア：海面や汽水域では海藻類、内水面ではティラピア、ナマズ類の生産量が増加

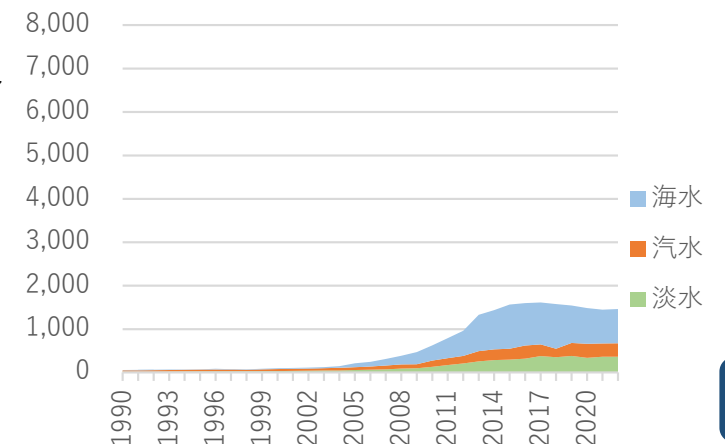
国別世界の漁業・養殖業生産量の推移



中国の養殖生産量



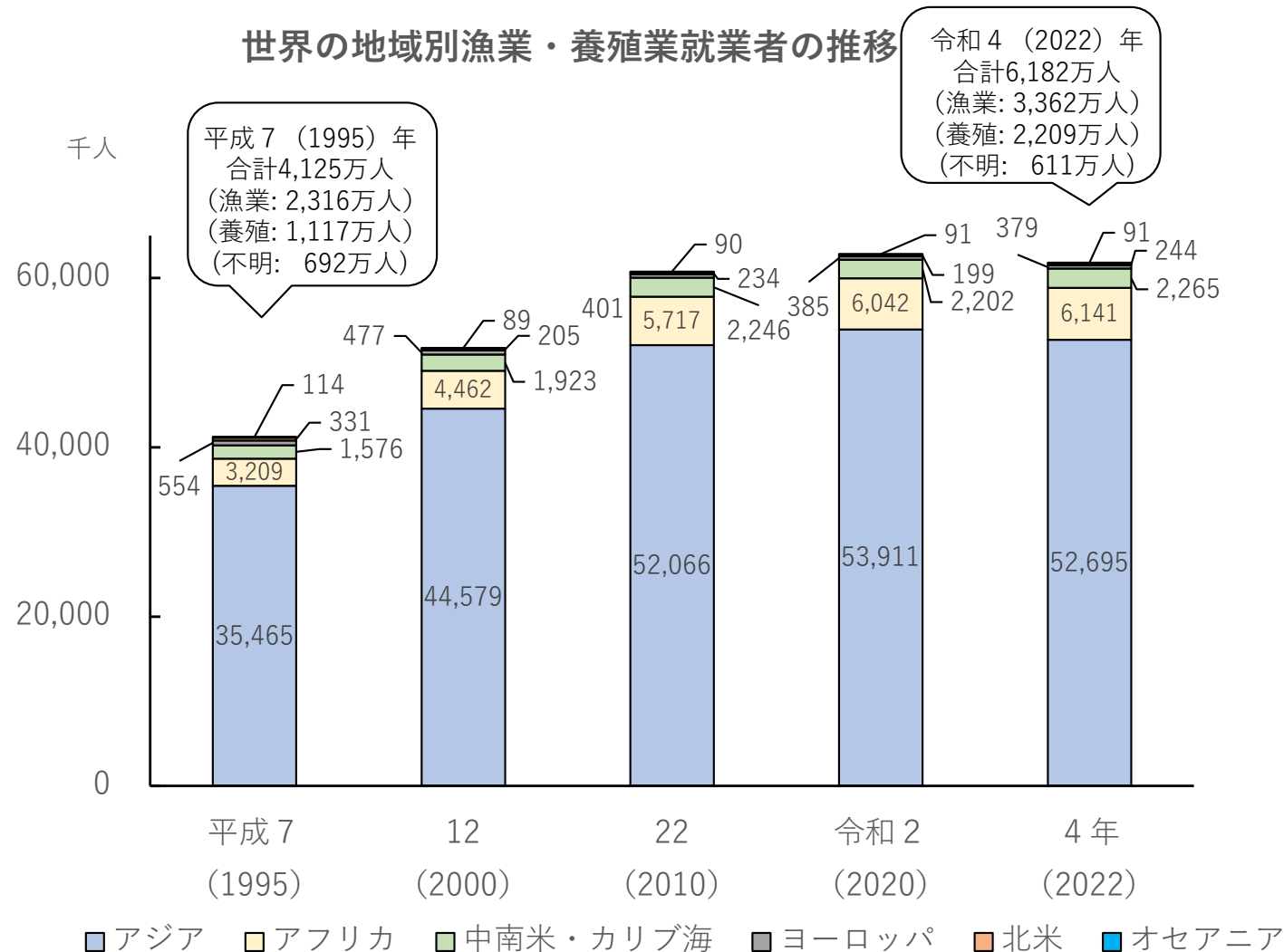
インドネシアの養殖生産量



資料: FAO「Fishstat（Global capture production, Global aquaculture production）」（日本以外）
及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計」（日本）に基づき水産庁で作成。

国・地域別の漁業・養殖業従事者数の推移

- 世界の漁業・養殖業の従事者数は令和 2（2020）年までは増加傾向であったが、全体の 8 割以上を占めるアジアの漁業・養殖業就業者数が新型コロナウイルス感染症の影響等により減少に転じたことによって、令和 4（2022）年は減少。
- 一方で、アジアの漁業・養殖業生産量は増加し続けており、労働生産性が徐々に向上していることが読み取れる。

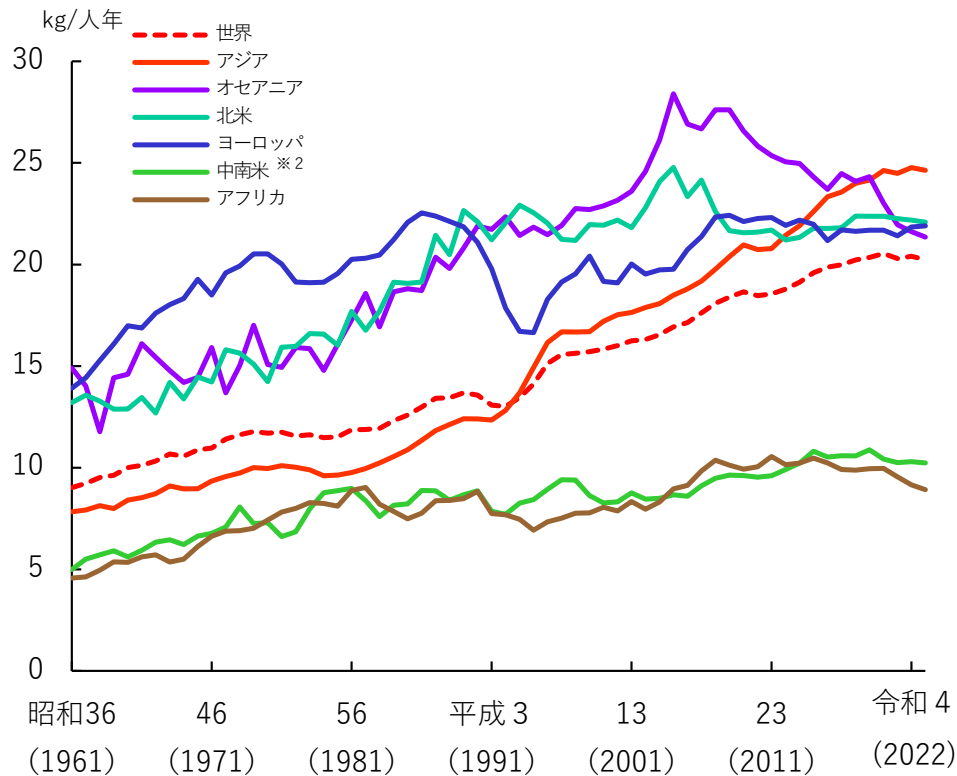


資料: FAO「The State of World Fisheries and Aquaculture 2024」

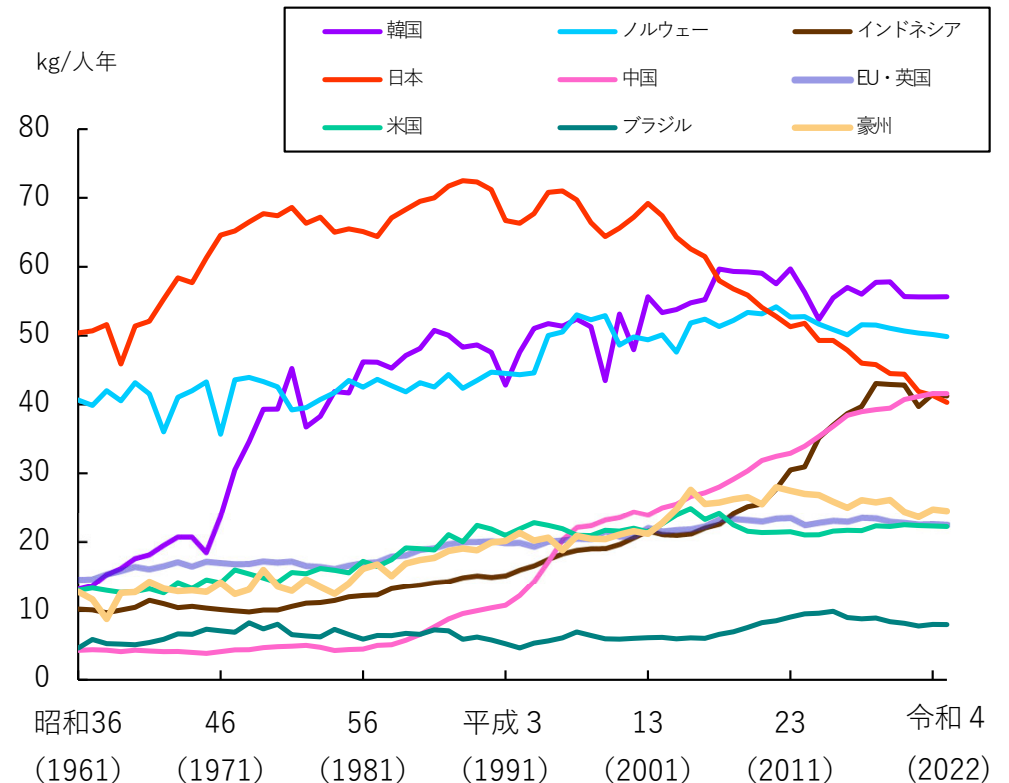
世界の水産物消費の動向

- 世界の1人1年当たりの食用魚介類の消費量は、総じて増加傾向にあり、過去50年で約2倍に増加。
- FAOの報告では、中国やインドネシア等の経済発展とともに、淡水魚をはじめとする養殖魚介類の生産拡大に伴う単価低下と国内消費が進んだこともあり、特にアジアにおける1人1年当たり食用魚介類の消費量増加が顕著。
- 我が国の魚介類の1人1年当たり消費量は減少傾向。
- 国連の予測によれば令和32（2050）年の世界の人口は97億人と、令和5（2023）年の81億人から2割増加するとされており、世界の水産物の総需要量は今後も増加していくことが見込まれ、水産物の世界的な需給が逼迫する可能性。

世界の1人1年当たり食用魚介類の消費量推移（粗食料※1ベース）



世界の魚介類の1人1年当たり消費量の推移（主要国別※3）（粗食料ベース）



資料：FAO「Food Balance Sheets」（日本以外の国）及び農林水産省「食料需給表」（日本）に基づき水産庁で作成。

※1：粗食料とは、廃棄される部分も含んだ食用魚介類の数量。

※2：中南米は、カリブ海地域を含む。

※3：世界各地域から最も人口が多い国を選択。アジアは我が国の他、漁業が盛んな国を選択。

我が国の水産物消費の動向

- もともと日本人は植物性タンパク質を多く摂取してきたが、昭和60（1985）年頃に逆転し、以後、動物性タンパク質の摂取が多い状態。動物性タンパク質のうち、畜産物は増加する一方、水産物は2000年代以降大きく減少。
- 我が国の食用魚介類の1人1年当たりの消費量は、平成13（2001）年度の40.2kgをピークに減少傾向にあり、令和5（2023）年度は21.7kgまで減少（令和6（2024）年度の概算値では21.3kgと更に減少）。
- 肉類の1人1年当たりの消費量は増加傾向にあり、平成23年度以降は食用魚介類の消費量は肉類を下回っている。

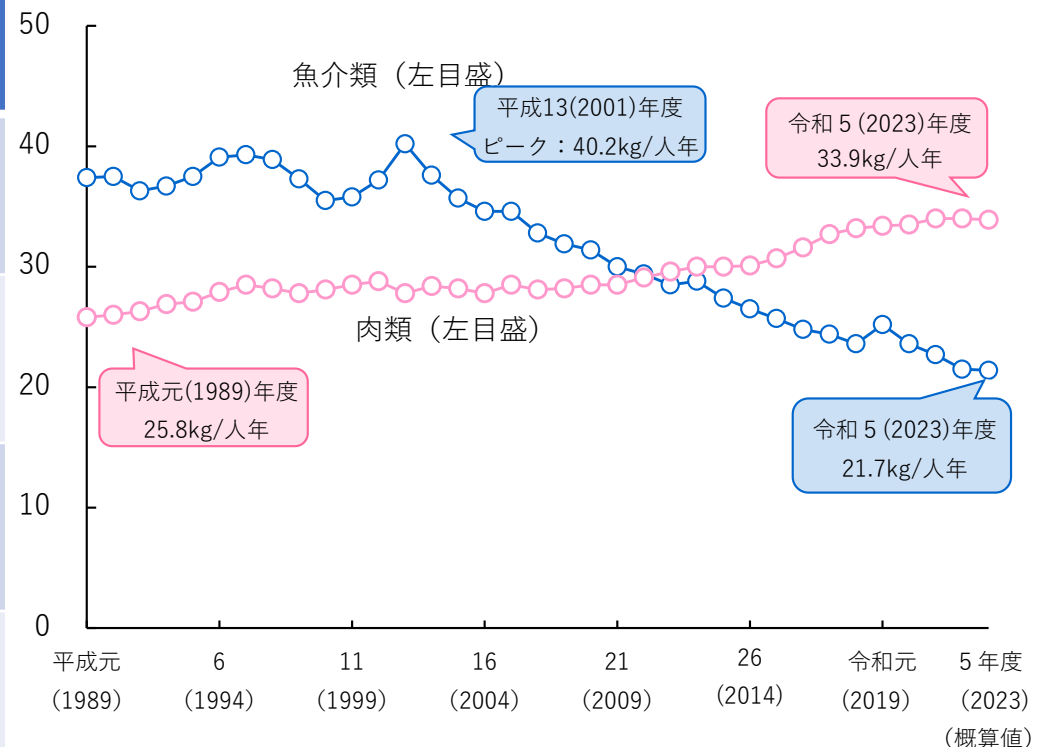
我が国の食用魚介類、肉類及び植物のタンパク質の 1人1日当たり消費量の推移

g/人日

年度	動物性 タンパク質 (水産物)	動物性 タンパク質 (畜産物)	動物性 タンパク質 (乳製品)	植物性 タンパク質	合計
昭和40 (1965)	15.5 (20.7%)	8.7 (11.6%)	3.0 (4.0%)	49.1 (65.5%)	75.0
昭和60 (1985)	18.8 (22.9%)	16.4 (20.0%)	6.2 (7.6%)	40.9 (49.8%)	82.0
平成17 (2005)	18.3 (21.8%)	19.9 (23.7%)	8.0 (9.5%)	37.7 (45.0%)	84.0
令和5 (2023)	11.6 (15.4%)	22.6 (29.9%)	7.9 (10.5%)	33.4 (44.2%)	75.5

我が国の食用魚介類及び肉類の 1人1年当たり消費量（粗食料ベース）の推移

kg/人年



2. 我が国の漁業・養殖業の状況

(1) 我が国漁業の動向

- 海面漁業生産量は1980年代以降、大きく減少。近年、海洋環境の変化等の影響によるサケ、サンマ等の不漁もあり、生産量の減少傾向は継続。
- 生産額は、単価の向上もあり、近年増加傾向。

(2) 魚種別漁獲量の推移・漁業種類別の漁業生産力

- 遠洋・沖合ではカツオ、イワシ、サバ等の多獲性魚種を主対象とする漁業の1経営体・1隻当たりの漁獲量が多い一方で、沿岸・地先では多種多様な魚種を少量漁獲する漁業種類が多い。

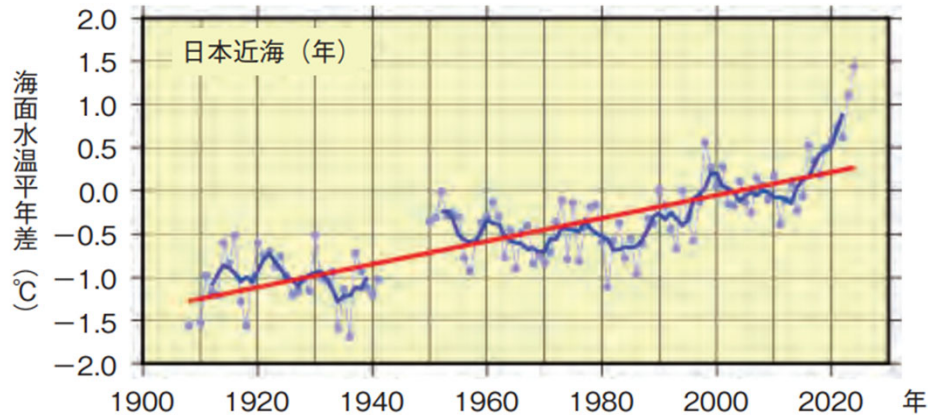
(3) 我が国海面養殖業の動向

- 養殖生産量は、海面魚類ではおおむね横ばい、貝類及び藻類では減少傾向。
- 生産量は減少傾向である一方で、生産額は増加傾向。
- 魚類養殖業では、エサ代が最大の支出。配合飼料原料の4割を魚粉が占めており、その半分以上を輸入魚粉に依存。

海洋環境の変化の状況

- 日本の漁業は、これまでに見られなかった大きな海洋環境の変化を受けている。
- 日本周辺の海水温は100年で1.33度上昇。これは世界平均（+0.62度/100年）に比べて上昇幅が大きな状況。

日本近海の平均海面水温の推移

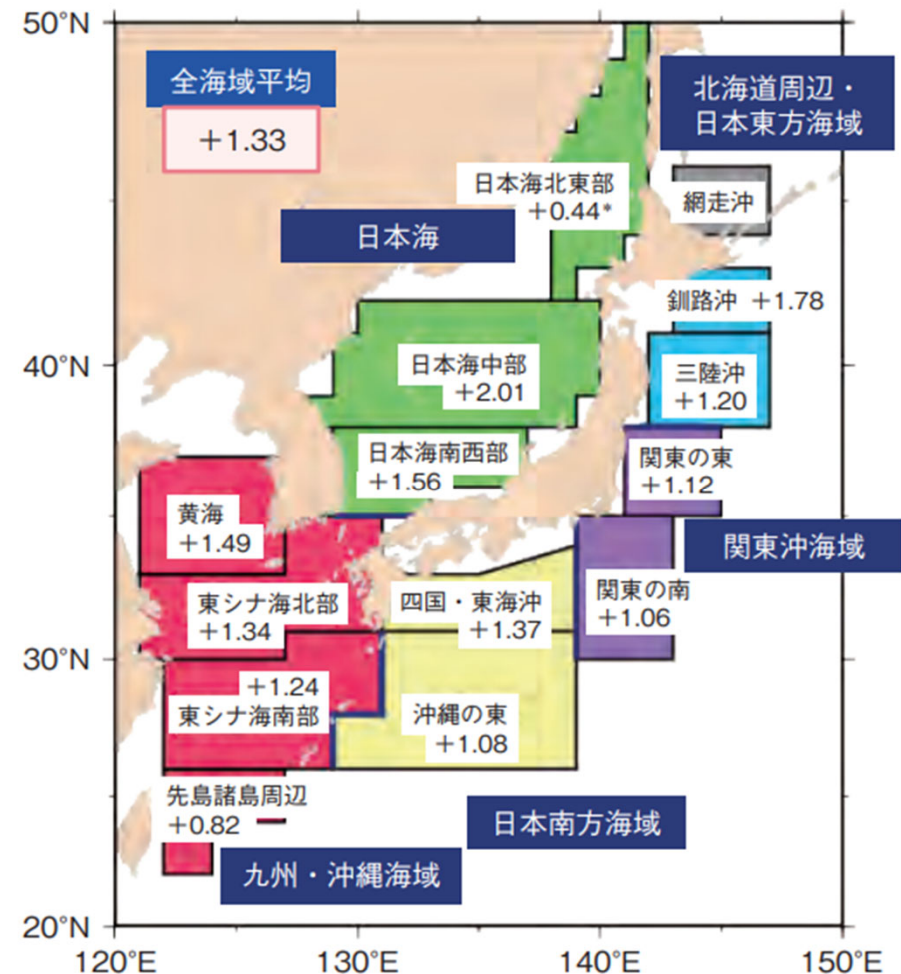


資料：気象庁「海面水温の長期変化傾向（日本近海）」

注：図の青丸は各年の平均差を、青の太い実線は5年移動平均値を示す。
赤の太い実線は長期変化傾向を示す。

世界平均は0.62度

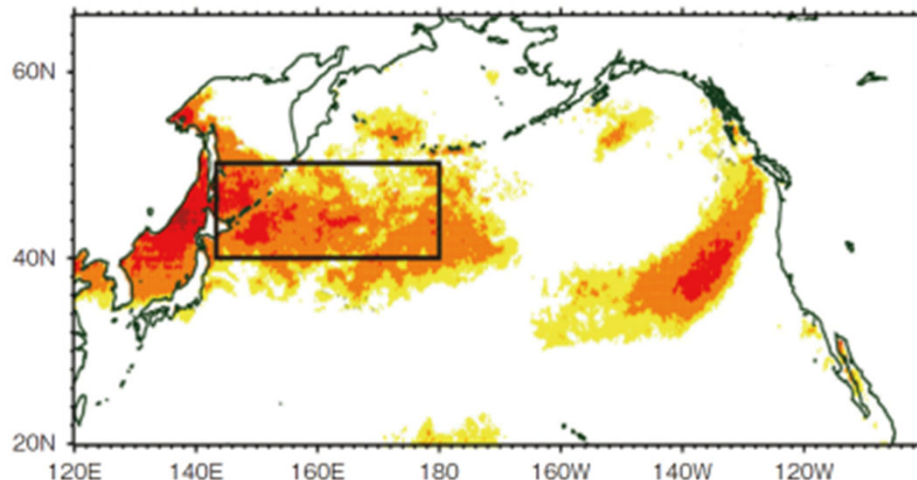
日本近海の海域平均海面水温の上昇幅



資料：気象庁「海面水温の長期変化傾向（日本近海）」

注：図中の値は信頼度水準99%以上で統計に有意な値を、「*」を付与した値は95%以上で優位な値を示す。

北西太平洋で確認された海洋熱波



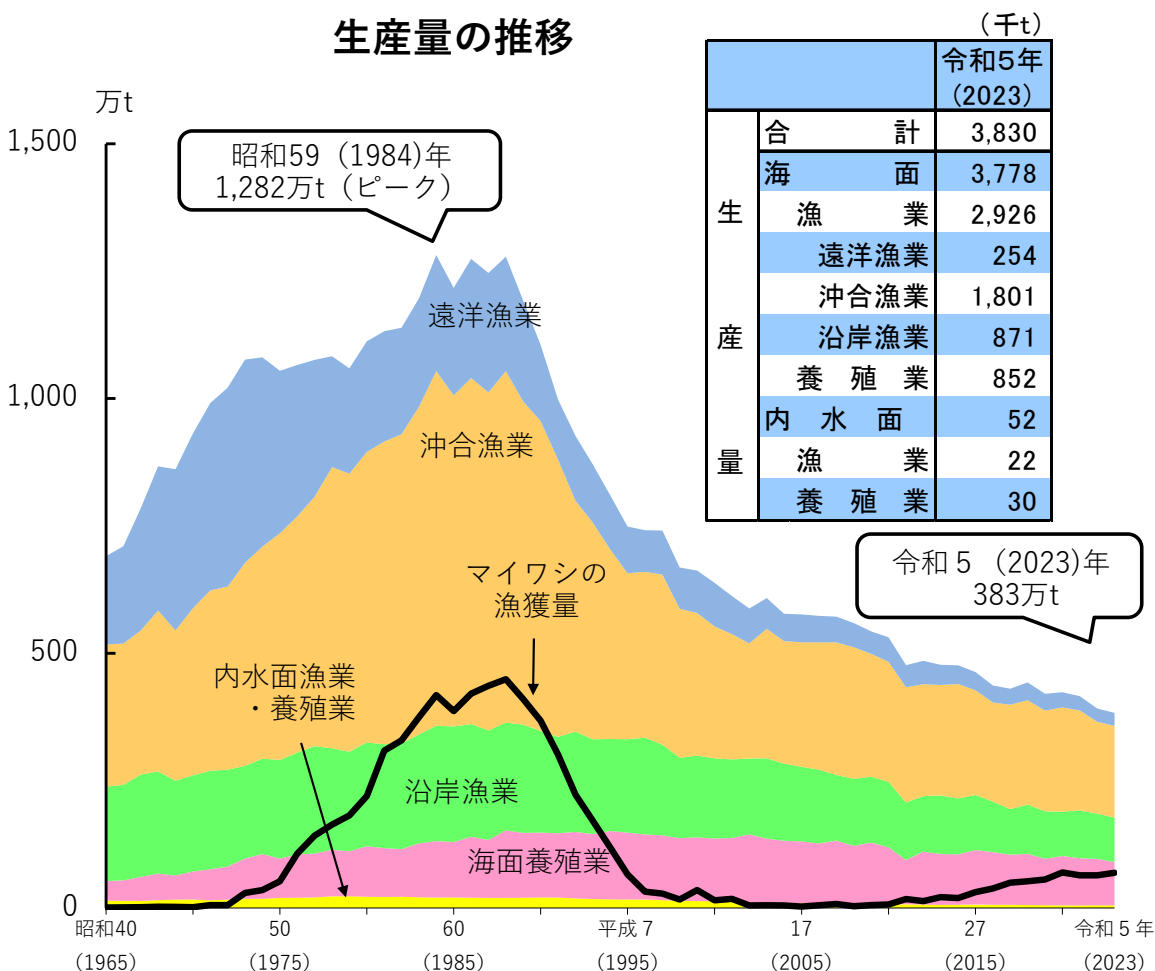
資料：原著論文 Kuroda and Setou (2021) Remote Sens. 13, 3989より抜粋。

注：図中の色は、2021年7月30日の海洋熱波の強度（30年間の日別水温からの差を規格化）を示す。黒枠の領域での2021年7～8月の海洋熱波は、昭和57（1982）年以降で最大であった。

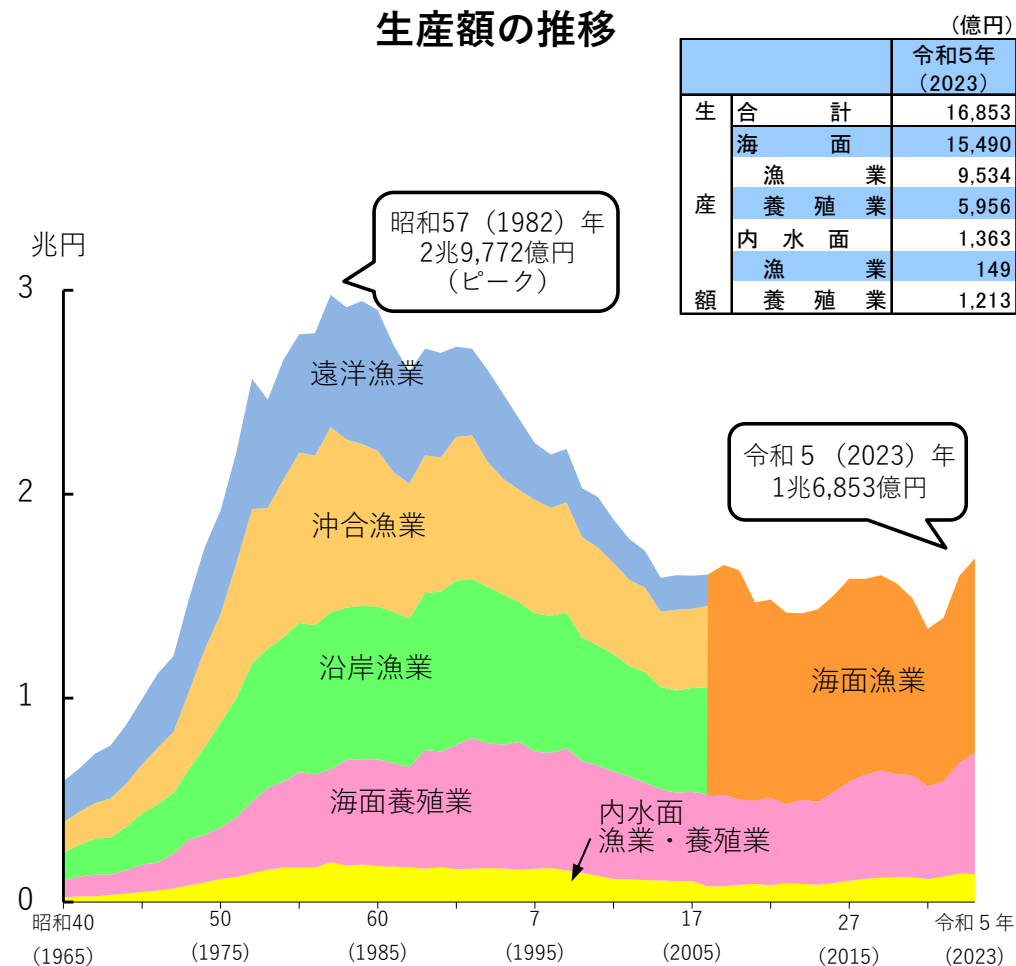
我が国の漁業・養殖業の動向

- 我が国の漁業は、戦後、沿岸から沖合へ、沖合から遠洋へと漁場を拡大することで発展したが、世界各国の排他的経済水域の設定による遠洋漁業の縮小、昭和63（1988）年頃からのマイワシの大幅な減少を除いても生産量は大きく減少。
- 近年、海洋環境の変化等の影響によるサケ、サンマ等の不漁もあり、生産量の減少傾向は継続。

生産量の推移



生産額の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

注：漁業・養殖業生産量の内訳である「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」は、平成19（2007）年から漁船のトン数階層別の漁獲量の調査を実施しないこととしたため、平成19（2007）～22（2010）年までの数値は推計値であり、平成23（2011）年以降の調査については「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」に属する漁業種類ごとの漁獲量を積み上げたものである。

資料：農林水産省「漁業産出額」に基づき水産庁で作成。

- 注：1）漁業生産額は、漁業産出額（漁業・養殖業の生産量に産地市場卸売価格等を乗じて推計したもの）に種苗の生産額を加算したもの。
2）海面漁業の部門別産出額については、平成19（2007）年から取りまとめを廃止した。

漁業種類別の漁業生産力

- 遠洋において大型漁船でカツオ、マグロ類を漁獲する漁業や、沖合でイワシ、アジ、サバ等の多獲性魚種を主対象とする漁業は、1経営体・1隻当たりの漁獲量が多い。
- 沿岸・地先では多種多様な魚種を少量漁獲する漁業が多く営まれている。

	漁業種類名	概要	主な魚種	生産量 (トン)	経営体数 (経営体)	漁業従事者数 (人)	漁船数 (隻)	1経営体当たり 生産量 (トン/経営体)	1漁業従事者 当たり生産量 (トン/人)	漁船1隻当たり 生産量 (トン/隻)
遠洋	海外まき網 【大臣許可】	北緯20以南の太平洋にてかつお・まぐろ類をまき網で漁獲する漁業	カツオ、キハダ等	143,796	9	684	26	15,977.3	210.2	5,530.6
	遠洋まぐろはえ縄 【大臣許可】	主に公海上ではえ縄によりまぐろ類を漁獲する漁業	大西洋クロマグロ、シママグロ、メバチ、キハダ、ビンナガ等	62,086	50	2,704	127	1,241.7	23.0	488.9
沖合	沖合底びき網 【大臣許可】	周辺水域で底びき網を使用して行う漁業(15t以上)	スズキダイ、ホッケ、カレイ、ズワイガニ等	217,826	226	2,136	273	963.8	102.0	797.9
	大中型まき網 【大臣許可】	周辺水域等でまき網を使用して行う漁業(40t以上)	サバ、イワシ、アジ、ブリ、カツオ、クロマグロ等	685,358	57	3,054	332	12,023.8	224.4	2,064.3
	さんま棒受け網 【大臣許可】	周辺水域等で棒受網を使用してさんまを獲る漁業(10t以上)	さんま	25,710	54	758	65	476.1	33.9	395.5
沿岸・地先沖合	中型まき網等 【知事許可】	沿岸水域でまき網を使用して行う漁業(5t以上40t未満)等	サバ、イワシ、アジ等	351,437	254	2,999	1,003	1,383.6	117.2	350.4
	小型底びき網 【知事許可】	沿岸水域で底びき網を使用して行う漁業(15t未満)	ホタテガイ、マダイ、ヒラメ、カレイ類、スズキダイ等	396,902	4,999	7,434	5,214	79.4	53.4	76.1
	刺網 【知事許可】	刺し網(かじき等流し網等以外)を使用して行う漁業	ヒラメ、カレイ類、ニシ、マダラ、スズキダイ等	116,984	7,908	10,044	6,727	14.8	11.6	17.4
	大型定置網 【漁業権】	沿岸水域で定置網を使用して行う漁業(設置水深27m以上)	イワシ、サバ、アジ、ブリ、クロマグロ等	262,675	366	4,260	958	717.7	61.7	274.2

資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」（漁獲量（令和5（2023）年）、「2023年漁業センサス」（経営体数、漁業者数、漁船数）

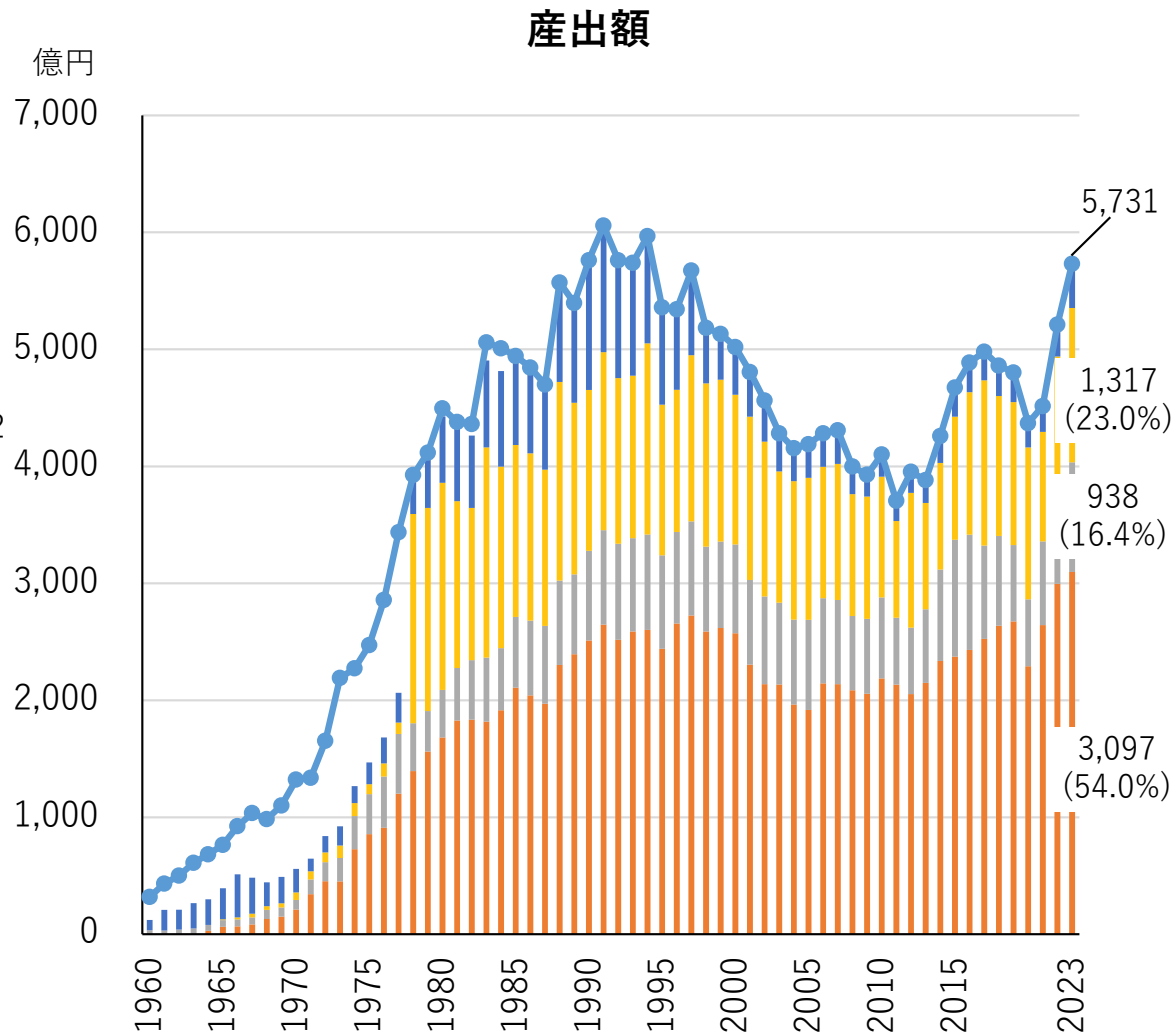
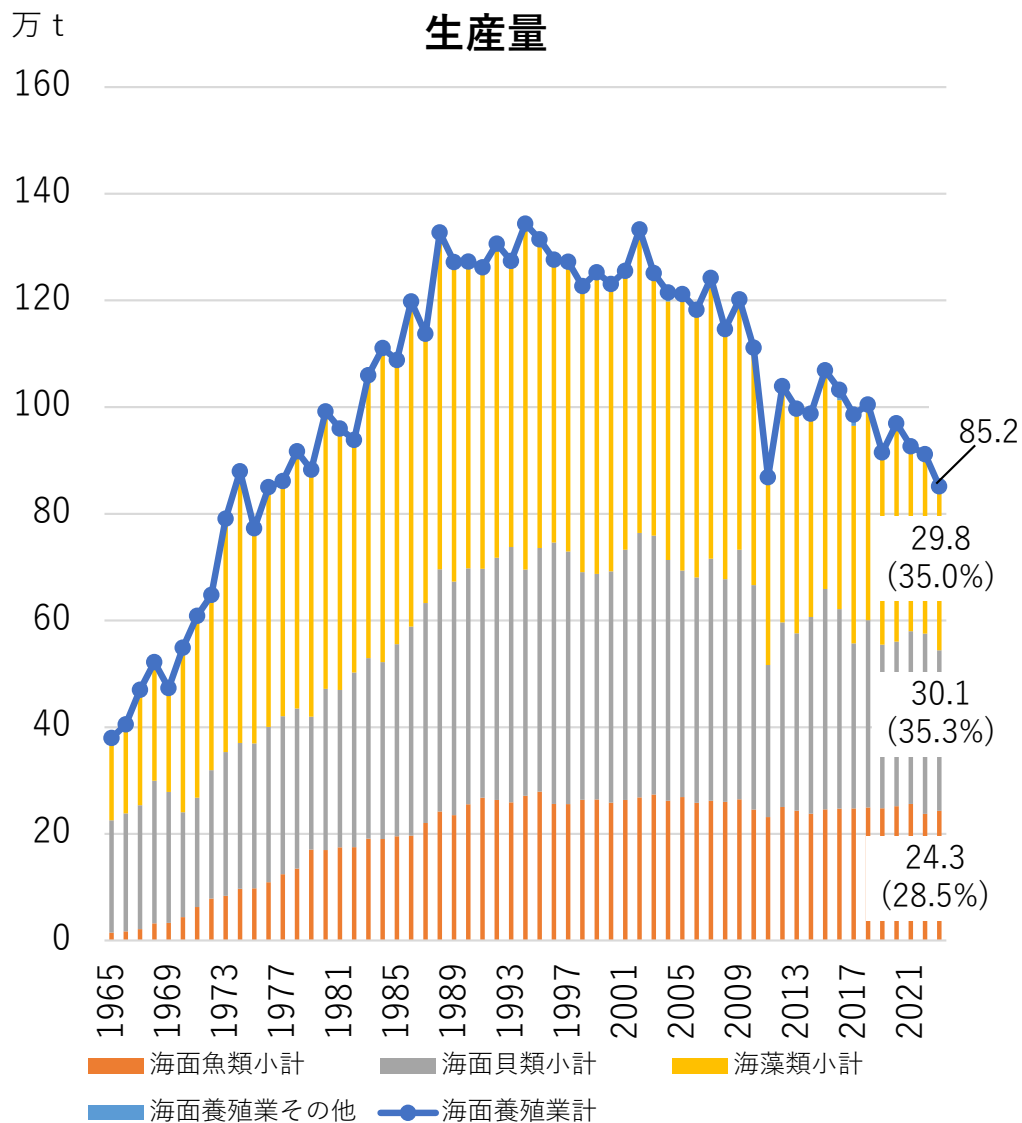
注：1）「海外まき網」の数値は漁業センサス上の「1 そうまき遠洋かつお・まぐろ漁業」の数値。

2）「漁業者数」のうち、我が国の漁業全体以外の値については、令和5（2023）年11月1日時点の海上作業従事者数であり、経営体数より少ない場合がある。

3）「大中型まき網漁業」、「中型まき網漁業」の数値は、付属船を含む。

我が国の海面養殖業の動向

- 我が国養殖業の生産量の95%以上を占める海面養殖業について、令和5（2023）年の生産量は85.2万トン、産出額は5,731億円。
- 魚類の生産量は28.5%であるが、産出額においては全体の54.0%を占める。



出典：農林水産省「海面漁業生産統計調査」及び「漁業産出額」

戦略的養殖品目の成果目標と達成状況

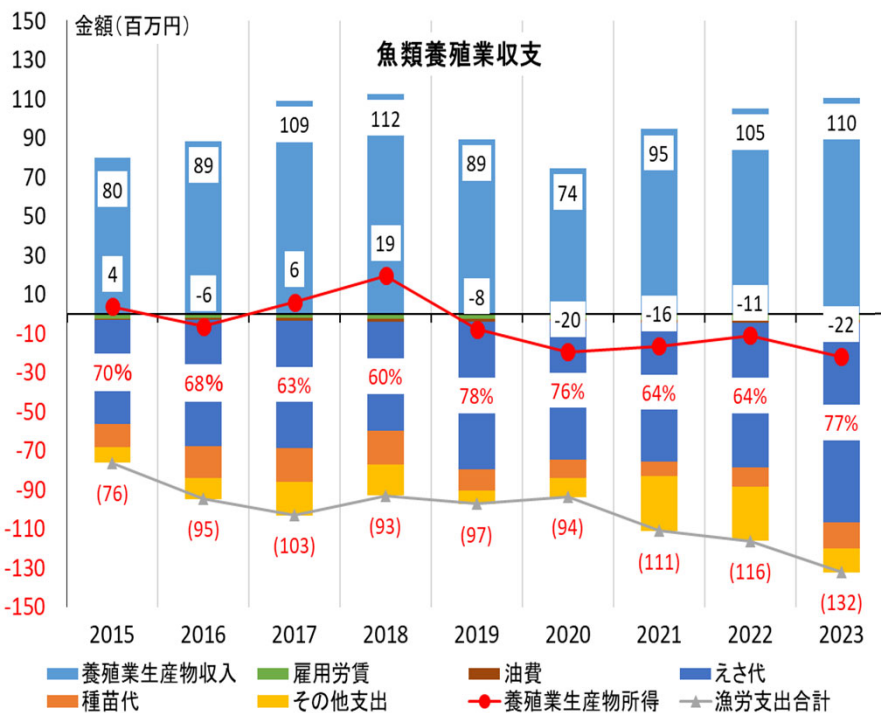
- 将来、国内外で需要が量的・地域的に拡大が見込まれること、現在又は将来の生産環境を考慮して我が国養殖業の強みを生かせる養殖品目を戦略的養殖品目として設定。

戦略的 養殖品目	2030年目標		2024年実績	
	生産量	輸出額	生産量	輸出額
ブリ類	24万トン	736億円	13.2万トン	528億円
マダイ	11万トン	204億円	6.8万トン	80億円
クロマグロ	2万トン	－	1.9万トン	
サケ・マス類	3～4万トン	－	2.4万トン	
新魚種（ハタ類等）	1～2万トン	－	0.7万トン	
ホタテガイ	21万トン	1,385億円	11.9万トン	906億円
真珠	200億円※ (2027年)	472億円	280億円 (2023年実績)	412億円

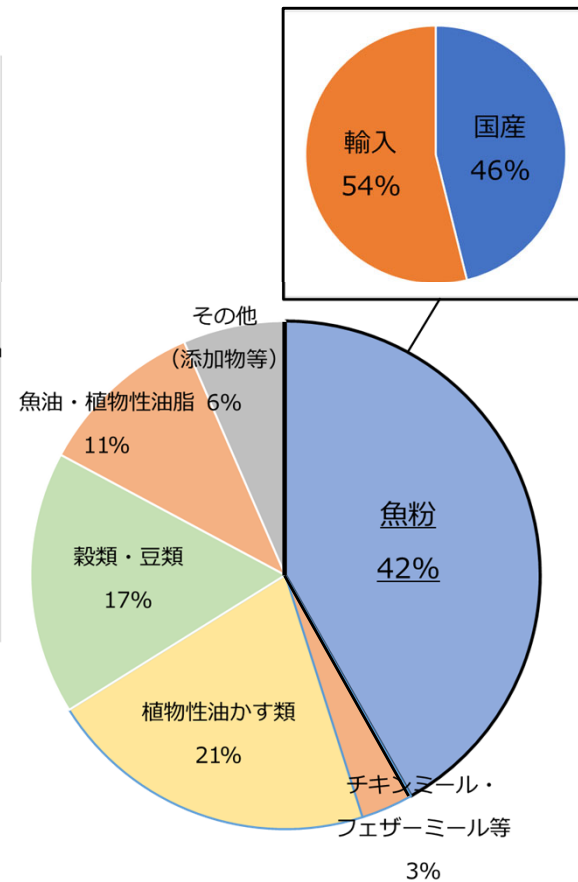
※：真珠の生産目標については、真珠の振興に関する法律第2条第1項の規定に基づく「真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する基本方針」に基づき、平成39年の真珠養殖業の生産額の目標が200億円と定められているため、当該生産額を目標とする。
また、真珠の生産目標のみ2023年の実績。

養殖用配合飼料について

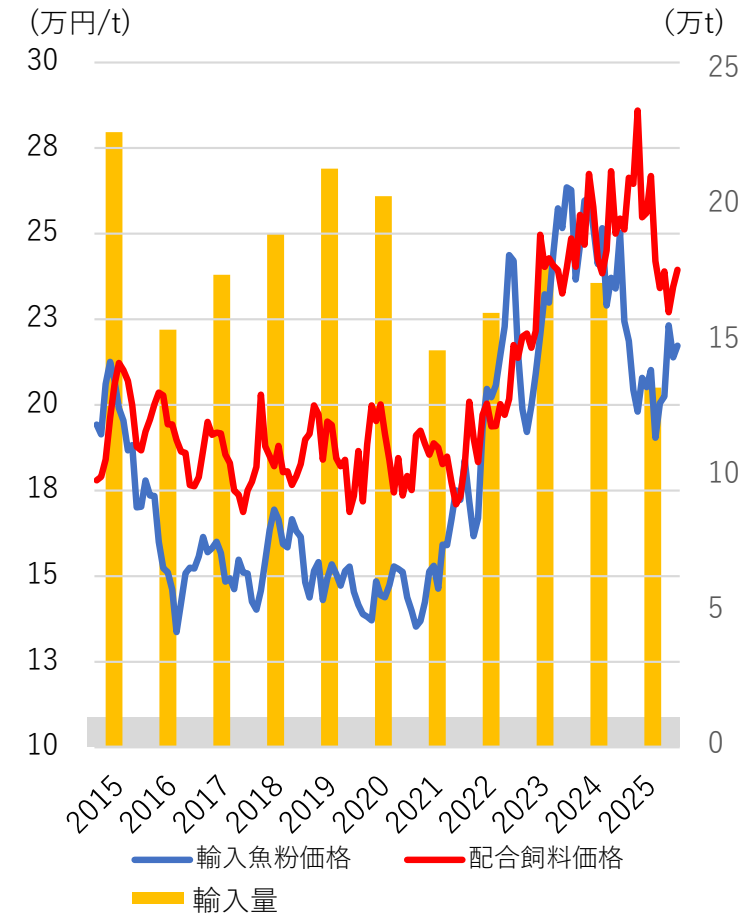
- 魚類養殖業は支出に占める生産資材代（特にエサ代）の割合が6～7割を占める。配合飼料原料の4割を魚粉が占めており、その半分以上を輸入魚粉に依存。漁労収支はほぼ均衡を保っていたが、近年は漁労支出がやや上回る状態。
- 配合飼料価格の変動に大きな影響を与える輸入魚粉価格は、海外需要の高まりや為替の影響を受けて、令和4（2022）年頃から上昇傾向にあり、配合飼料価格も高騰。



配合飼料の原料割合



配合飼料価格及び輸入魚粉価格の推移



3. 漁業・養殖業就業者等の状況

(1) 就業者数

- ・ 令和5(2023)年の漁業就業者数は、現行基本計画の検討時（令和3(2021)年）に予測した以上に減少。このままの傾向で減少すると、令和35(2053)年には現在の半分以下まで減少する見込み。
- ・ 新規就業者は近年1,700人程度と横ばい。

(2) 外国人労働者

- ・ 漁業・養殖業に従事する外国人の在留人数は、全体として増加傾向。

(3) 労働安全

- ・ 漁船漁業船員の労働災害発生率は減少傾向にあるが、一般船舶や陸上作業者（全産業）と比較すると、労働発生率は高い状況。

(4) 動力漁船数の推移・漁船年齢

- ・ 漁船隻数はこの30年間で半分以下に減少。
- ・ 建造から20年以上が太宗を占めており、漁船の高船齢化は深刻。

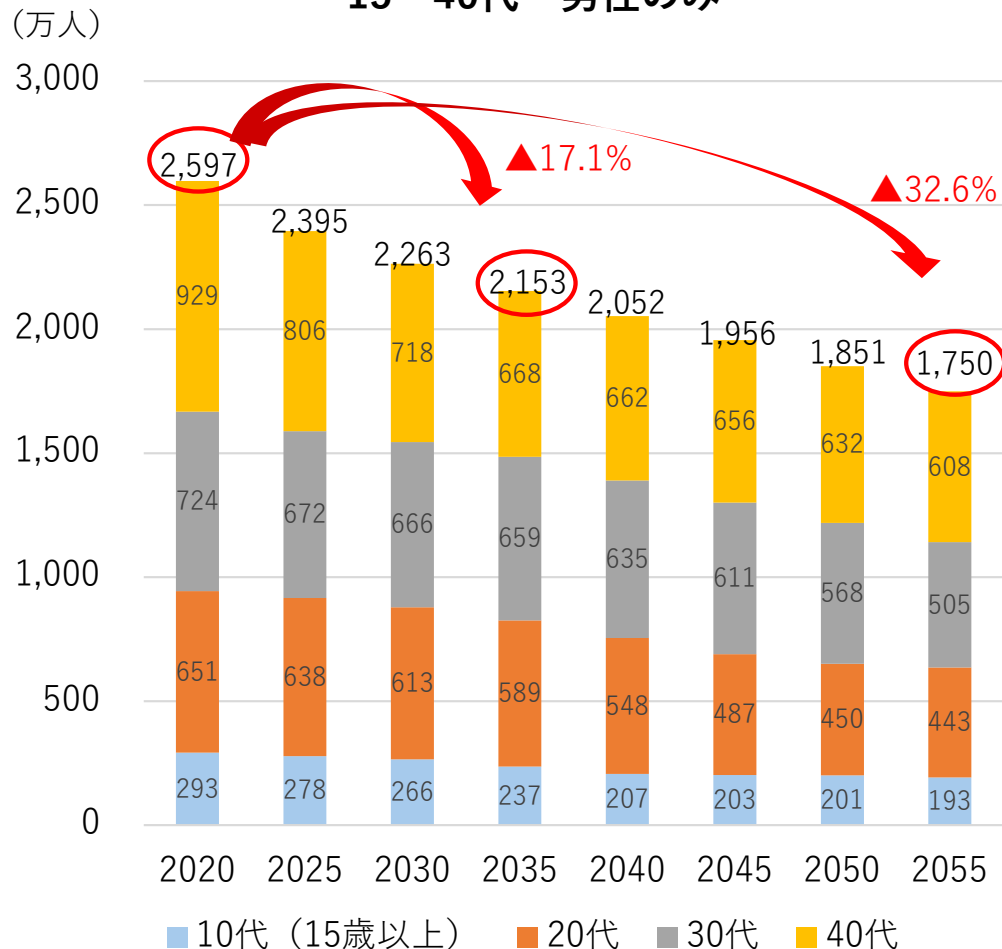
(5) 漁業資材の価格高騰

- ・ 漁業操業に必要な燃油や、漁船（鋼船）の建造に必要な鉄鋼など、漁業資材の価格は高騰。

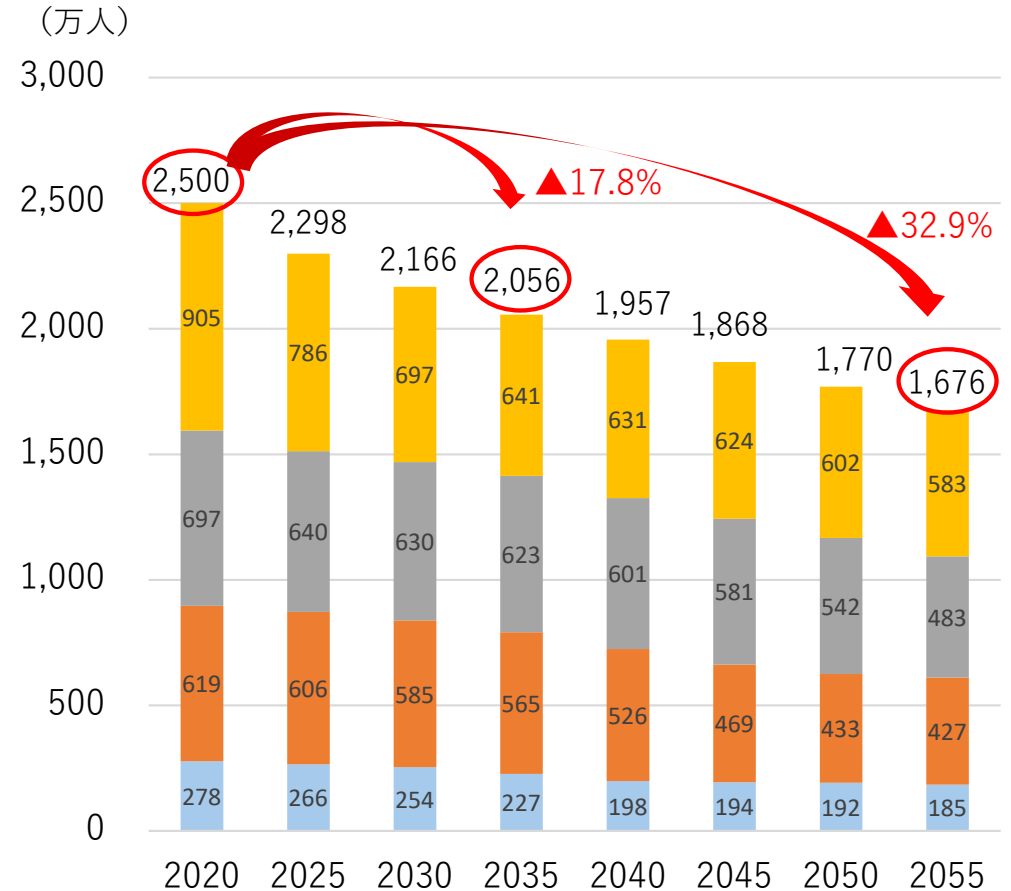
我が国の人口推移と将来予測

- 令和 2 (2020)年の我が国15歳以上の人口は約1.1億人であり、15～40代の男性と女性はそれぞれ約2.6千万人、約2.5千万人。
- 令和 2 (2020)年と令和17(2035)年及び令和37(2055)年の15～40代の推計人口は、男性で2,153万人及び1,750万人であり、女性で2,056万人及び1,676万人。減少率は、15～40代の人口は男女ともに17～18%、33%程度であり、労働力の確保が今後さらに厳しくなる見込み。

15～40代 男性のみ



15～40代 女性のみ



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（全国）」（令和 5 年4月時点）に基づき作成。

令和 2 年の国勢調査結果に基づき人口学的手法（コホート法）手法で、出生・死亡に関連する統計指標動向を数理モデル等により推計。

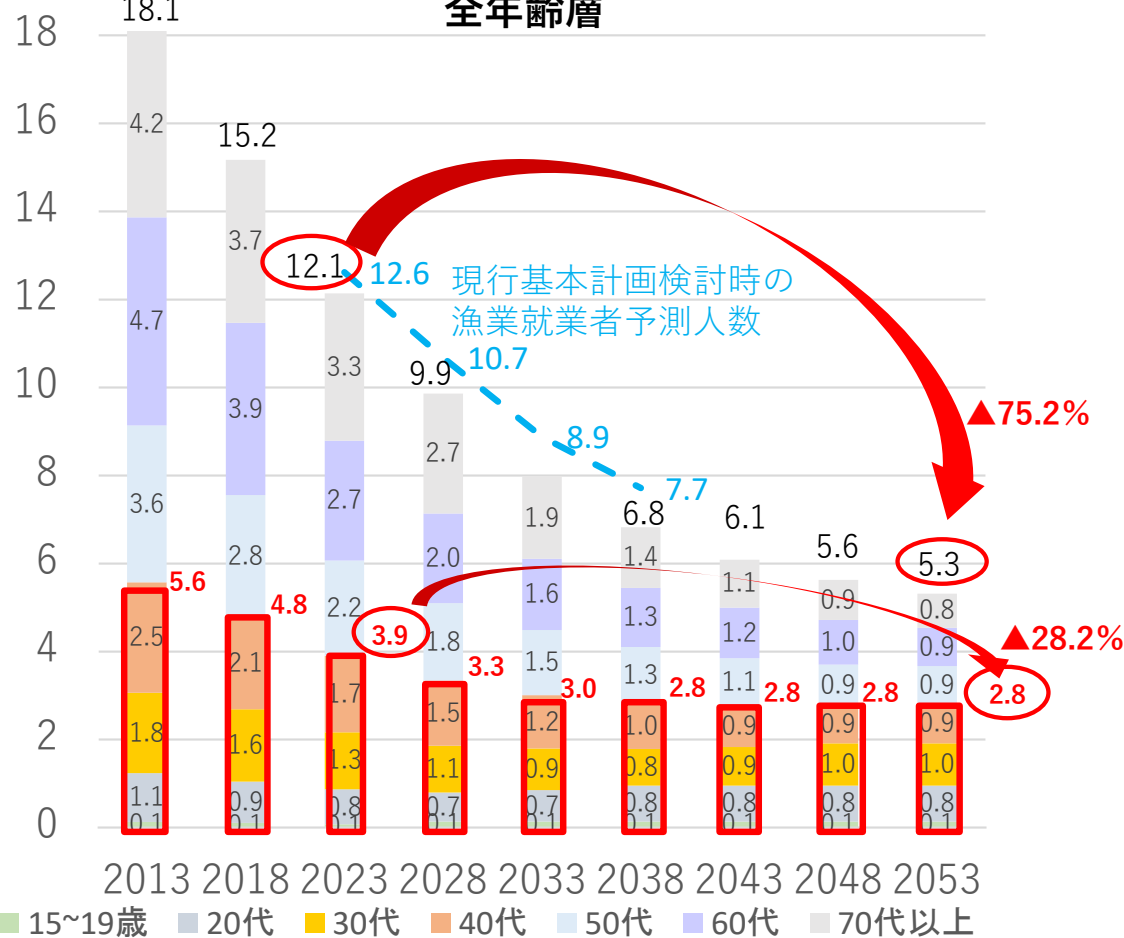
なお、出生・死亡の程度を中位と仮定。

漁業・養殖業の就業者数の推移

- 就業者数は、平成25(2013)年からの10年間で沿岸漁業は63%、沖合・遠洋漁業は68%に減少。養殖業も減少しているが80%にとどまっておき、漁業と比較すると減少は緩やか。
- 全年齢層では現行基本計画検討時の予測以上に減少しており、令和25(2053)年には令和5(2023)年比75.2%減の5.3万人に減少見込み。
- 新規就業者の太宗を占める15～40代における2053年の2023年比減少率は28.2%減であり、全年齢層と比較して減少は緩やか。

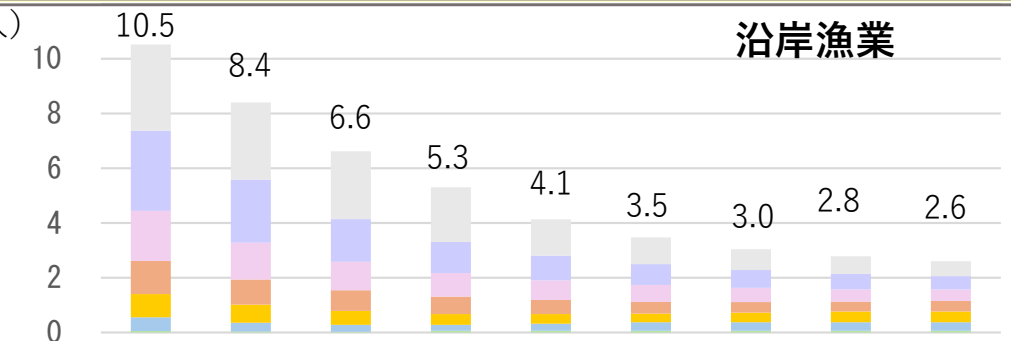
漁業就業者数（万人）

全年齢層

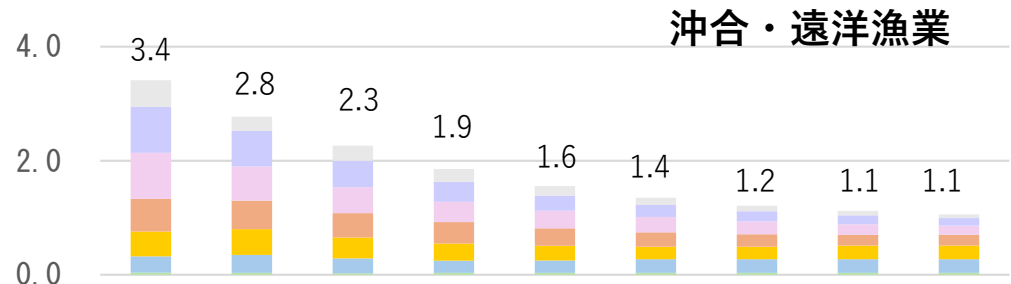


(万人)

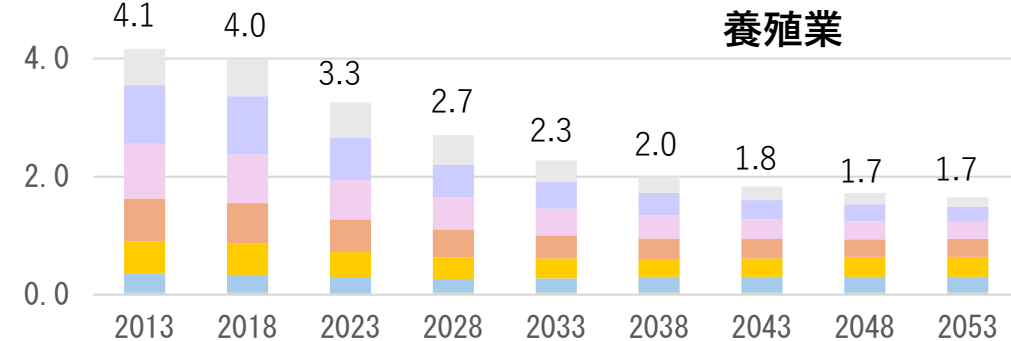
沿岸漁業



沖合・遠洋漁業



養殖業



資料：2013年、2018年及び2023年漁業センサスに基づき作成。

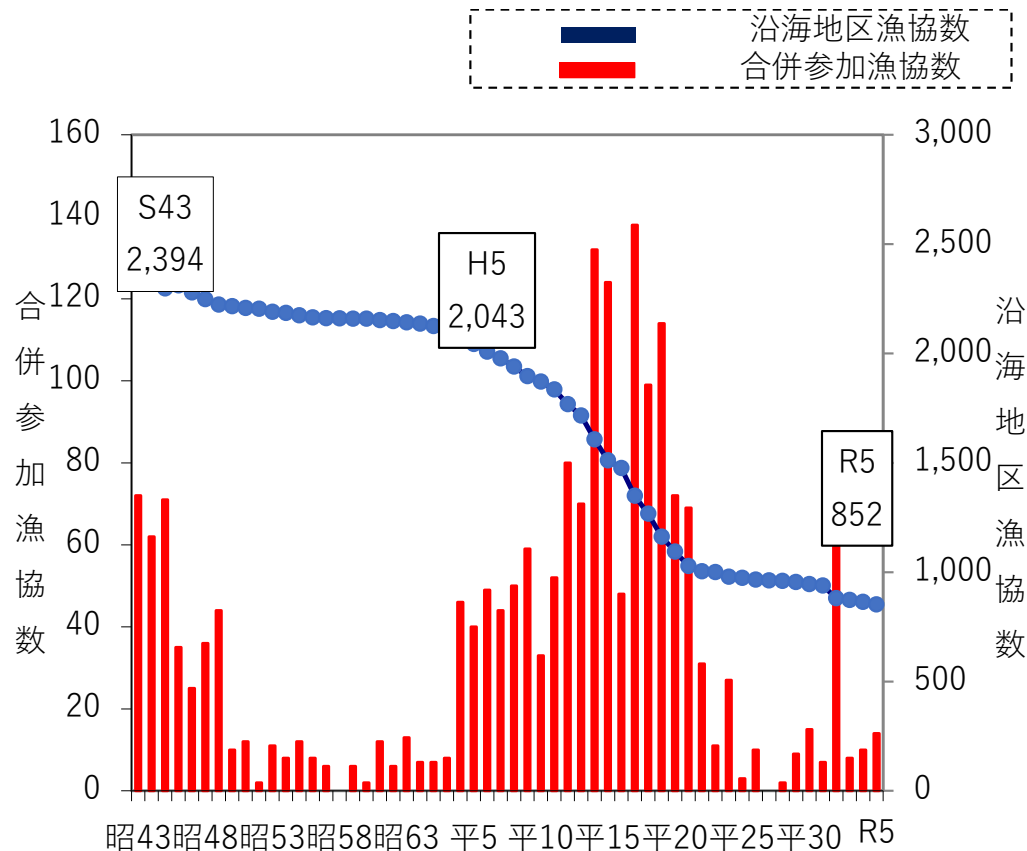
2018年に対する2023年の年齢階層ごとの変化率を算出し、5年ごとの漁業就業者数を予測。

※ 漁業就業者：満15歳以上で調査期日前1年間に自営漁業の海上作業に年間30日以上従事した者。

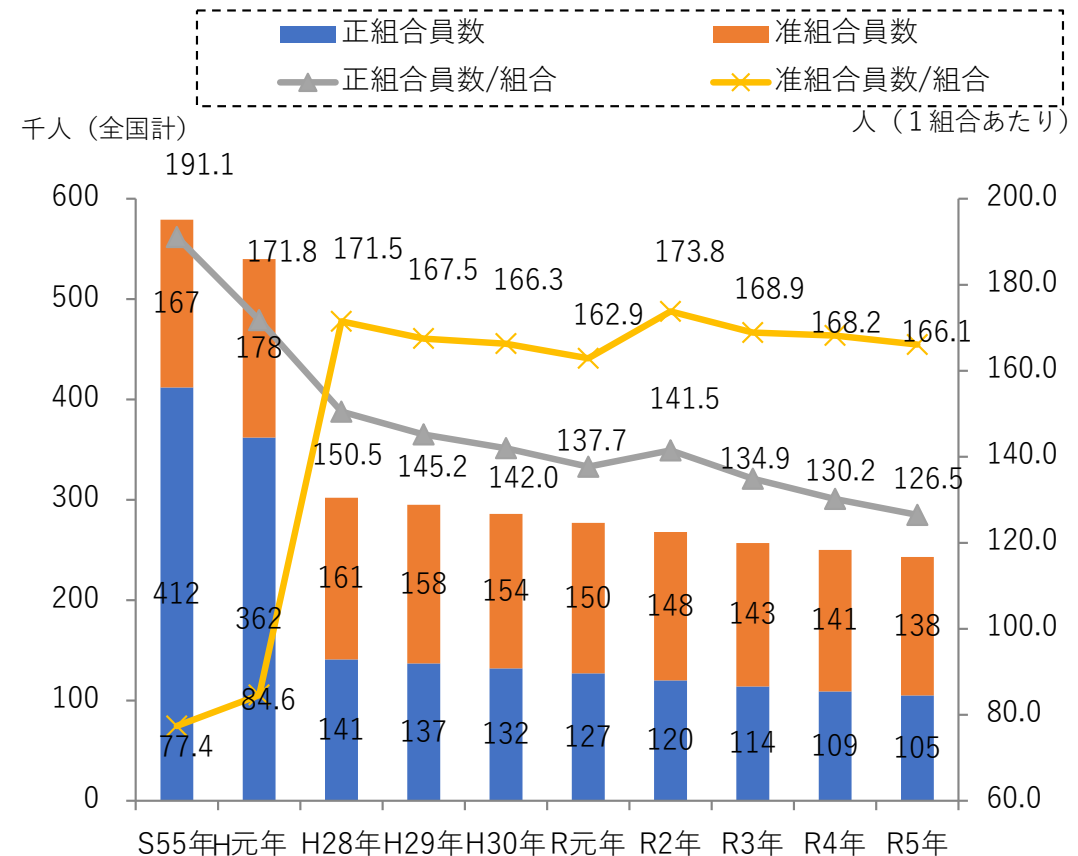
漁協の組合数・組合員数の推移

- 漁業協同組合（漁協）は、漁民等の経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進とを図るための協同組織であり、その行う事業によってその組合員のために直接の奉仕をすることを目的としている。
- 沿海地区漁協数は、合併により逐次減少し、令和5(2023)年度末時点で852組合。
- 組合員数は、漁業者の減少により、令和5年(2023)度末時点で正組合員が約10.5万人、准組合員は約13.8万人（平成25(2013)年度から正組合員数より准組合員数が上回る）。

沿海地区漁協数・合併参加漁協数



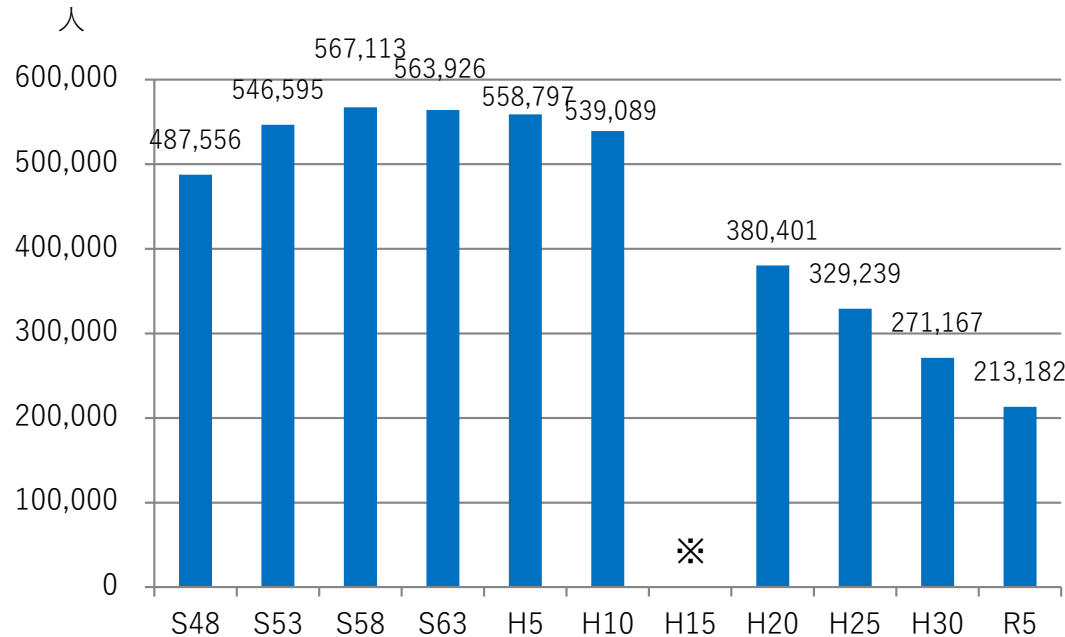
漁協の組合員数の推移[沿海地区漁協]



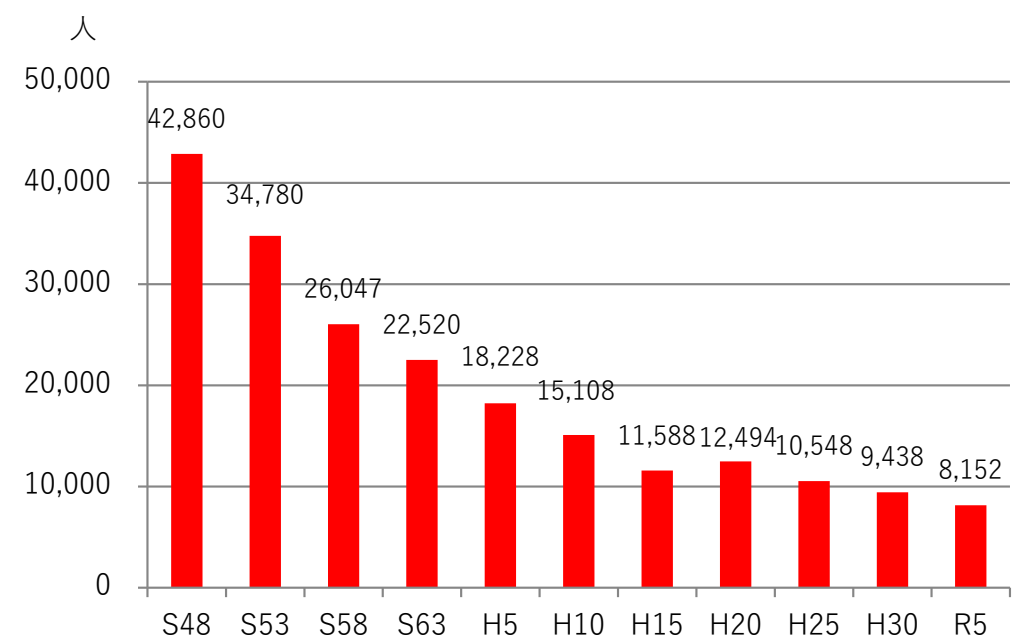
内水面漁業の状況

- 内水面漁業は水産物の供給といった本来機能に加え、自然環境や生態系の保全、国民が自然に親しむことができる釣り場や自然体験活動の場の提供等の多面的機能を有する。
- 内水面漁協の正組合員数は、昭和58(1983)年の約56万7千人をピークに、令和5(2023)年には約21万人まで減少。
- 内水面漁業の生産体制の脆弱化により、内水面水産資源の安定的な供給や内水面漁業の有する多面的機能の発揮に支障を来すことが懸念。

内水面漁協 正組合員数の推移



内水面養殖業 従事者数の推移



資料：農林水産省「漁業センサス」から作成

注1：※ 平成15年は調査されていない。

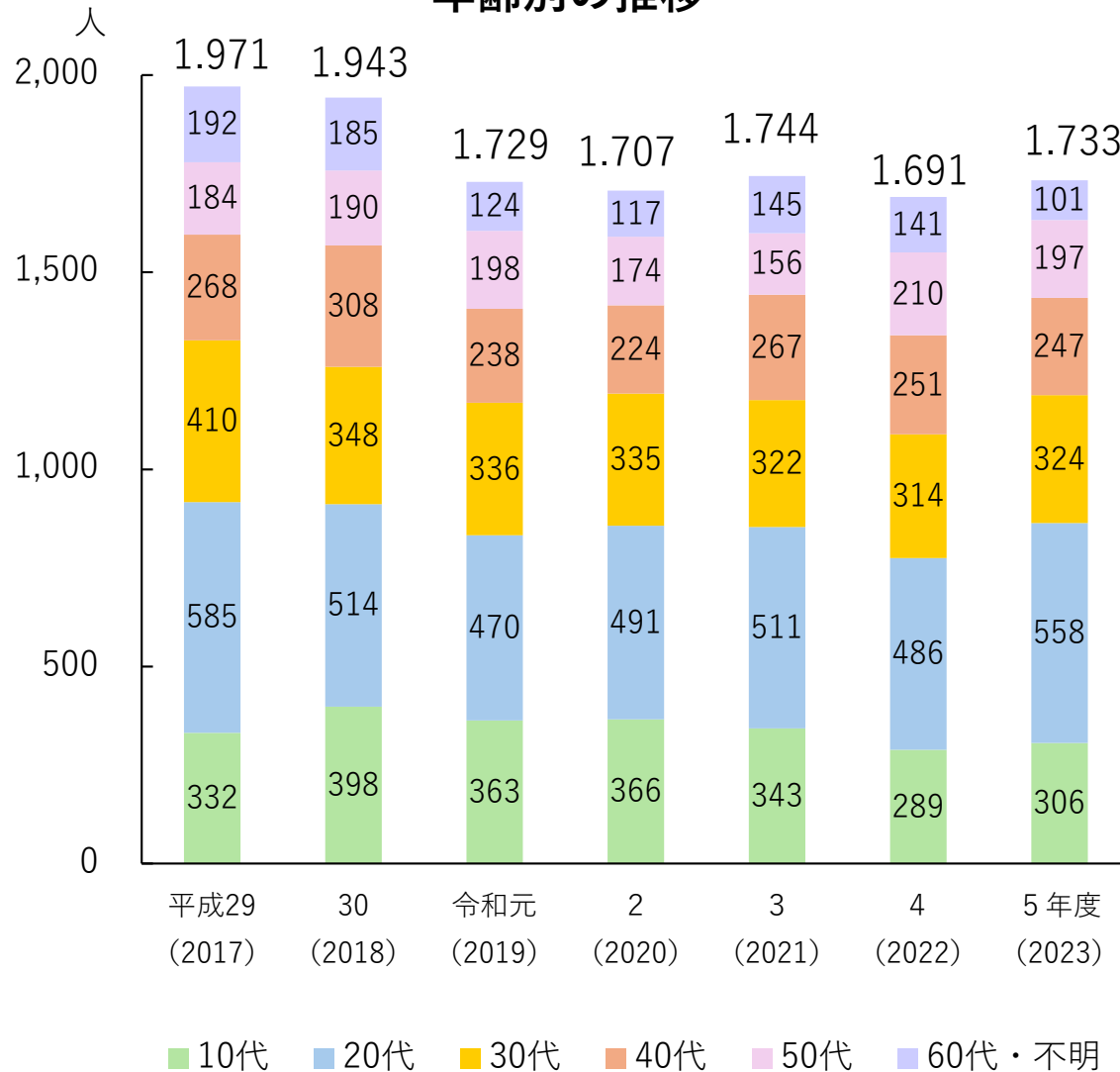
2：内水面漁協における正組合員とは、水産業協同組合法に規定される資格（組合の地区内に住所を有し、かつ、漁業を営み、若しくはこれに従事し、又は河川において水産動植物の採捕、養殖若しくは増殖をする日数が一年を通じて30日から90日までの間で定款で定める日数を超える個人）を有する者をいう。

3：内水面養殖業における従事者数とは、満15歳以上で日数にかかわらず過去1年間に養殖作業に従事した者をいい、特定の作業を行うために臨時的に従事した者も含む。

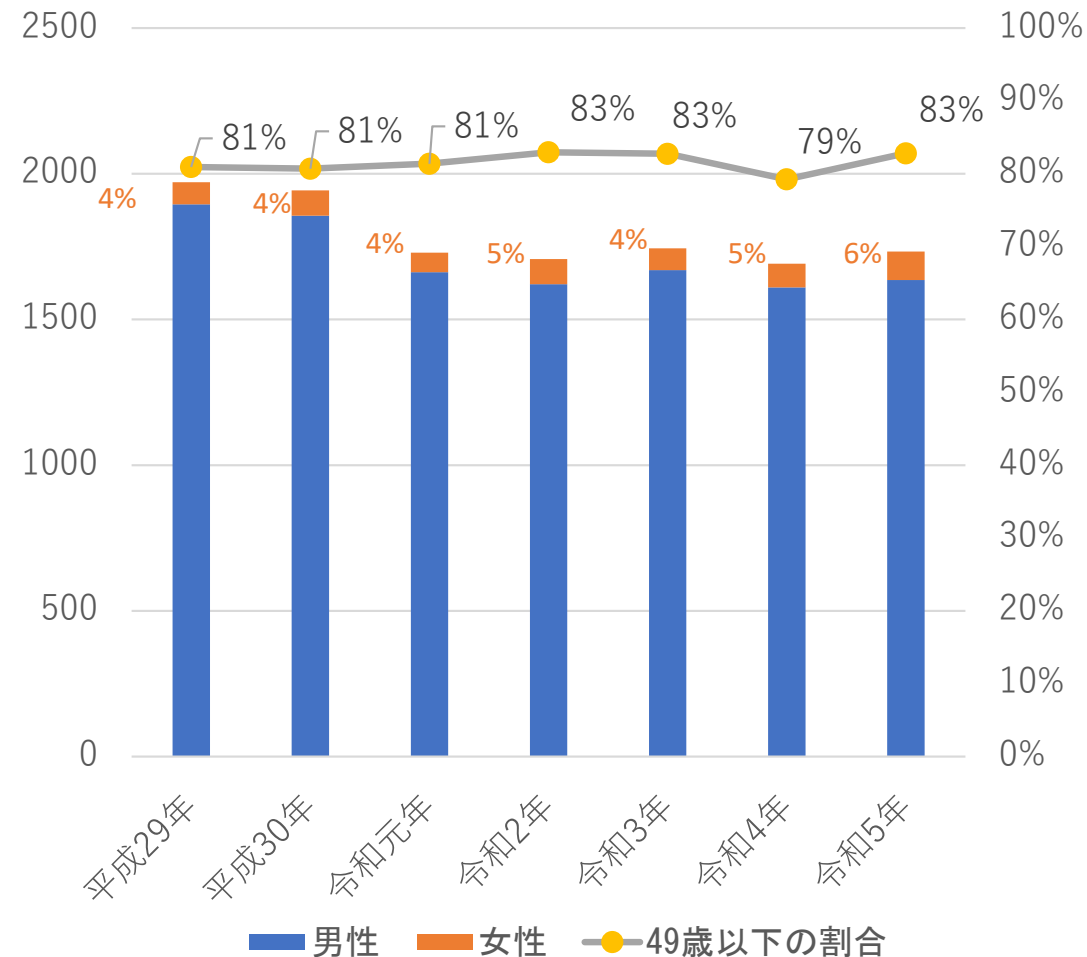
新規の漁業就業者数の推移

- 漁業就業者数の総数が減少する中で、令和 5 (2023) 年度の新規就業者は1,733人となり、前年度から2.5%増加。
- 新規就業者のうち男性が占める割合は 9 割以上。また、49歳以下の割合は 8 割で推移し、若い世代の参入が多く占める傾向が継続。
- 豊かな漁場や水産資源を十分に活用していくためには、担い手を育成・確保していく必要。

年齢別の推移



男女別の推移

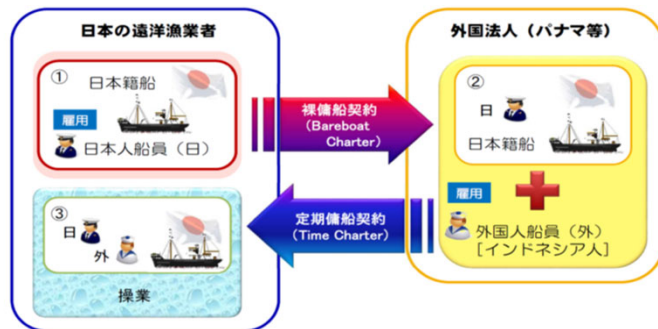


※ 赤字の数値は新規就業者数に占める女性の割合。

外国人の雇用状況（漁業・養殖業での特定技能外国人の在留人数）

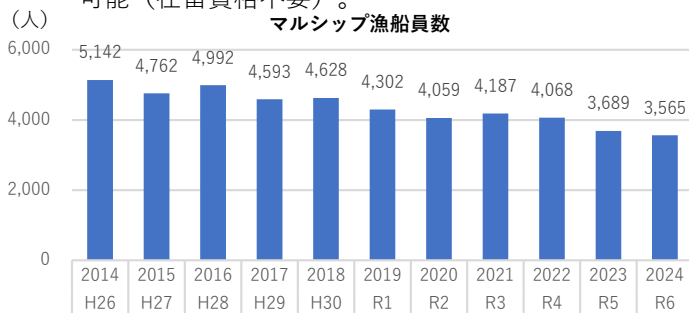
- 平成10(1998)年以降、遠洋漁業は国際競争力確保の観点から、日本人船員の確保を基本としつつ、日本籍漁船を外国法人に貸渡し外国人船員を乗り組ませる漁船マルシップの仕組みを採用。
- 平成4(1992)年から漁業分野において技能実習制度が開始され、現在2職種11作業が対象。
- 平成30(2018)年12月、即戦力となる外国人材の受入れを可能とする改正入管法が成立。漁業分野についても、同法に基づく特定技能制度の対象分野（特定産業分野）の一つとして指定。令和5(2023)年6月には特定技能2号の対象分野に追加。（特定産業分野は現在16分野が指定されており、うち11分野が特定技能2号の対象分野となっている。）
- 令和6(2024)年、出入国管理法が改正され、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする育成就労制度が令和9(2027)年4月から運用開始予定。

マルシップの仕組みと状況



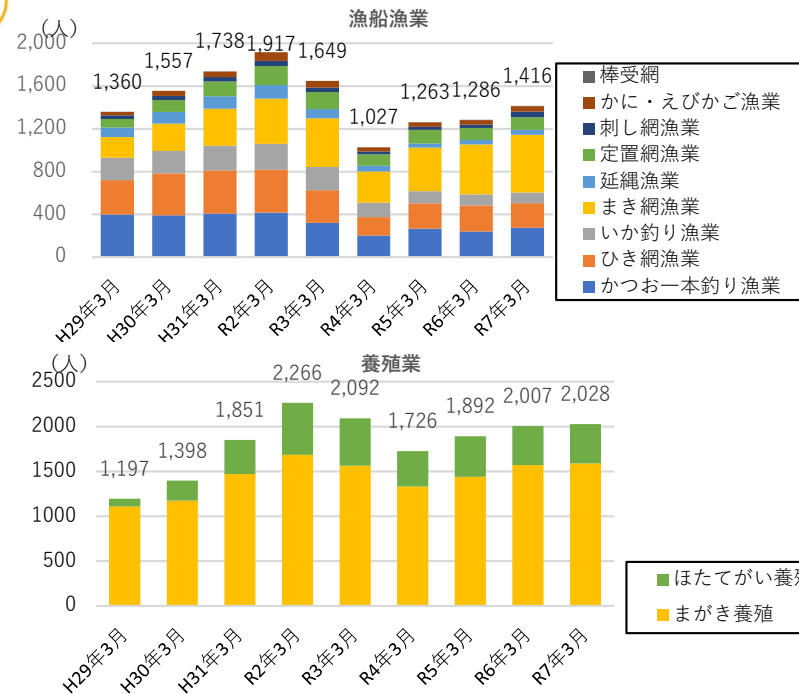
- 我が国の漁業会社が漁船を外国法人に貸し出し、外国人漁船員を配乗させた上で、これを定期用船する方式。
- 主として外国200海里水域で操業し、必要の都度、外国の港に寄港する漁船に適用。
- 外国人は、外国に寄港する漁船に乗り組んでいるため、入管法上の「乗員上陸許可」により日本入国が可能（在留資格不要）。

マルシップ漁船員数



技能実習生の受入れ状況

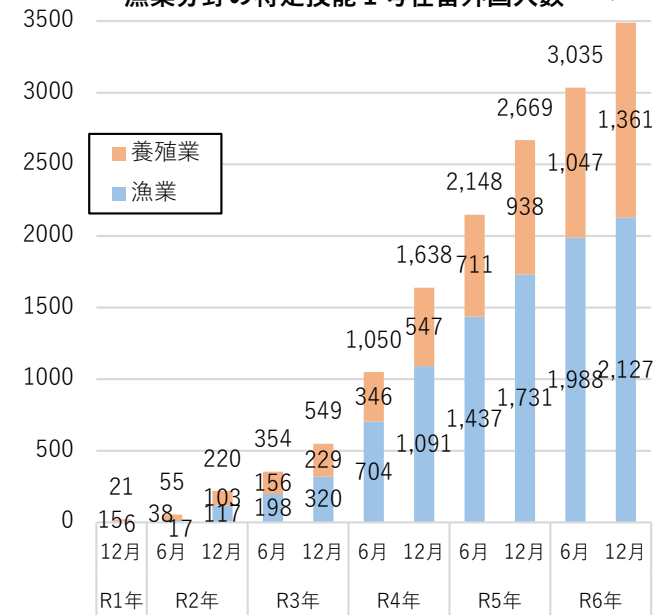
- 漁業分野での技能実習生の受入れは年々増加していたが、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響により減少。
- 令和7年3月時点の受入人数は、漁船漁業で1,416人、養殖業で2,028人。（水産庁調べ）
- 「技能実習」の在留資格により、最長5年の在留が可能。



特定技能外国人の受入れ状況

- 令和6年12月末現在、漁業分野で在留する特定技能外国人は3,488人（漁業2,127人、養殖業1,361人）。

漁業分野の特定技能1号在留外国人数



資料：出入国在留管理庁 特定技能在留外国人数

漁業における労働災害の発生状況

- 労働災害の発生は、個人の人命だけでなく、漁業に対する就労意欲にも影響する課題。これまで関係省庁と連携し、AISの普及促進、安全講習会の実施、事故体感動画や安全学習教材の作成等により、漁業労働安全対策を推進。
- 漁船漁業船員の労働災害発生率（千人率）は、令和元年から令和3（2021）年までの3年間の平均は12.2だったが、令和4（2022）年から令和6（2024）年までの直近3年間の平均は10.2であり、AISの普及等により16％程度減少。
- 一方で、漁船漁業船員の労働災害発生率は一般船舶と比較すると高く、全船種の船員と比較して1.4倍程度。また、陸上労働者（全産業）と比較すると4倍以上の労働災害発生率。
- 漁船は、動揺する船上で漁労作業を行うことから、転倒事故や漁ろう機械等へのはさまれ事故が多い。
- 漁業者の安全意識の向上に向け、漁業者に対する更なる研修体制を整備することにより労働災害を減らし、安全な就業環境や事故の備えを充実させることが必要。

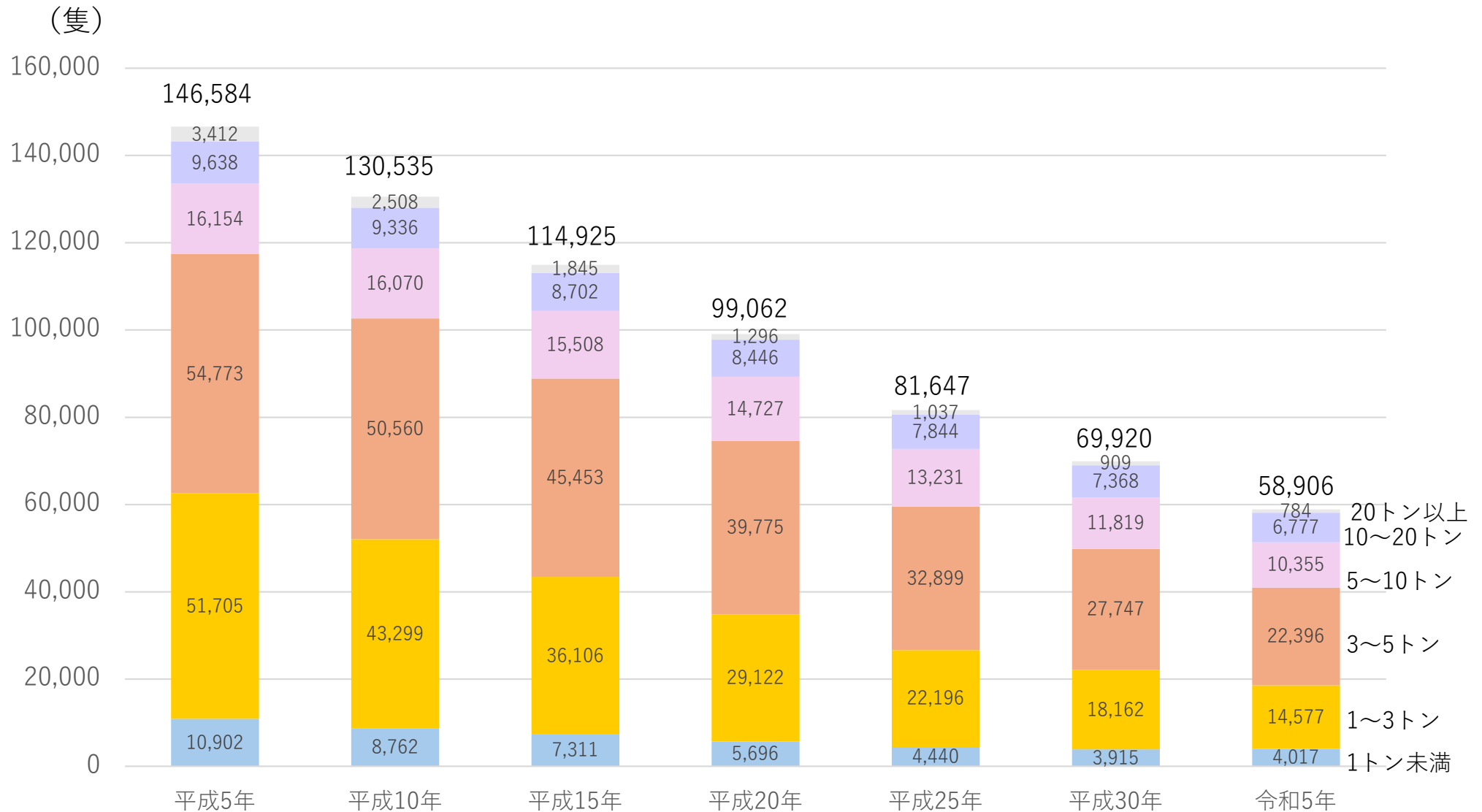
海上及び陸上の労働者における災害発生率の推移 （死傷年千人率）

		R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
船員（全船種）		8.3	7.8	8.1	7.3	7.1	7.1
	漁船（船員法適用）	12.3	11.5	12.9	10.8	9.7	10.1
	一般船舶	5.5	6.4	6.2	6.4	5.9	6.4
陸上労働者（全産業）		2.2	2.2	2.3	2.3	2.4	2.3
	農業	5.2	5.8	5.8	5.6	5.8	5.6
	林業	20.8	25.4	24.7	23.5	22.8	23.3
	運輸業（陸上貨物）	8.5	8.9	9.1	9.1	9.0	9.1
	建設業	4.5	4.4	4.6	4.5	4.4	4.2

資料：国土交通省「船員災害疾病発生状況報告（船員法第111条）集計書及び厚生労働省「職場のあんぜんサイト」で公表されている統計値に基づき水産庁で作成。
注：1) 船員の災害発生率は「年度」、陸上労働者は「暦年」。 2) 災害発生率は、職務上休業4日以上死傷者の数値。

トン数規模別漁船隻数（動力船のみ）の推移

- 漁船隻数は平成5（1993）年からの30年間で半分以下に減少しており、令和5（2023）年は5.8万隻。20トン未満の動力漁船隻数が全体の9割以上を占める。
- 特に20トン以上の動力漁船は、平成5（1993）年の3.4千隻から令和5（2023）年は784隻と8割近く減少。



漁船：調査期日前1年間に漁業経営体が漁業生産のために使用した船で、主船の他に付属船（まき網における灯船、魚群探索船等）を含む。

資料：農林水産省「漁業センサス」

漁船の高齢化

- 漁船の使用年数は漁業種類、経営体によって様々だが、20年が一つの目安。我が国の漁船漁業では、船齢が20年以上の漁船が太宗を占めており、漁船の更新が円滑に進んでいるとは言い難い状況。
- 特に10トン未満の沿岸小型漁船は、船齢が30年以上の漁船が6割以上となっており、漁船の高齢化が深刻。

漁船の船齢構成

単位：隻

	0～9年	10～19年	20～29年	30年以上	不明
沿岸漁船※1	5,868 (4.3%)	14,366 (10.4%)	30,794 (22.4%)	85,030 (61.9%)	1,417 (1.0%)
沖合・遠洋 漁船※2	254 (19.4%)	300 (23.0%)	351 (26.9%)	401 (30.7%)	0

※1：「沿岸漁船」は令和5年度の10トン未満の漁船。

※2：「沖合・遠洋漁船」は令和7年1月時点の大臣許可漁業に使用される漁船。

資料：大臣許可漁船の船齢の割合は水産庁調べ。10トン未満の漁船の船齢の割合は日本漁船保険組合調べに基づき水産庁で作成。

動力漁船の更新年数試算

- 高齢化が深刻な沿岸漁船について、以下①②の仮定の下、今後の漁船更新の可能性について試算。

① 漁船保険加入隻数 ÷ 稼働漁船数とみなす。（令和5年(2027)度の動力船データ使用）

② 新造船加入隻数 ÷ 漁船建造能力とみなす。（直近5年平均を使用）

$$\frac{\text{漁船保険加入隻数}}{(\div \text{稼働漁船数})} \div \frac{\text{新造船加入隻数}}{(\div \text{漁船建造能力})} = \text{更新必要年数}$$

- 稼働している20トン未満の漁船全てを更新するために必要な年数は266年となり、現在の漁船隻数の維持は非現実的。

更新年数の試算

■ 漁船保険加入隻数（令和5年度）

20トン以上： 967隻

20トン未満：145,943隻

■ 漁船保険新造船加入隻数の推移

単位：隻

項目	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	5年平均
隻数	641	650	580	545	459	575
20トン未満	609	621	556	519	435	548
20トン以上	32	29	24	26	24	27

■ 試算結果

20トン以上： 967隻 ÷ 27隻/年 = 36年

20トン未満： 145,974隻 ÷ 548隻/年 = 266年

働き方改革への対応

- 多様な働き方を選択できる社会の実現を目指した「働き方改革」が進む中、漁業分野においても安定した人材確保のためには、労働条件や待遇見直しが必要。
- 水産加工工場における従業員数は減少しており、また物流を担うトラック運転者の有効求人倍率は全産業と比較して高い水準にあることから、漁獲後の加工、物流を担う人材も不足しており、水産業界全体での取組が必要。

漁業分野における働き方改革に向けた課題と対応

①関係法令や遵守事項の周知・徹底

- 制度・遵守事項の正しい理解
- 遵守の徹底に関する指導
- 離職者対策の効果的な活用

②労働環境の改善

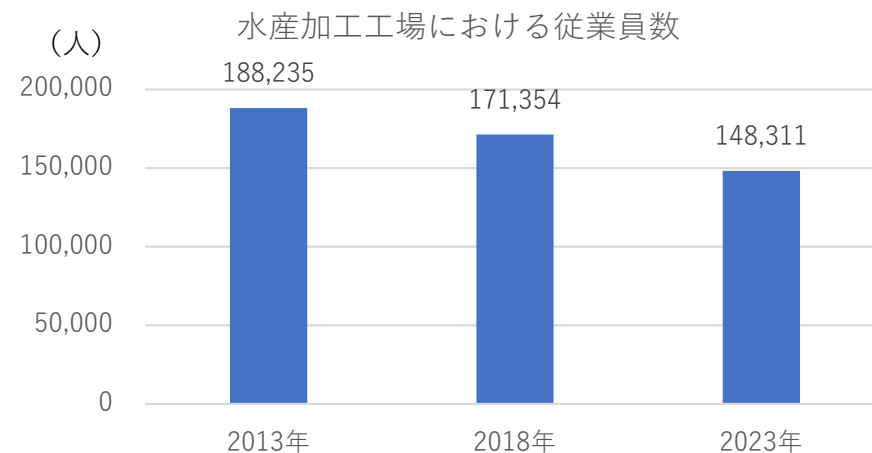
- 若手就業者の意向を踏まえた労働環境（待遇、就業形態）の改善
- 就業希望者の意向を踏まえた人材確保対策
- 外国人材受入れに関する体制整備
- 省人・省力化に向けた取組
- 労働安全に関する意識向上

③就業者の確保・定着

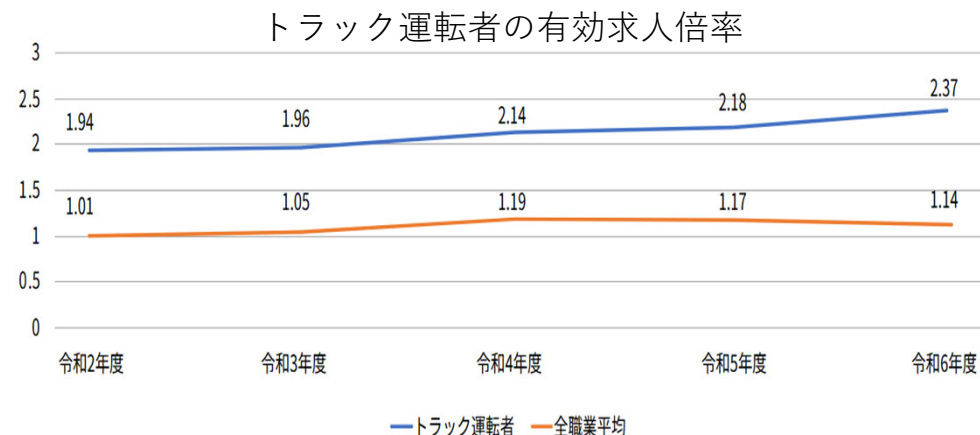
- 若手の育成・労働環境改善
- 情報発信力の強化
- 省人・省力化に向けた取組
- 教育機関との連携強化

④漁業人材の育成

- 船員育成に関する方策
- 外国人材受入れに関する体制整備
- 離職した日本人船員の有効活用



資料：農林水産省「漁業センサス」に基づき水産庁で推計



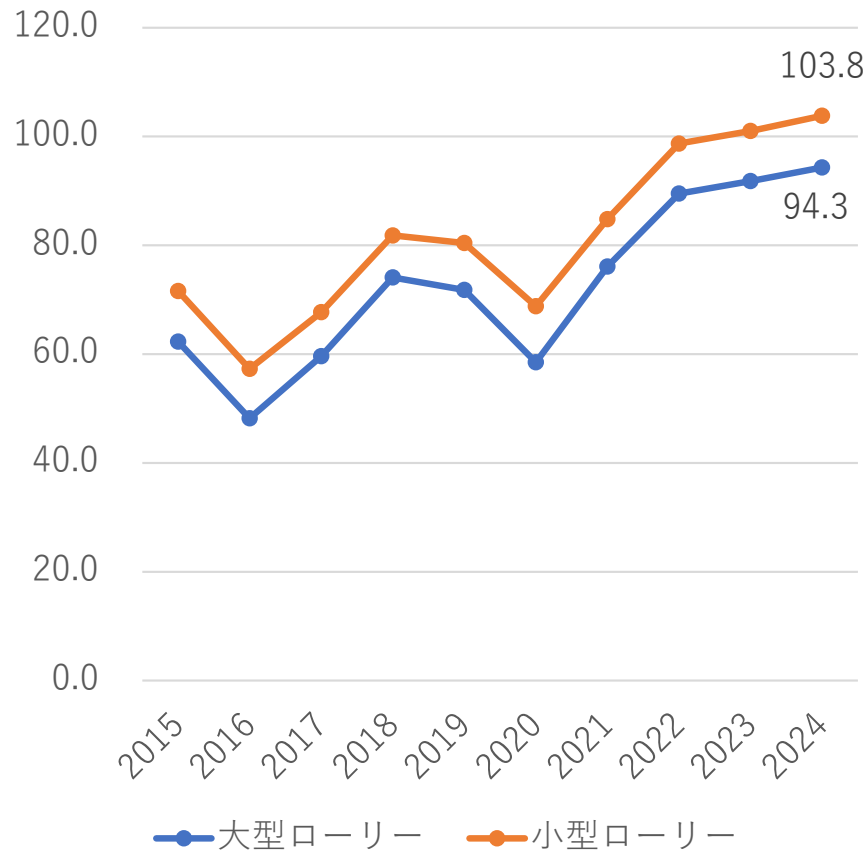
資料：厚生労働省「職業安定業務統計」

漁業資材の価格高騰

- 令和 2 (2020) 年以降、漁業者が主に使用しているA重油の価格は上昇傾向にあり、燃油は高騰。
- 鋼船の建造に必要な鉄鋼の価格は、令和 2 (2020) 年までは横ばいで推移していたが、その後急激に上昇し、令和 2 (2020) 年比で約1.5倍と高騰。

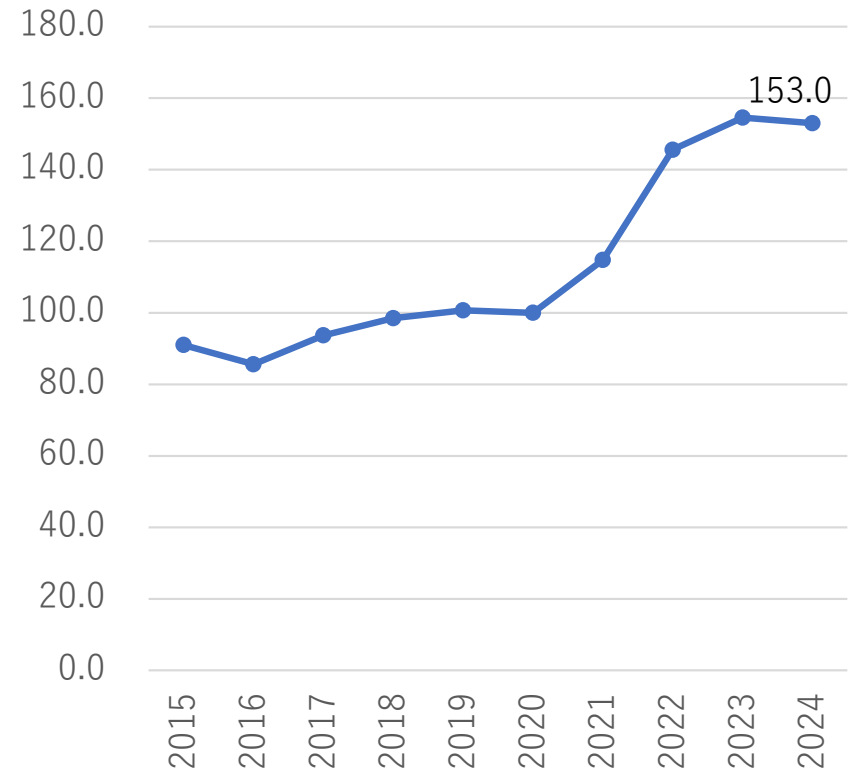
(円/L)

A重油価格の推移



大型ローリー：可積載量 8 キロトン以上の時の納入価格。
小型ローリー：可積載量 8 キロトン未満の時の納入価格。
資料：経済産業省 資源エネルギー庁 石油製品価格調査

鉄鋼価格の推移（企業物価指数）



2020年を基準年（100）とした時の価格の推移。
日本銀行の公表する月次値の企業物価指数を平均して年次値として水産庁で作成。
資料：日本銀行 企業物価指数

4. 水産資源の保存及び管理

(1) 水産資源の現状

- MSYベースの資源評価を行った資源のうち、MSY水準よりも資源量が低いものはおよそ半数。
- TAC対象種について、令和2(2020)年と令和6(2024)年の資源状態を比較すると望ましくない資源状態にあったいくつかの資源で資源状態の回復が見られる。

(2) TAC管理を始めとした資源管理の推進

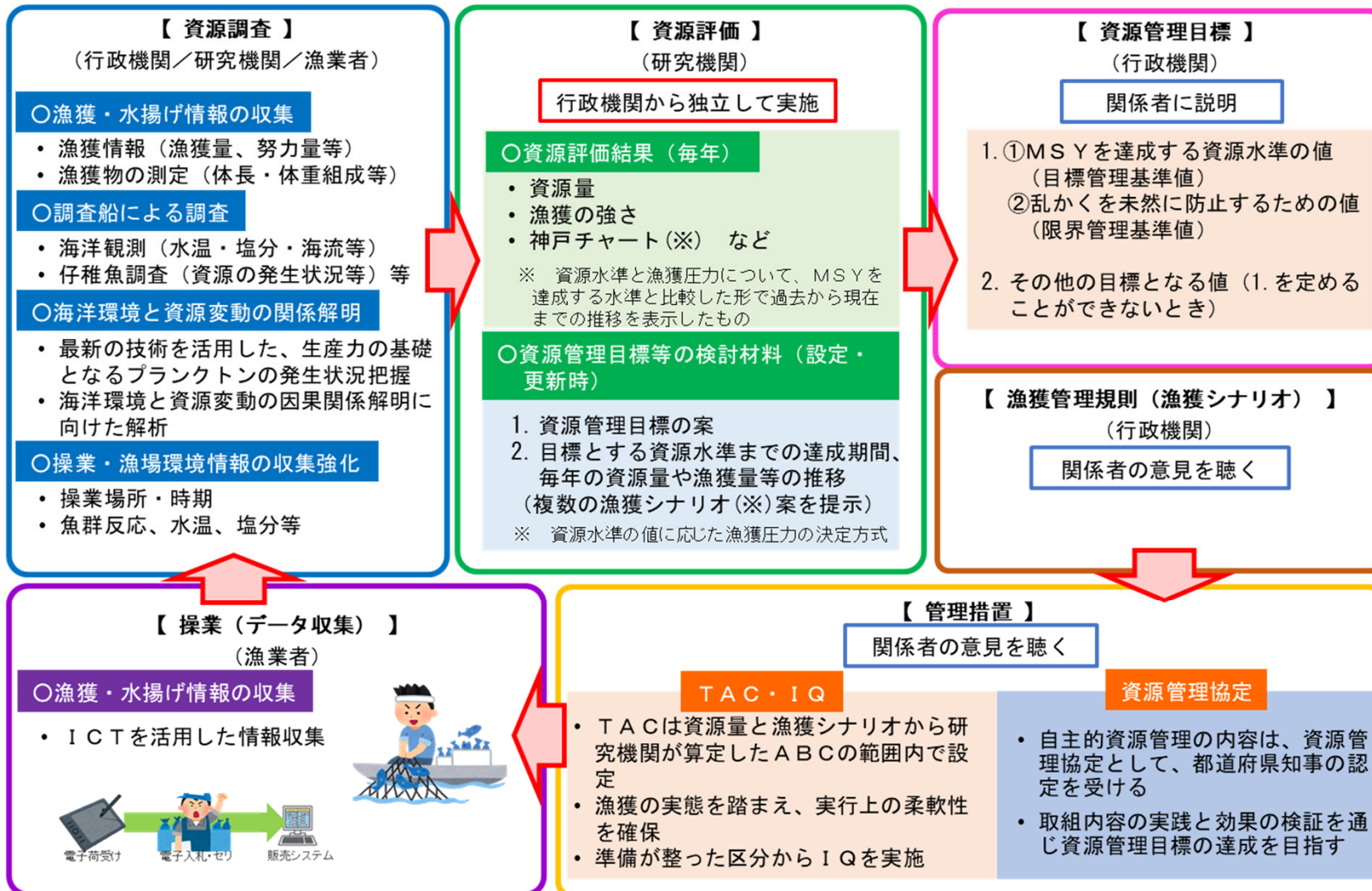
- TAC管理については、令和7(2025)年度までに漁獲量ベースで8割を目指して取組を進め、令和8(2026)年4月時点で7.7割を達成。
- 資源の特性や漁業の実態を踏まえ、TAC管理に加え、操業期間、漁具の制限等による管理も組み合わせて実施することで、水産資源の保存及び管理を図る。

(3) 国際的な資源管理及び交渉

- 国際的な資源管理として、我が国漁船の操業海域や漁獲対象魚種と関係する地域漁業管理機関に加盟し、資源の適切な管理と持続的利用のため積極的に議論を主導。
- 他方、BBNJなど環境保護の観点からの世界的な枠組み作りの議論が活発化するとともに、CITESでは依然として重要水産物の附属書掲載提案が相次いでいる。これら枠組みでのルールメイキングにおいて、科学的根拠に基づく議論がなされるよう、FAOの関与や各国漁業当局間の連携を強化することが重要。

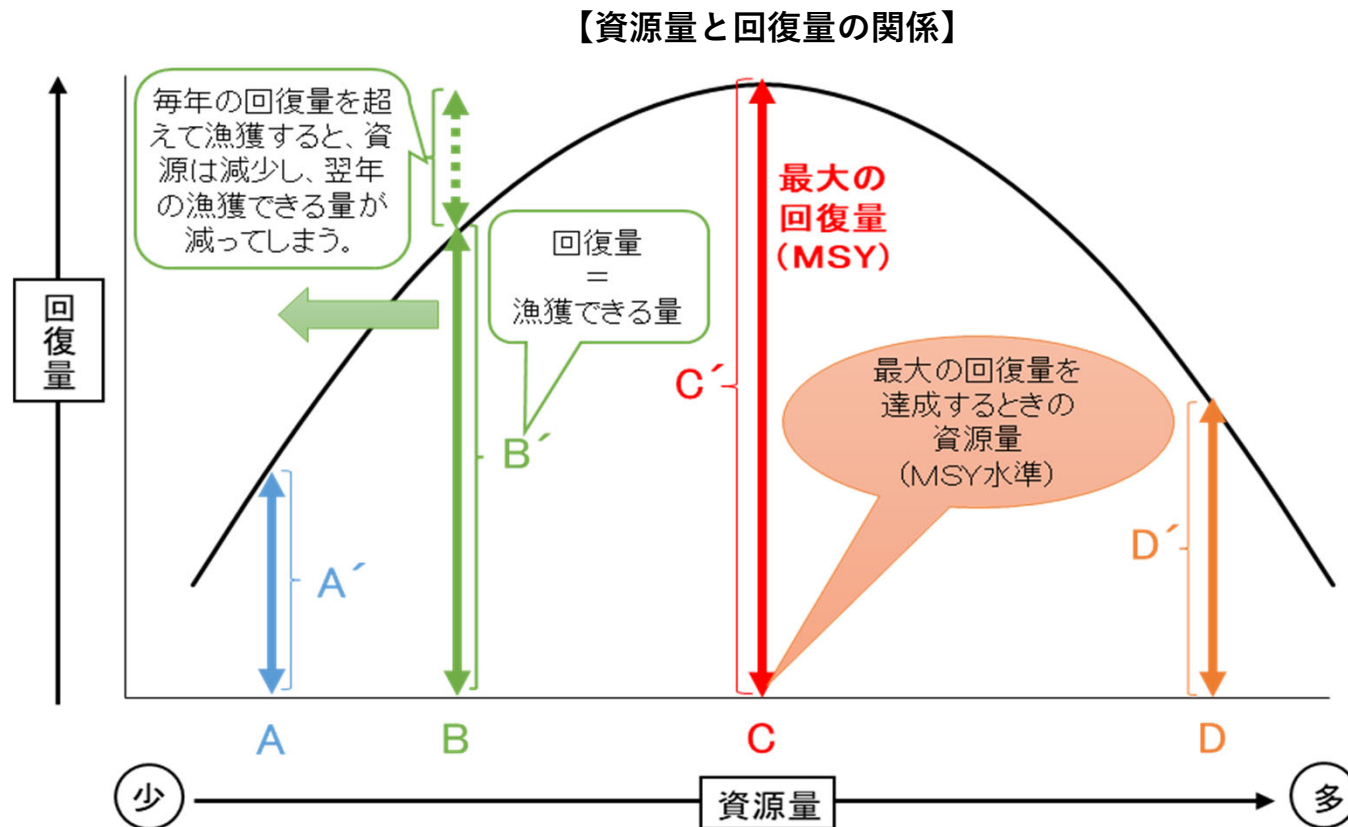
漁業法に基づく資源管理の流れ

- 我が国においては、これまで1) 漁船の隻数や漁獲日数等を調整する投入量規制（インプットコントロール）、2) 漁具の仕様等によって漁獲圧力を調整等する技術的規制（テクニカルコントロール）、3) 漁獲可能量（TAC：Total Allowable Catch）の設定等により漁獲量を調整する産出量規制（アウトプットコントロール）を組み合わせた資源管理の取組を行ってきたが、漁獲量が長期的に減少傾向にあるという課題に直面。
- 平成30（2018）年の漁業法改正で、MSY（詳細は後述）を実現するために維持し、又は回復させるべき資源量の水準の値を資源管理の目標とし、目標達成のための手法はTACによる管理が基本とされた。



最大持続生産量 (MSY : Maximum Sustainable Yield)

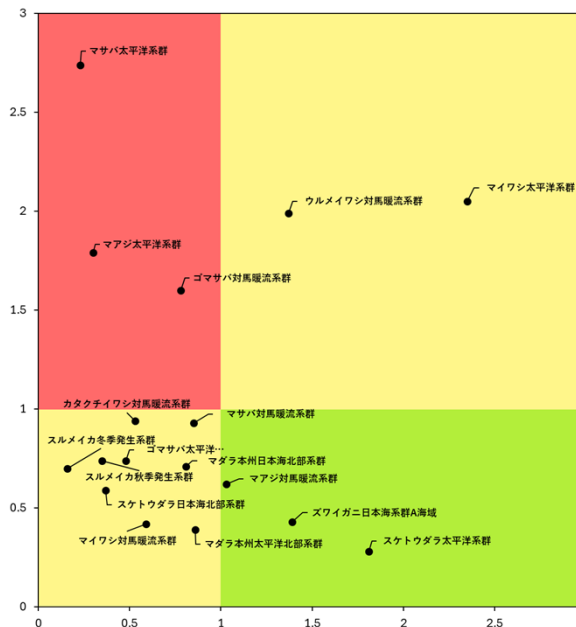
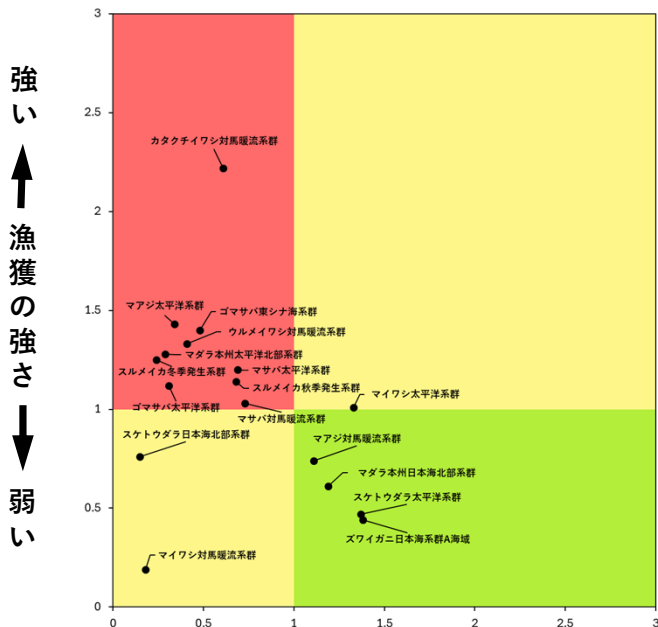
- 漁業法では、MSYは、「現在及び合理的に予測される将来の自然条件の下で持続的に採捕することが可能な水産資源の数量の最大値」と定義。
- 水産資源は再生可能であり、漁業活動によって減少しても元に戻ろうとする力が働く。元に戻る量（回復量）と同じ量だけ採捕すれば、資源は持続的に利用することができる。
- 回復量は、資源量の増大に伴い増加するが、ある程度以上の水準になると生息域や餌の競合等により減少する。
- 資源量を回復量が最大となる水準に維持し、又は回復することで最大の漁獲（MSY）を続けることが可能となる。



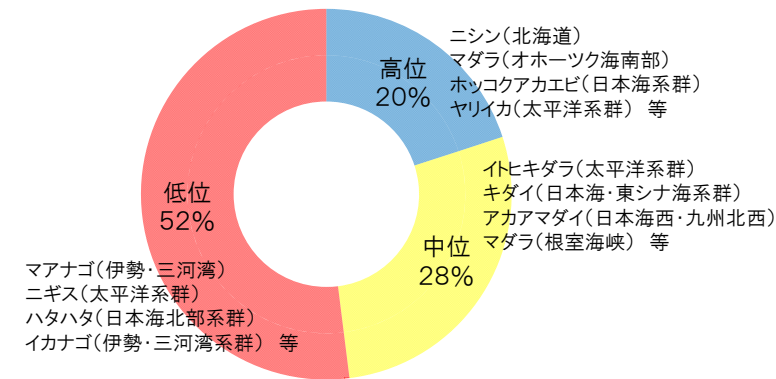
水産資源の現状

- TAC対象魚種のMSYベースの資源評価結果を令和2(2020)年評価報告と令和6(2024)年評価報告で比較した場合、令和2(2020)年にはマダラ本州太平洋北部系群等の7種10資源が資源にとって望ましくない状態(赤色の領域)にあったが、令和6(2024)年にはマアジ太平洋系群等の3種3資源となっているほか、赤色の領域から漁獲圧が低い黄色(左下)の領域にゴマサバ太平洋系群等の5種6資源が移っており、資源状態が回復傾向にあると考えられる。
- MSYベース以外の資源評価では、評価した36種50資源について、資源水準が高位にあるものが10資源、中位にあるものが14資源、低位にあるものが26資源。
- 資源調査・評価については、近年の急激な海洋環境の変化による資源の状況を捉えきれず、資源評価によって算出される生物学的許容漁獲量(ABC)と実際の漁獲量及び漁場の形成状況との乖離が指摘されており、資源評価に対する信頼感の揺らぎにもつながっている。そのため、水産庁では水産資源調査・評価推進事業を拡充し、自動観測機器等の配備や漁業者の漁獲データの取得・活用によるリアルタイムなデータ収集等を通じて資源評価の精度の向上を図っていく。

TAC対象魚種のMSYベースの資源評価
令和2年評価報告 令和6年評価報告



我が国周辺の資源水準の状況
〔「高位・中位・低位」による
資源評価 36種50資源〕



少ない ← 資源の状態 → 多い 注1: ウメイワシ対馬暖流系群、カタクチワシ対馬暖流系群、マダラ本州太平洋北部系群、マダラ本州日本海北部系群については、令和3年評価報告
注2: 令和6年評価報告から、ゴマサバ東シナ海流系群の名称がゴマサバ対馬暖流系群に変更

T A C 管理の推進（T A C 資源拡大）

- T A C 管理については、令和 6 (2024) 年 3 月に策定した「資源管理の推進のための新たなロードマップ」に従い、令和 7 年度までに漁獲量ベース（※）で 8 割の状態を目指す。（令和 8 年 4 月時点で 7.7 割※）
- 有効な T A C 管理を推進するため、水産資源ごとの資源管理の進捗に応じた資源管理手法の必要な見直し、漁獲量が急激に積みあがった場合の対応等の運用面での課題解決が必要。
- T A C 導入は、資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じて推進。関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、管理の段階的導入（ステップアップ方式）により課題解決を図りながら進めていく。

（※）遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚類（かつお・まぐろ・かじき類）、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類を除いた我が国の総漁獲量のうち、TAC 管理の対象とする資源の漁獲量が占める割合。直近 3 年間のデータを基に計算し随時更新するため、年により割合は変化する。

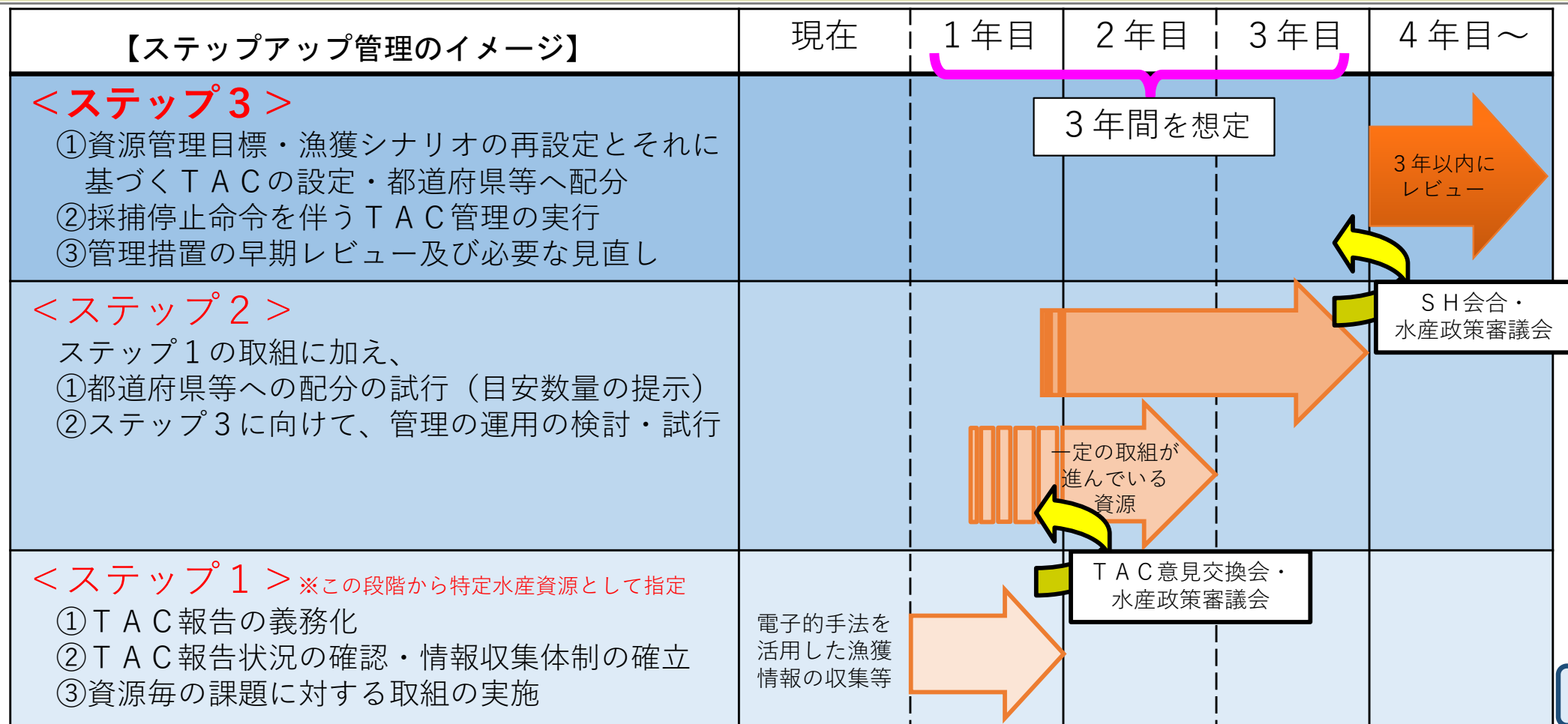
（出典：漁業・養殖業生産統計年報（資源全てが TAC 資源の場合）、資源評価結果報告書（資源の一部しか TAC 資源となっていない場合））

【T A C 資源拡大の進捗状況（令和 2 年以降）】

TAC 管理の開始時期	水産資源
令和 6 年 1 月から開始	かたくちいわし対馬暖流系群
	うるめいわし対馬暖流系群
令和 6 年 7 月から開始	まだら本州太平洋北部系群
	まだら本州日本海北部系群
	まだら北海道太平洋
	まだら北海道日本海
令和 7 年 1 月から開始	かたくちいわし太平洋系群
	かたくちいわし瀬戸内海系群
	まだい日本海西部・東シナ海系群
令和 7 年 4 月から開始	ぶり
令和 7 年 9 月から開始	べにずわいがに日本海系群(知事許可水域)
	べにずわいがに日本海系群(大臣許可水域)

T A C 管理導入当初の柔軟な運用

- 新たな T A C 資源については、通常の T A C 管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、T A C 管理導入当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的に順次実施する「ステップアップ管理」を導入。
- 具体的には以下の 3 つのステップに分けて、通常の T A C 管理導入に向けたプロセスを確実に実施。
- ステップ 2 までの取組に十分な進展があった場合に、ステップ 3 へ移行する。このため、ステップ 3 へ移行する前にはステークホルダー（S H）会合を開催し、ステップ 2 までにおける取組結果等を基に、資源管理の目標や漁獲シナリオ、配分基準、対象資源の特性及び当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえた管理の内容等について意見交換を実施（ステップ 1・2 で 3 年間を想定）。

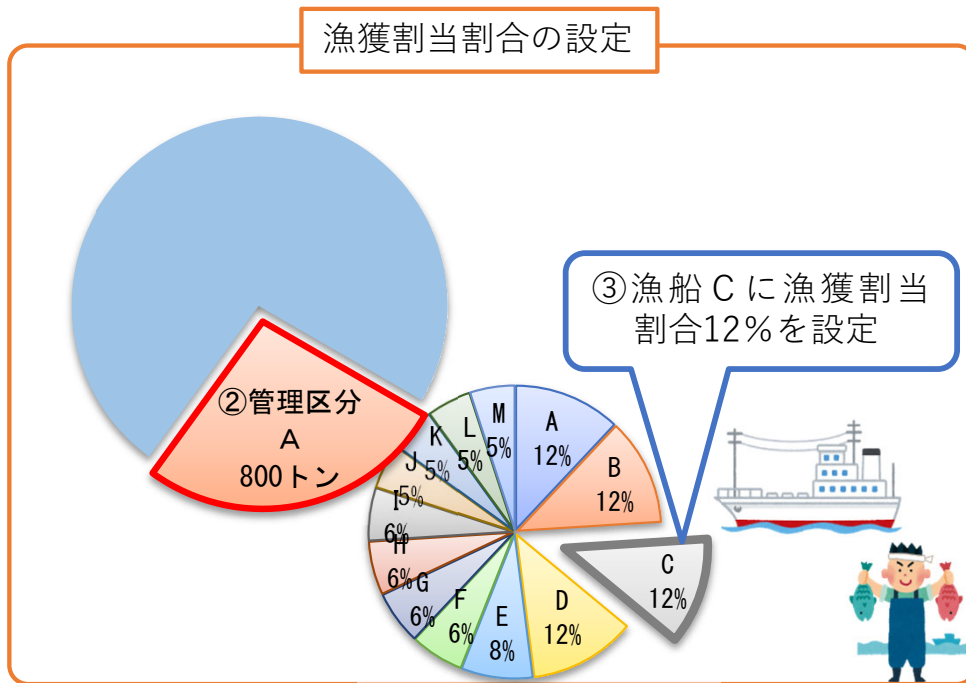


I Q 管理の推進

- 漁業法は、T A C による管理は I Q（漁獲割当て）により行うことを基本とすると規定。
- このため、大臣許可漁業については、T A C 資源を主な漁獲対象とする大臣許可漁業に I Q 管理を導入。
- 沿岸漁業についても、I Q 的な数量管理が行われているものについては、資源管理協定の管理措置に位置づけるとともに、T A C 資源については、資源、地域によって漁業法に基づく I Q 管理への移行を目指す。

●IQ管理のイメージ

漁獲割当割合の設定



●IQ対象の漁業種類・魚種・開始時期

大臣管理漁業	水産資源	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
かつお・まぐろ漁業	ミナミマグロ					
	大西洋クロマグロ (東大西洋・西大西洋)					
	クロマグロ (大型魚)					
大中型まき網漁業	サバ類					
	マイワシ					
	クロマグロ (大型魚)					
かじき等流し網漁業等	クロマグロ (小型魚・大型魚)					
いか釣り漁業	スルメイカ					
北太平洋さんま漁業	サンマ					
日本海べにずわいがに漁業 (大臣許可水域)	ベニズワイガニ					

漁業法に基づく資源管理における自主的な管理

【資源管理協定の下での資源管理の充実】

- 特に非TAC資源の管理については、「資源管理協定」の活用を図る。

① 「資源管理協定」を策定する際には、

ア 資源評価※対象種については、資源評価結果に基づき、資源管理目標を設定する。

※ 資源評価は、水産機構や県水試、大学等の関係研究機関が参画して実施され、様々な漁業関連データや資源調査などの科学的知見に基づく。

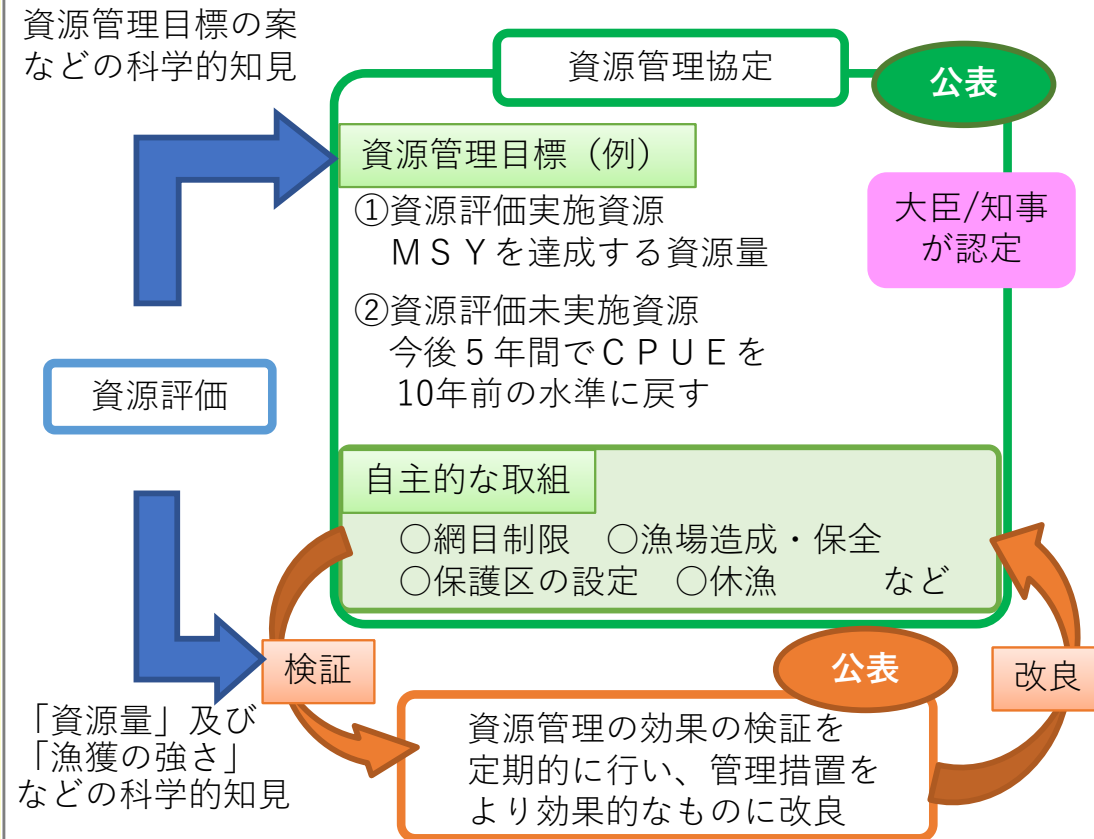
イ 資源評価が未実施のものについては、報告された漁業関連データや県水試などが行う資源調査を含め、利用可能な最善の科学情報を用い、資源管理目標を設定する。

② 「資源管理協定」は農林水産大臣又は都道府県知事が認定し、公表する。

③ 資源管理の効果の検証を定期的に行い、これにより取組内容をより効果的なものに改良していく。検証結果は公表し、透明性の確保を図る。

- 「資源管理協定」に参加する漁業者は、漁業収入安定対策に加入できることとされている。

【非TAC資源に係る自主的な資源管理のイメージ】



国際的な資源管理

- 我が国漁船の操業海域や漁獲対象魚種と関係する地域漁業管理機関に加盟し、資源の適切な管理と持続的利用のため積極的に議論を主導。
- 地域漁業管理機関で合意された管理措置が着実に実行されるよう、加盟国の資源管理能力向上のための支援等を実施。

○日本が加盟している国際条約（カツオ・マグロ類）

枠組み	概要	主な保存管理措置、直近の交渉状況等
中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）	中西部太平洋におけるカツオ・マグロ類等の資源管理を目的とする国際機関	太平洋クロマグロの漁獲枠を含む管理措置、カツオの管理措置等を設定。2025年年次会合では、太平洋クロマグロの新たな管理方式等について議論。
全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC）	東部太平洋におけるカツオ・マグロ類等の資源管理を目的とする国際機関	メバチの漁獲枠等を設定。2025年年次会合では、メバチの新たな管理方式等について議論。
大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）	大西洋におけるカツオ・マグロ類等の資源管理を目的とする国際機関	大西洋クロマグロの漁獲枠等を設定。2025年年次会合では、大西洋クロマグロの漁獲枠の増枠等を決定。
インド洋まぐろ類委員会（IOTC）	インド洋におけるカツオ・マグロ類等の資源管理を目的とする国際機関	メバチの漁獲枠等を設定。2025年年次会合では、メバチ・キハダの漁獲能力、漁獲枠等について議論。
みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）	ミナミマグロの資源管理を目的とする国際機関	ミナミマグロの漁獲枠等を設定。2025年年次会合では、現在の総漁獲可能量を2026年も維持すること等を決定。

○日本が関係する主な国際条約（カツオ・マグロ類以外）

枠組み	概要	主な保存管理措置、直近の交渉状況等
北太平洋漁業委員会（NPFC）	北太平洋公海におけるサンマ、サバ等の資源管理を目的とする国際機関	サンマの漁獲枠等を設定。2025年年次会合では、サンマの総漁獲可能量の削減等を決定。
北西大西洋漁業機関（NAFO）	北西大西洋におけるカラスガレイ、アカウオ等の資源管理を目的とする国際機関	カラスガレイの漁獲枠等を設定。2025年年次会合では、カラスガレイの漁獲枠の削減等を決定。
南極の海洋生物資源の保存に関する委員会（CCAMLR）	南極におけるメロ、オキアミ等の資源管理を目的とする国際機関	メロの漁獲枠等を設定。2025年年次会合では、メロの漁獲枠の増枠を決定。
南東大西洋漁業機関（SEAFO）	南東大西洋におけるメロ、オオエンコウガニ等の資源管理を目的とする国際機関	メロの総漁獲可能量等を設定。2025年年次会合では、総漁獲可能量の計算方式のレビュー等を議論。
国際捕鯨委員会（IWC）	鯨類の資源管理を目的とする国際機関	我が国は2019年に脱退後、オブザーバーとして参加し、資源調査結果等を提供。

漁業をめぐる環境等に係る交渉

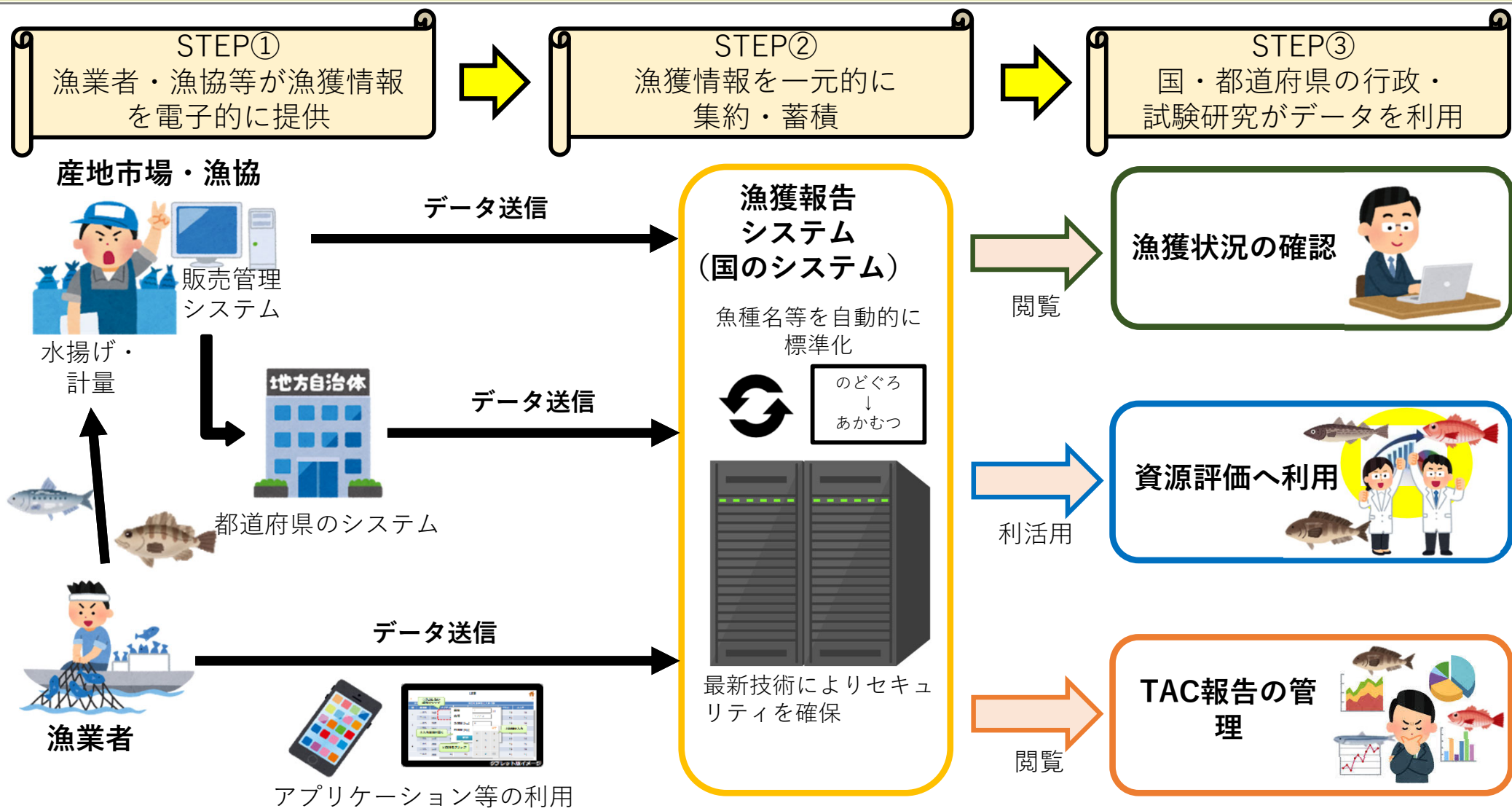
- 近年、BBNJによる新たな海洋秩序の構築に向けた議論や、プラスチック汚染を終わらせるための新たな条約の策定に向けた議論の進展等、環境保護の観点からの世界的な枠組み作りの議論が活発化。また、CITESでは依然として重要水産物の附属書掲載提案が相次いでおり、我が国漁業へ影響を与えるおそれ。
- これら枠組みでのルールメイキングにおいて、科学的根拠に基づく議論がなされるよう、FAOの関与や各国漁業当局間の連携を強化することが重要（RFMOにおけるBBNJ対応等の議論の活発化、各国漁業当局の枠組みへの参加促進）。
- また、WTOにおける漁業補助金規律の議論にも海洋生物資源の持続可能な利用の観点から積極的に関与。

○主な枠組みとその概要等

枠組み	概要	直近の交渉結果等
ワシントン条約（CITES）	野生動植物の国際取引の規制を輸出国と輸入国とが協力して実施することにより、絶滅のおそれのある野生動植物の保護をはかることを目的とした条約。	野生動植物種の条約附属書掲載による国際取引の規制等を審議。令和7年11月の第20回締約国会議においてEUによる二ホンウナギを含むウナギ属の附属書Ⅱ掲載提案を否決。
国連公海等生物多様性協定（BBNJ）	海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域（公海・深海底）における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定。特に漁業は、海域を特定した措置の設定（海洋保護区等）の議論が関連。	我が国は、令和7年12月12日に本協定に締結。令和7年より、締約国会議第1回会合に向けた準備委員会を開催し、手続き規則等を議論。本協定は、令和8年1月17日発効。
海洋プラスチック汚染を始めとするプラスチック汚染対策に関する法的拘束力のある国際文書（通称「プラ条約」）	海洋プラスチック汚染を始めとするプラスチック汚染対策を目的とした条約。	プラ条約の策定に向けた政府間交渉委員会を令和4年より開催。令和6年末までに作業完了を目指すと言われていたものの、合意には至らず条文案全体を引き続き交渉中。
WTO漁業補助金協定	✓ IUU漁業に対する補助金の禁止等を定めた協定。 ✓ 補助金を供与する主な漁業種類や対象となる資源状況等の通報義務が課される。	漁業補助金協定は、令和7年9月15日に発効（我が国は令和5年7月に締結済み）。過剰漁獲・過剰漁獲能力につながる補助金等に関する追加規定について、第二波交渉を継続中。

資源評価・資源管理の高度化に向けた電子的情報収集体制の整備

- 改正漁業法に基づく漁獲報告に係る生産現場の事務負担を軽減することを目的に、主要な漁協・産地市場等から、400市場以上を目途に漁獲量等のデータを電子的に収集するための体制整備を実施し、令和6(2024)年度末までに計644市場の電子的な情報収集体制を構築。
- 一方で、当収集体制については、市場等からの情報収集頻度が統一されていない等の課題があることから、報告で得られた各種データを資源評価・管理等に利用できるよう、体制の改善を図る必要がある。



5. 水産物の流通・加工・消費等の状況

(1) 水産流通・加工

- 多くの水産物が産地市場を経由して流通しているが、産地市場では価格形成力が弱いこと等が課題。市場機能を集約し、価格形成力の強化を図ることが重要。
- 水産加工業の出荷額は約4兆円、従業者数は約13万人。従業員20人未満の事業所が6割以上を占める。

(2) 水産物の消費拡大

- 毎月3～7日を「さかなの日」として水産物の消費拡大に向けた官民の取組を推進。

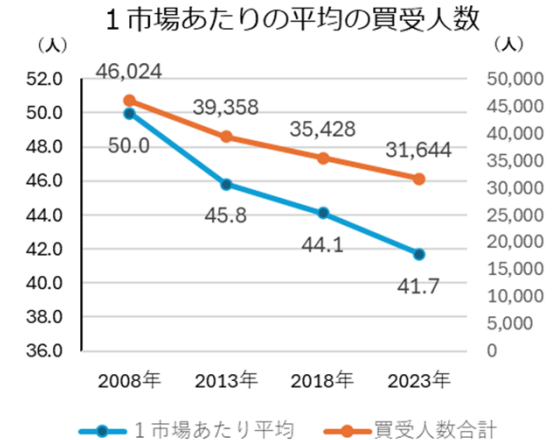
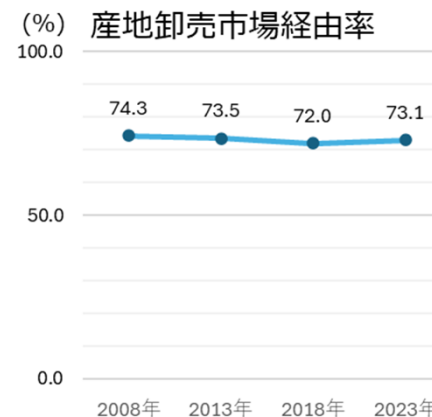
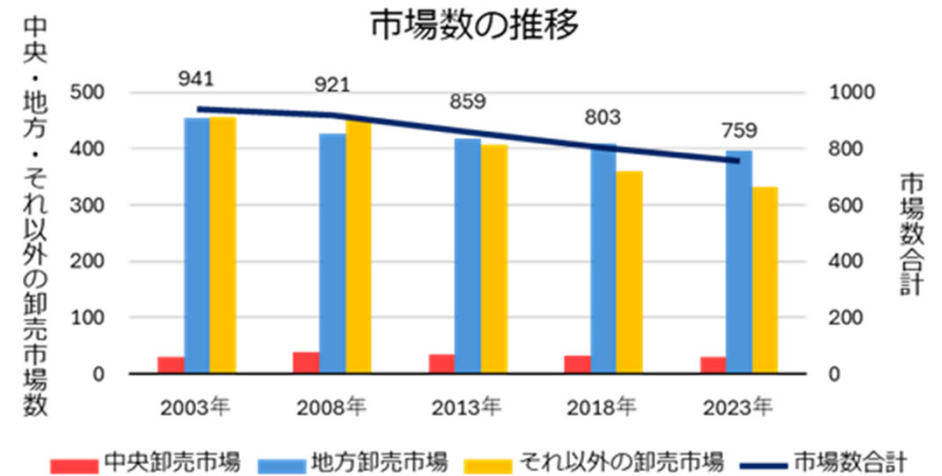
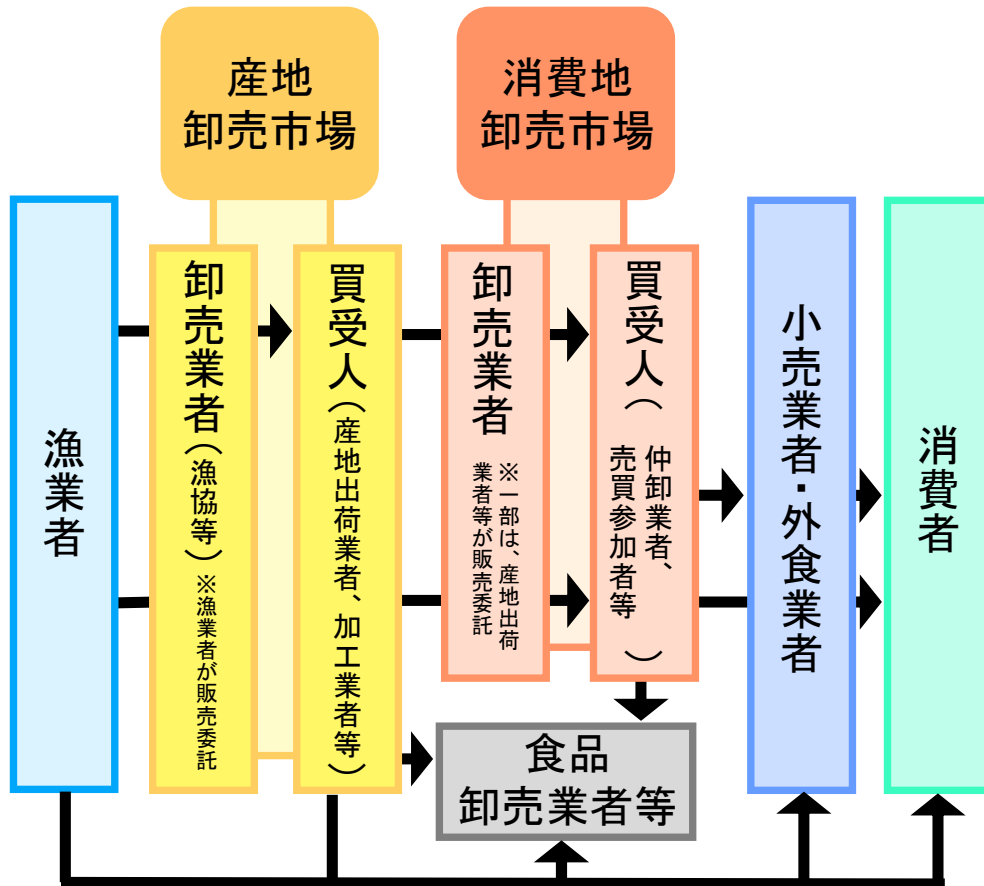
(3) 水産物輸出の拡大

- 輸出拡大実行戦略に基づき、重点品目（水産：ブリ、タイ、ホタテ貝・ホタテ貝調製品、牡蠣・牡蠣加工品、真珠及び錦鯉の6品目）を中心に輸出拡大を推進。

水産物流通の現状

- 漁業者が水揚げした漁獲物の集荷、選別、販売等を行う「産地卸売市場」と、産地卸売市場等から出荷された多様な水産物を集荷し、買受人（仲卸業者、小売業者等）に販売する「消費地卸売市場」が存在。水産物では、漁港等に多く設置される「産地卸売市場」を経由した流通が大半。
- 1市場当たりの買受人数は減少傾向にあり、規模の小さい産地卸売市場では価格形成力が弱い等の課題がある。市場機能の集約を推進し、水揚げされた水産物を集約すること等により価格形成力の強化を図ることが重要。

水産物の一般的な流通経路



資料：農林水産省「漁業センサス」及び農林水産省「漁業養殖業生産統計」に基づき水産庁で推計

資料：農林水産省「漁業センサス」に基づき水産庁で推計

水産加工業について

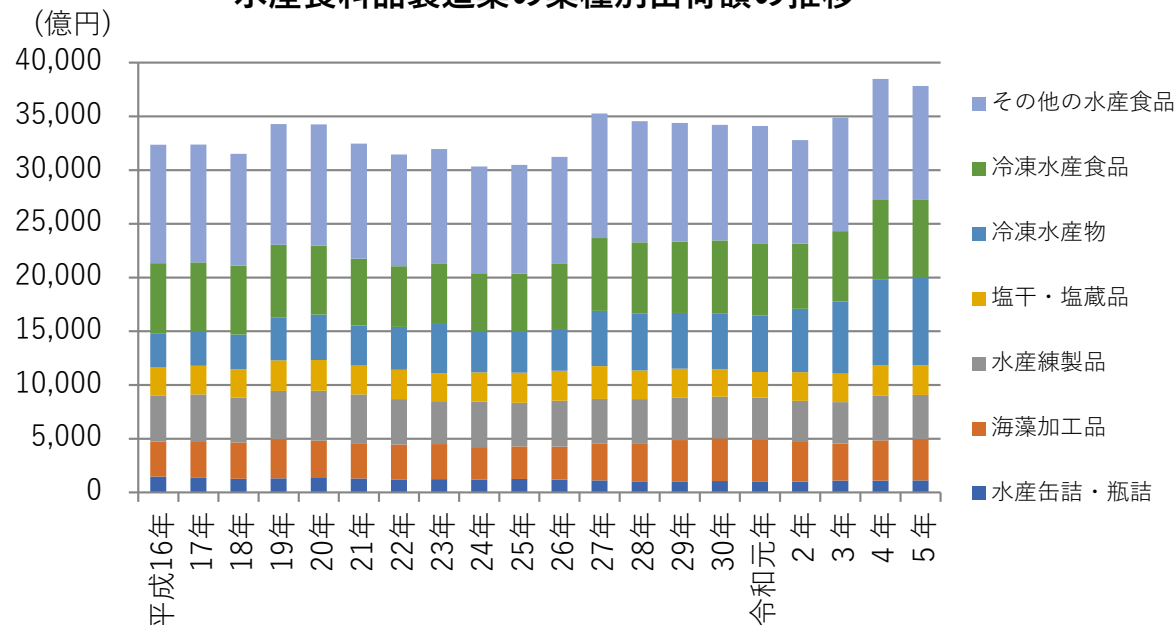
- 水産加工業の出荷額は約4兆円、従業者数は約13万人であり、従業員20人未満の事業所は6割以上を占める。
- 平成31(2018)年と令和5(2023)年の経営規模を比較すると、個人経営体の減少率が高い(▲30.4%)。

食料品製造業に占める水産食料品製造業の割合

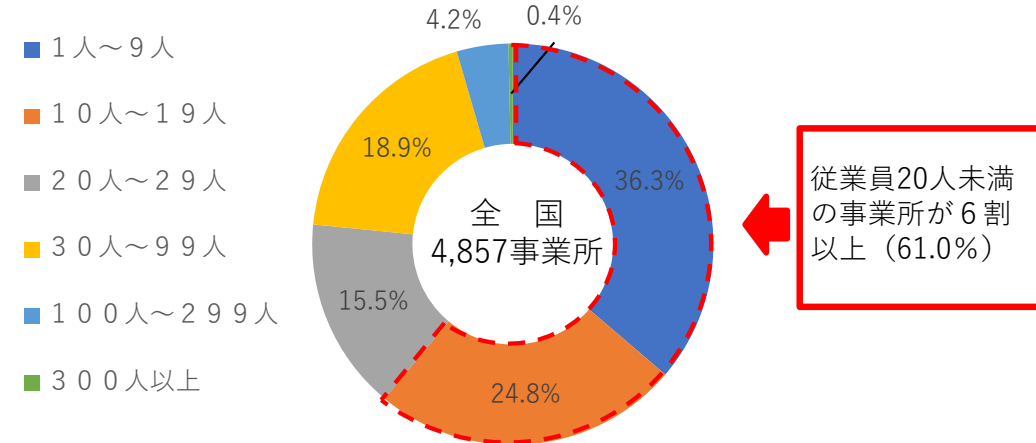
	食料品製造業 (A)	水産食料品製造業 (B)	B/A
出荷額	33兆0039億円	3兆8399億円	11.5%
従業者数	112万2868人	13万1494人	11.7%

資料：経済産業省「2024年経済構造実態調査」(2023年実績)

水産食料品製造業の業種別出荷額の推移

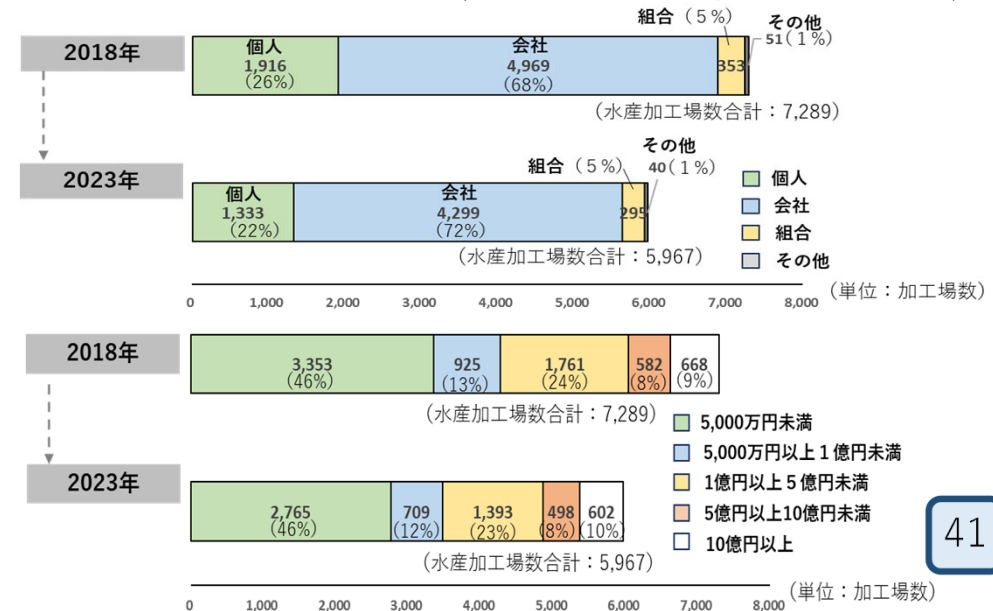


水産加工業の規模別割合



資料：経済産業省「2024年経済構造実態調査」(2023年実績)

水産加工業の経営組織規模(上が経営組織別、下が売上高別)



水産物の消費拡大に向けた取組「さかなの日」・水産物の健康効果

- 魚料理自体の好感度は高いが、水産物の価格の高さ、調理や掃除の手間といった水産物のマイナス特性が家庭での消費にブレーキ。水産物等に含まれるEPA・DHAなど「健康に良い」といったプラス特性についての認知は進んでいるものの、消費を拡大するまでには至っていない状況。
- 水産庁は、毎月3～7日を「さかなの日」として水産物の消費拡大に向けた官民の取組を推進。漁業者、流通業者、小売業者、学生グループ、水族館など、1,111の組織が「さかなの日」賛同メンバーに登録。
- 「さかなの日」賛同メンバー間の情報共有や交流強化を通じ、水産物の販売イベント、官民連携による低・未利用魚のおいしさの認知向上の取組、新商品の販売、「サステナ消費」につながる情報発信の強化、調理や掃除の簡便性にフォーカスした取組等、令和7年度には150件以上の取組を実施。水産物の消費動向は、漁獲量や価格の変動、所得や社会情勢の変化等、複数の要因が影響しあっていることから、水産物の安定供給、消費者の理解促進、多様な魚種の価値を引き出す加工・流通の取組と併せて、水産物の消費拡大に向けた取組を継続していくことが必要。

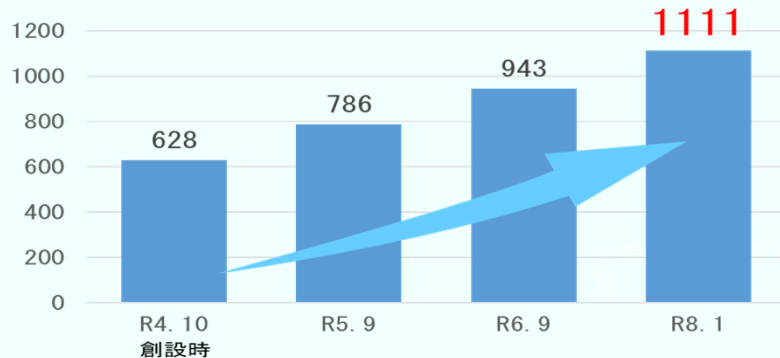
「さかなの日」のロゴ
(いいなクン)



「さかなの日」賛同メンバー
間のマッチング交流会



「さかなの日」賛同メンバー数の推移



賛同メンバーとの連携強化



産地と連携した販売イベント

環境、地域、健康などにフォーカスした取組



クロダイのおいしさ認知向上プロジェクト

調理や掃除の簡便性にフォーカスした取組



魚焼きグリルを活用した簡単調理のプレゼン

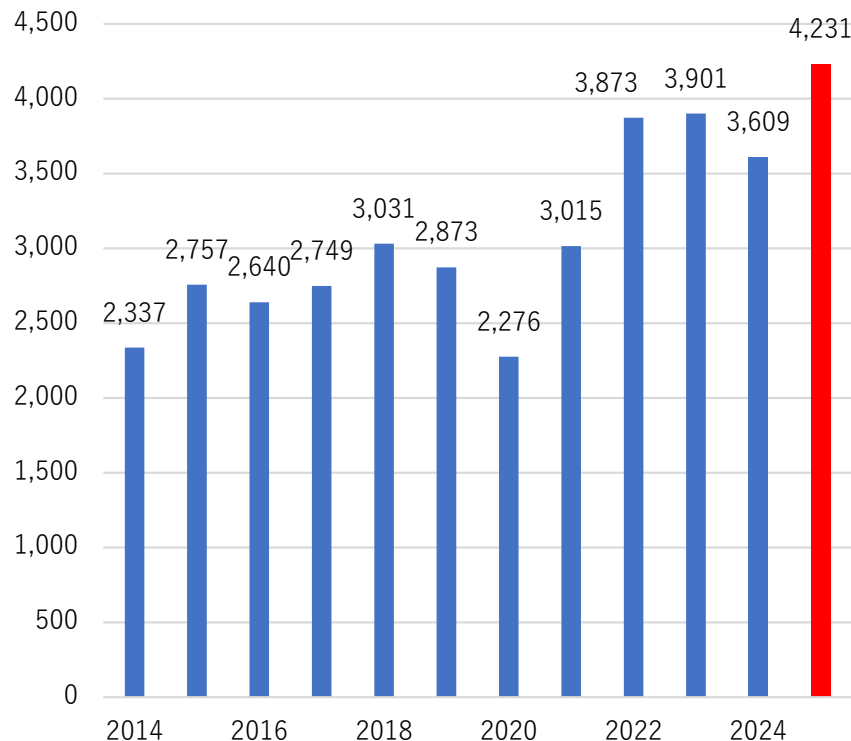


簡単魚料理のSNS発信

水産物輸出の拡大

- 令和7（2025）年4月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において、農林水産物・食品の輸出額の達成目標は、令和12（2030）年に5兆円（うち水産物1.1兆円）とされている。「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」では水産分野の輸出重点品目としてぶり、たい、ホタテ貝、真珠及び錦鯉の2025年目標輸出額が設定され、そのうちホタテ貝、真珠及び錦鯉で目標を達成。
- 令和2（2020）年以降水産物の輸出額は増加傾向。令和6（2024）年は一部国・地域による日本産水産物の輸入規制強化の影響等を受け、前年から減少したものの、輸出先の転換・多角化等の支援策を進めたこともあり、令和7（2025）年は過去最高の4,231億円（農林水産物・食品輸出額 1兆7,005億円の約25%）。
- 国・地域別では、香港、米国、ベトナムで約半分を占め、品目別では、ホタテガイ、ブリ、真珠等が上位。

水産物輸出額の推移（億円）



資料：財務省「貿易統計」に基づき水産庁で作成

輸出重点品目の2025年輸出額目標達成率とその要因

輸出重点品目	輸出実績（億円）		目標（億円） ・達成率	2025年輸出実績の評価
	2020年	2025年 (対2020年比)	2025年 (達成率)	
ぶり	173	528	542(97%)	・ 米国等で脂ののった大型のぶりが人気で需要が増加。他方高水温や赤潮の発生で大型サイズのぶりの生産が増加できなかったこと等が課題。
たい	38	80	193(42%)	・ 輸出額は堅調に増加だが、海外市場でテラピア等の案かな白身魚と競合し、伸び率は低調。
ホタテ貝	360	1,024	656(138%)	・ 2023年の中国の輸入停止措置を受けて国内加工体制の強化や米国、ベトナム等への輸出先国の多角化を進め、目標達成。
真珠	76	412	379(109%)	・ 国際展示商談会等を通じて、海外における日本産の需要が伸長し、目標達成。
錦鯉	48	100	97(103%)	・ ラスベガスで大規模な品評会を開催したことをきっかけに米国での人気が高まり米国輸出が急増。また、2024年、2025年に中国向けに8施設が再登録され輸出額は堅調に推移し、目標達成。

6. 漁協・漁村等の状況

(1) 漁村の状況

- ・ 漁港背後集落の高齢化率（65歳以上の人口の割合）は40.5%と全国平均の29%を上回る早さで高齢化が進行。
- ・ 一方で、漁村の交流人口は近年増加傾向にあり、地域資源の価値や魅力を活かした海業の推進により、地域の所得向上と雇用機会の確保を図ることが必要。

(2) 藻場・磯焼けの状況

- ・ 海水温上昇等を背景としたウニ・アイゴ等の植食性動物の過剰な食害などにより、藻場面積は減少。また、磯焼けが全国各地の沿岸で発生。

(3) 漁協の状況

- ・ 漁村地域の漁業活動等の核となる漁協は組合員、漁協職員ともに減少。人材確保に向け、漁協業務の合理化をはじめ、労働条件の改善や待遇見直しが必要。

(4) 浜の活力再生プラン

- ・ 漁業者自らが中心となり地域一体となって、漁業者の所得向上により漁村地域の活性化を目指す「浜の活力再生プラン」（浜プラン）の策定を推進。

(5) 拠点漁港等の競争力強化

- ・ 水産業の競争力と輸出促進を図るため、高度衛生管理型荷さばき所の整備、冷凍冷蔵施設の老朽化への対応など、漁港の機能を強化。

漁村の高齢化と海業の推進

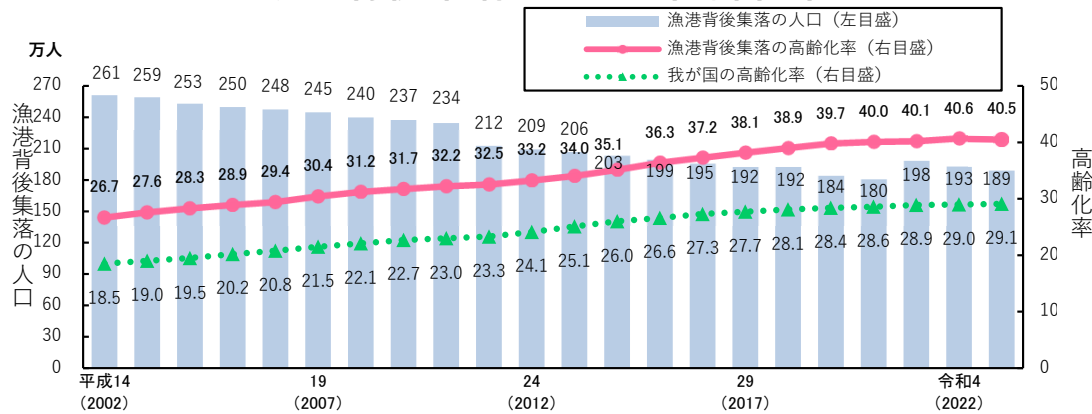
- 漁村では、全国平均を上回る速さで人口減少や高齢化が進行し、活力が低下。一方、漁村の交流人口は約2千万人と大きなポテンシャルを有しており、漁村の賑わいの創出が重要。
- 豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を活かした海業※の推進により、地域の所得向上と雇用機会の確保を図ることが必要。

※海業：漁村の人々が、海や漁村に関する地域資源の価値や魅力を活用して所得機会の増大等を図る取組

漁村の交流人口及び交流施設の設置状況の推移

	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
漁村の交流人口 (千人)	19,854	20,024	20,222	18,558	20,108	23,420	23,710
水産物直売所等の 交流施設（箇所）	1,371	1,390	1,451	1,490	1,458	1,473	1,476

漁港背後集落の人口と高齢化率



■海業の場として漁港を活用



水産物販売施設



岸壁前に立地するレストラン



漁業体験



漁村の魅力を活かした宿泊（渚泊）



釣り体験



調理体験

資料：漁港背後集落の人口推移と高齢化率は、水産庁調べ。
全国の高齢化率は、総務省「人口推計」（国勢調査実施年は国勢調査人口による。）。

注：1) 高齢化率とは、各区分ごとの総人口に占める65歳上の人口の割合。
2) 平成23（2011）～令和2（2020）年の漁港背後集落の人口及び高齢化率は、岩手、宮城及び福島県の3県を除く。

藻場・磯焼けの状況

- 高度経済成長期の沿岸域の開発や、地球温暖化に伴う異常な海水温上昇等を背景としたウニ・アイゴ等の植食性動物の過剰な食害などにより、藻場面積は減少。磯焼けが全国各地の沿岸で発生。

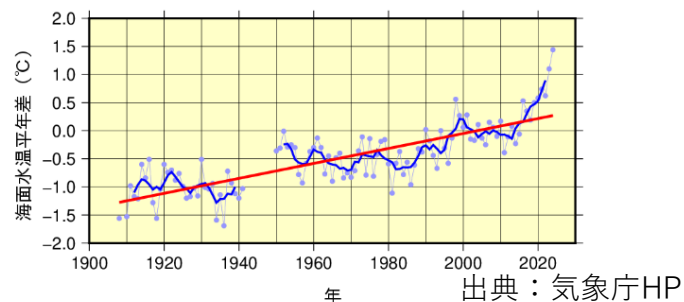
磯焼けとは

浅海の岩礁・転石域において、海藻の群落（藻場）が季節的消長や多少の経年変化の範囲を越えて著しく衰退または、消失して貧植生状態となる現象

最近の海水温の変化

日本近海では平均海面水温は、 $+1.33^{\circ}\text{C}/100$ 年のペースで上昇しているとの報告がある

日本近海の全海域平均海面水温（年平均）の年差の推移



主な原因と対策

原因を正確に把握した上で現地の海域の状況に応じて対策を講じることが重要。

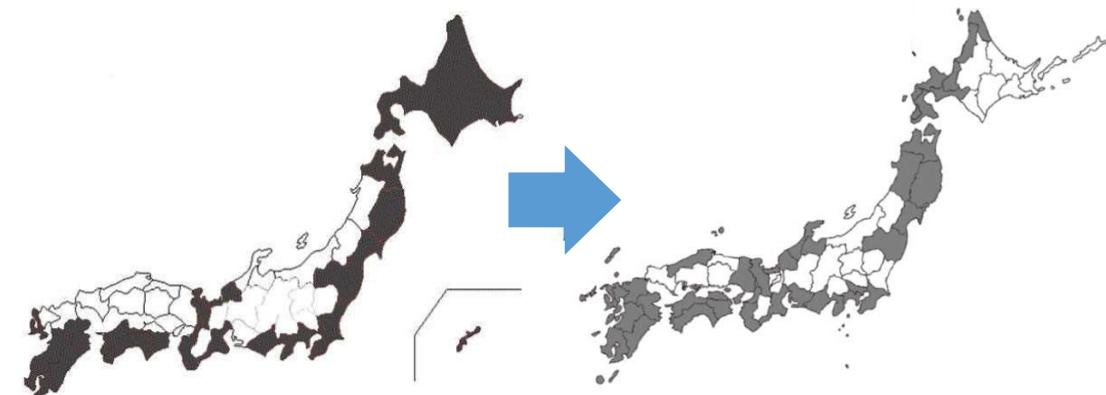
（原因）

- ① ウニ・魚による食害
- ② 海藻のタネ不足
- ③ 栄養塩の不足
- ④ 海藻の定着しやすい環境がない

（対策）

- 植食性動物の駆除
- 海藻の移植
- 栄養供給
- ブロック等の設置等

藻場衰退を抱える都道府県の推移



1980年頃:24都道県

2020年:31都道府県

資料：水産庁調べ



植食性魚類による食害（立ち枯れ）



ウニによる食害の状況

漁協の現状

- 漁協は、漁業者の協同組織として、組合員のために漁獲物の販売等の事業を実施し、漁業者の経営の安定に寄与するとともに、漁業権の管理等の公的な役割も担っている。
- 組合員の減少が進む中、未だ零細な漁協も多く、漁協がその役割を発揮していくためには、さらなる事業・経営基盤の強化が必要。
- 漁協の販売事業については、小売業者との直接取引や地産地消の推進、ブランド化等による付加価値の向上に取り組む漁協もあるが、自ら開設した産地市場での販売が中心。

漁協の部門別事業損益の推移

< 沿海地区漁協、1 組合当たり > (単位：百万円)

年度	販売	購買	指導	製氷・冷凍	信用	漁業自営	共済
元	11.5	0.3	2.0	▲ 4.6	▲ 18.4	18.9	▲ 1.3
2	6.1	1.4	2.2	▲ 3.8	▲ 10.6	14.7	▲ 3.1
3	10.5	1.1	3.0	▲ 3.6	▲ 14.3	24.0	▲ 3.1
4	18.7	0.5	3.1	▲ 3.2	▲ 16.3	40.5	▲ 3.1
5	16.2	▲ 1.1	2.1	▲ 3.6	▲ 19.5	27.0	▲ 3.7

漁協の正組合員数（令和5年度）

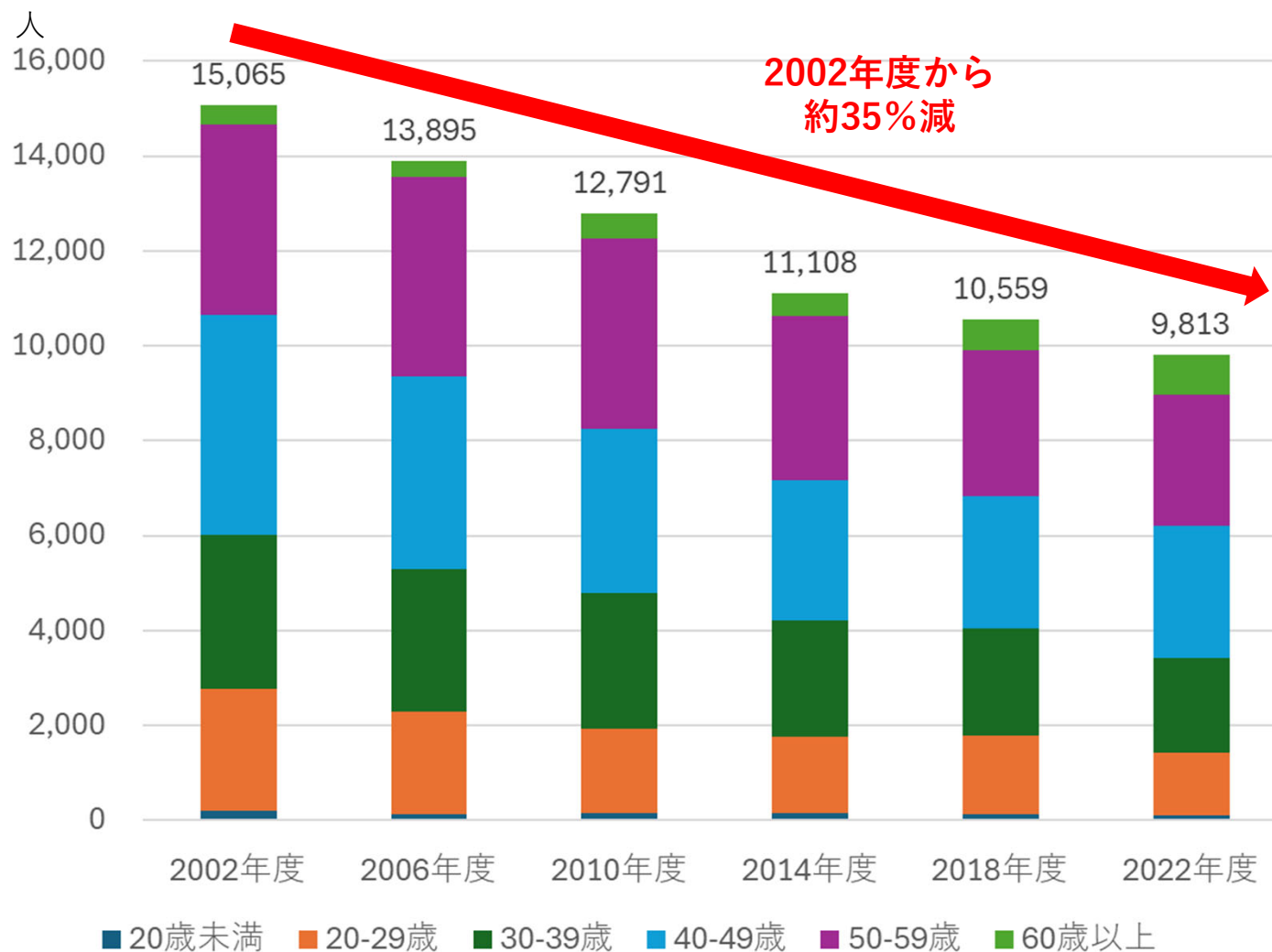
1 組合当たりの正組合員数	組合数	割合
～ 49人	358	43.0%
50～ 99人	206	24.7%
100～199人	145	17.4%
200～499人	100	12.0%
500～999人	14	1.7%
1 000人～	10	1.2%
1 組合当たりの平均正組合員数	126.5人	—

出典：水産庁「水産業協同組合統計表」

注：1 組合あたりは、それぞれの事業毎の実施組合数の中で算出したもの。

漁協職員数の推移

- 令和4(2022)年度末時点で、沿海地区漁協数は839組合であり、人口減少と高齢化により職員数は9,813人で1漁協あたりは12人となっているが、3割の漁協では職員数が3人未満。
- このまま職員の減少傾向が推移した場合、地域の協同組織として漁業者が安定して操業を続けるための基盤が危ぶまれることに加え、漁協が担っている漁場の管理や産地市場の運営も実施が困難となるおそれ。
- 人材確保に向け、業務の合理化をはじめ、漁協自らによる労働条件の改善や待遇見直しが必要。



「浜の活力再生プラン」 (浜プラン)

- 漁村地域の活性化には、その地域の漁業種類や取扱魚種のほか、それぞれの環境・状況に即した対応が必要。
- 浜ごとの特性を活かした創意工夫のもと、漁業者自らが中心となり地域一体となって、漁業者の所得向上により漁村地域の活性化を目指す行動計画である「浜の活力再生プラン」(浜プラン)の策定を推進。令和7(2025)年3月末現在、全国の563地区において浜プランに基づく各種取組を実施中。
- 多くの地区で第3期プランへの移行が進んでいる中、年度別所得目標を達成した地区の割合は全体の54%(令和5年度実績)と約半数となっており、各地区における取組の評価・改善の促進等を通じた実効性の向上が必要。

① 浜プランの概要

水産業を核とした漁村地域の活性化を目指すため、浜ごと(概ね漁協単位)に策定

◎策定主体 地域水産業再生委員会(市町村、漁協等)

◎具体的対策を定める

<収入向上の取組> <コスト削減の取組> <漁村活性化の取組>

◎5年後の所得目標を定める

漁業者の所得を10%以上向上させることを目指して取組を実施
(海業による漁業外所得を含めることが可能)

※下線部は令和6年度以降の年度を計画の初年度として策定する浜プランから適用

② 浜プランの取組事例

串間市東地区(宮崎県)

- ・宮崎県の最南端に位置する当地域は、大型・小型定置網を中心に、曳縄・一本釣り漁業等多様な沿岸漁業が行われており、ブリ、アジ等の回遊魚の漁獲が主体。
- ・漁獲量の減少や燃料高騰等による採算性の確保が困難、漁業者の高齢化や慢性的な後継者不足といった課題に対応する必要。



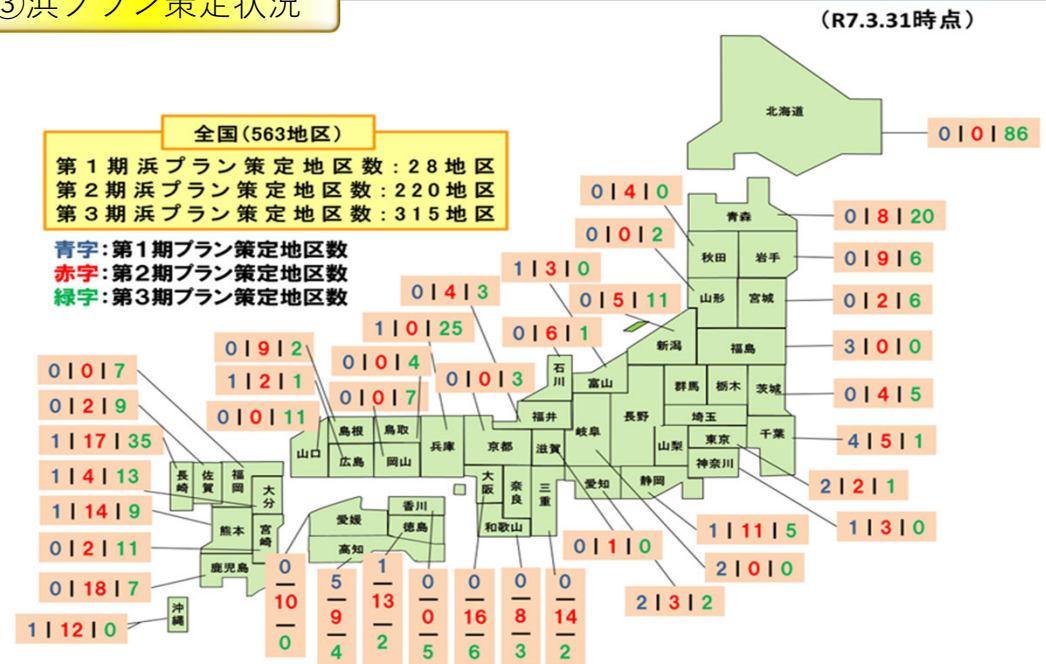
加工品製造・販売



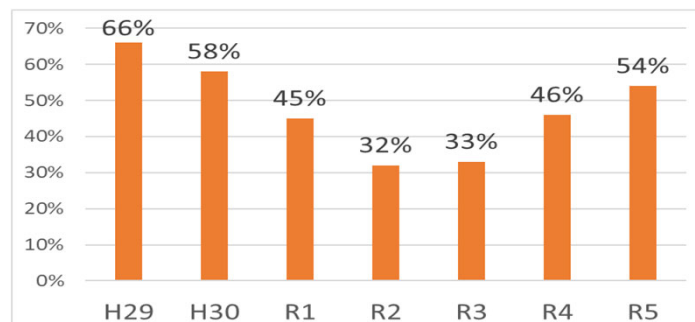
地域ブランドマアジ「美々鰯」

- ・大型定置網は当番制を採用し、空き時間は個人で漁や加工品製造・販売などを行うことで、所得の安定化を実現。

③ 浜プラン策定状況



④ 浜プラン達成状況(年度別所得目標達成地区の割合)



ブレイクスルーの「芽」①：持続可能な養殖システムの機運

- 海水温の上昇など海洋環境の激変を受け、漁獲量の大幅な減少や養殖魚の生育不良やへい死が発生する中、海洋と切り離すことで気候の影響を受けにくく安定的な食料生産が可能となる養殖システムとして、陸上養殖に期待。
- また、陸上で生物をコントロールできる特徴から、輸入や天然資源に依存している種苗や飼料の開発も進展中。



写真：株式会社FRDジャパン

大規模閉鎖循環式養殖

独自開発のバクテリアを活用した濾過システムにより、閉鎖循環式陸上養殖の課題である生産コストを大幅に削減。世界初の陸上養殖での成功事例を目指し、年間3,500トン規模の大規模プラントが始動。



写真：株式会社リージョナルフィッシュ

最先端のゲノム関連技術による新品種開発

DNAマーカー等のゲノム情報を活用し、効率的かつ精密に優良な形質を持つ種苗を開発。

品種改良加速技術（ゲノム編集技術）を活用して高成長等の生産効率に優れた新品種を世界で初めて開発・上市。

魚粉や魚油に頼らない飼料開発

未利用資源を用いた藻類発酵技術により、魚の必須栄養素であるDHAを生産・蓄積する微細藻類オーランチオキトリウム的大量生産技術を開発。



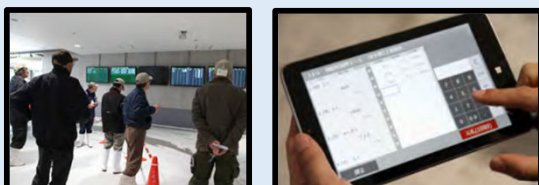
写真：株式会社AlgaleX

ブレイクスルーの「芽」②：バリューチェーン全体のデジタル化の進展

- 資源評価、生産、加工流通の各段階でデジタル技術を活用し、操業等の効率化を図ることで、就業者不足等の課題に対応。

電子データに基づく M S Y ベースの資源評価が実現

- ▶ 200種程度の水産資源を対象に、電子データに基づき資源評価を実施
- ▶ そのうち、T A C 対象魚種については、原則M S Y ベースで資源評価を実施
- ▶ 生産者・民間企業で取得データの活用が進み、操業・経営の効率化や新規ビジネスの創出が実現



産地市場や漁協からデータを効率的に収集・蓄積

全国の主要産地や意欲ある産地の生産と加工・流通業者が連携して、水産バリューチェーンを構築し、作業の自動化や商品の高付加価値化を実現

- ▶ A I や I C T、ロボット技術等により、荷さばき・加工現場を自動化するとともに、電子商取引を推進するなど情報流を強化して、生産性の向上や物流の効率化を実現
- ▶ I C T の活用により、刺身品質の水産物の遠方での消費を可能とする高鮮度急速冷凍技術の導入や、鮮度情報の消費者へのPRを図る情報流の強化を図ることで、高付加価値化を実現



画像センシング技術を用いた自動選別

データ連携を推進し
データをフル活用した水産業を実現

水産新技術を用い生産性・所得の向上、担い手の維持を実現

〈沿岸漁業〉



沿岸漁場予測技術

- ▶ 漁場の海流や水温分布などの詳細な漁場環境データをスマートフォンから入手し、漁場選定や出漁の可否に利用し、効率的に操業を実現
- ▶ 蓄積したデータに基づき、後継者を指導・育成

〈養殖業〉

- ▶ 赤潮情報や環境データ等の情報を速やかにスマートフォンで入手し、迅速な赤潮防御対策を実施
- ▶ I C T により養殖魚の成長データや給餌量、餌コスト等のデータ化により、効率的・安定的な養殖業を実現

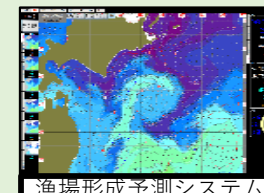
漁業・養殖業

〈技術普及〉



情報共有・人材育成

〈沖合・遠洋漁業〉

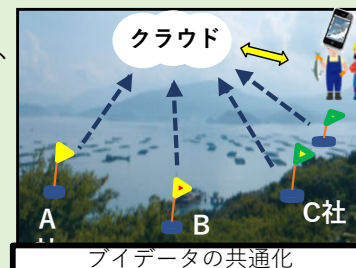


漁場形成予測システム



自動かつお釣り機

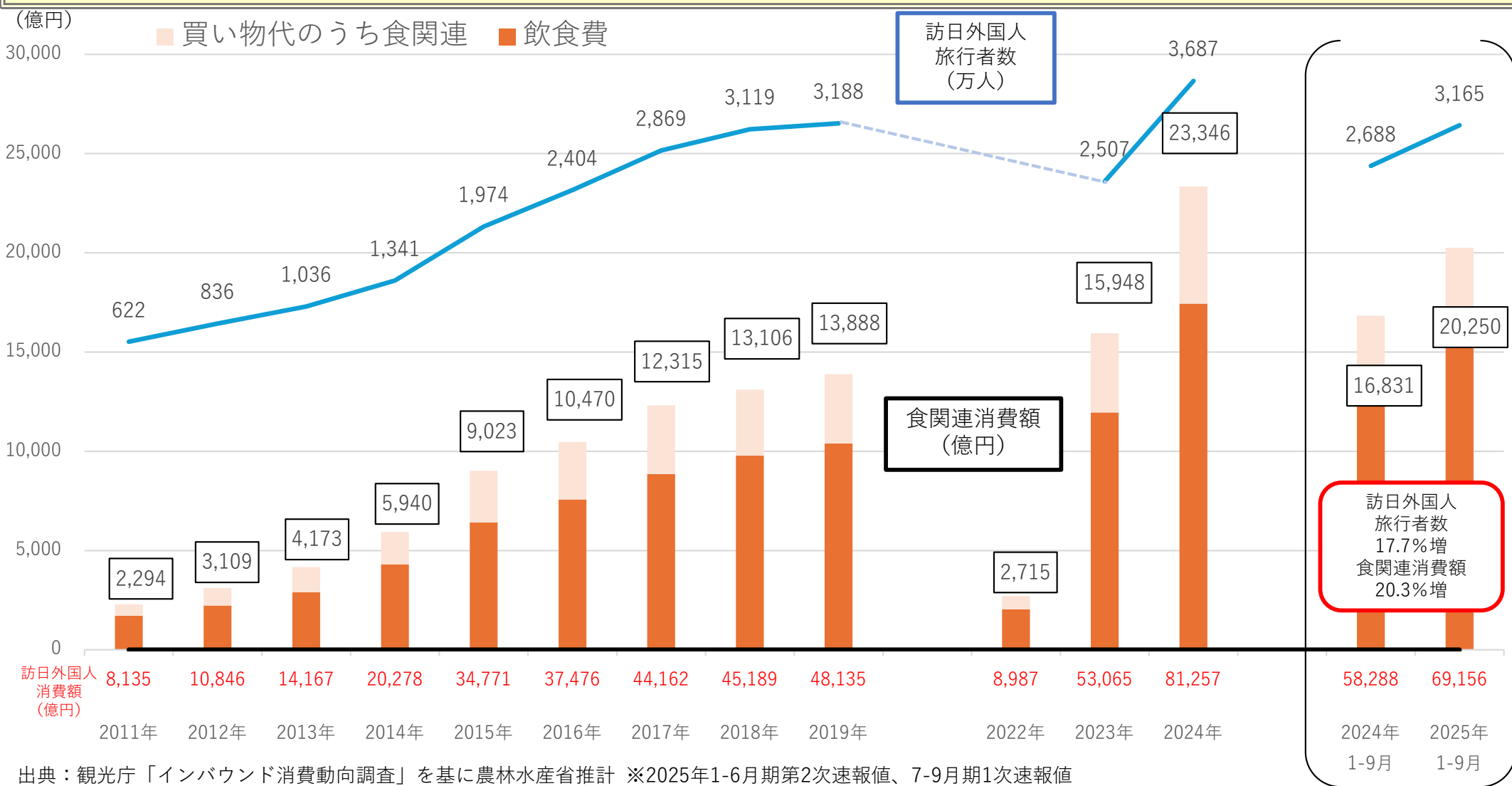
- ▶ 衛星データやA I 技術を利用した漁場形成・漁海況予測システムを活用し、効率的な漁場選択や省エネ航路の選択を実現
- ▶ 自動かつお釣り機等により漁労作業を省人・省力化



ブイデータの共通化

ブレイクスルーの「芽」③：インバウンドの動向

- 訪日外国人観光客数は増加傾向にあり、令和7(2025)年は年間過去最多の訪日外国人観光客を記録する見込み。また、令和6(2024)年の「インバウンドによる食関連消費額」は、対前年比46.4%増加の2.3兆円と過去最高。
- 観光庁の「インバウンド消費動向調査」(令和7(2024)年)によれば、訪日前の期待として「日本食を食べること」が最も大きく(約8割の人が期待)、おおむね4人に1人が最も満足した飲食として「寿司」又は「魚料理」を選択。
- 国内市場が縮小傾向にある中で、拡大するインバウンド需要を取り込んでいくことが必要。



今後の検討にあたって

- ✓ 世界的に人口は増加傾向にあり、食料供給の観点から水産業の役割は今後益々重要となるものと考えられる。実際、世界の漁業・養殖業の生産量は増加傾向にある。
- ✓ 一方、我が国の漁業・養殖業生産量は減少傾向。これは近年の海洋環境の変動や水産資源の減少によるところもあるが、燃油等資材価格の高騰、陸上加工施設等のキャパシティ不足、また種苗・飼料の不足など、外部環境によるところもあるものと推察される。
- ✓ 水産業の成長産業化に当たっては、漁業・養殖業のみならず、これを支える加工流通業、水揚げ漁港・市場、燃油・資材供給や造船などのサプライヤー、養殖種苗・飼料生産業等の関連産業における課題にも目を向けるべきと考えられる。
- ✓ 例えば「水揚量の減少」は単に水産物の供給量の減少を意味するものではなく、漁業経営体の経営悪化、乗組員の減少、更には漁村地域の衰退などマイナス方向へ連鎖する。一方でこのことを逆に捉えれば、サプライチェーンのある部分でのブレイクスルーが全体に好影響を与える可能性のある産業と言えるのではないか。
- ✓ また、生産段階だけでなく、受け入れ側の加工流通についても、流通関係の人手不足等を踏まえた効率化や海洋環境の変動による魚種変動への対応などが必要と考えられる。
- ✓ 現在の水産業は、産業としての成長が停滞している状況であるが、今後、世界的需要の増加が期待できる産業であることを念頭に置き、適切な資源管理を前提として、水産業を成長産業化させる方策を検討していきたい。